



始





14.12.71



511  
159

大正十三年六月開催

副業主任官會議要錄

農林省農務局



318-159

# 地方副業主任官會議要錄

## 目次

- 一 本省提出諮問事項及協議事項.....
- 一 道廳府縣提出協議事項及希望事項.....
- 一 會議出席者氏名.....
- 一 會議經過ノ大要.....
- 一 三土農商務次官訓示要旨.....
- 一 長滿農務局長演述要旨.....
- 一 竹內農務課長副業獎勵上ニ關スル注意要旨.....
- 一 本會議決議.....
- 一 諮問事項ニ對スル道廳府縣ノ書面答申ノ要領.....
- 一 道廳府縣報告事項ノ要領.....

一見 二 三 四

正  
14 6. 13  
交



附 錄

一 講 演

- 一 林學博士三村鍾三郎氏「林産關係副業生産物ニ就テ」
- 一 陸軍砲兵中佐根村正位氏「農村振興ト養兔問題」



本省提出諮問事項及協議事項

諮 問 事 項

輸出向副業品ノ生産及販賣ニ關スル適當ナル振興方策如何

說 明

輸出向副業品ノ生産及販賣ニ關スル振興ヲ圖ルハ我邦現時ノ國情ニ鑑ミ最モ緊切ナルコトト認ム  
仍テ之ニ對スル適當ナル方策ニ付意見ヲ求メムトス

協 議 事 項

- 一 副業共同團體經營上注意スヘキ事項
- 二 副業生産品商況調査月報ニ關スル事項
- 三 副業紹介ノ施設方法ニ關スル事項



## 道廳府縣提出協議事項及希望事項

### 協議事項

#### 一 副業獎勵金ニ關スル件 (新潟縣提出)

說明

從來本省ノ各府縣ニ對スル獎勵金ハ各種ノ施行事業ニ對シ區分的ニ交付セラレタルカ斯克ノ如キハ單ニ煩累ヲ増スノミナラス其ノ効果多カラサルヲ認ム故ニ今後ハ人件費補助ヲ除キ其ノ他ノ事業ニ就テハ各府縣毎ニ夫々特徴アル事業若クハ特ニ獎勵ヲ要スル事業ニ對シ協議ノ上集中的指定補助ノ方法ニヨリ更ニ豫算額ヲ増加セラルルノ緊要ナルヲ認ム依テ各府縣ノ意向ニ付協議セントス

#### 二 副業獎勵ノ爲低利資金ノ融通ニ關スル件

說明

各種副業ノ發達ニ伴ヒ生産品ノ増加ニヨル販賣上ノ苦心漸次加ハリ動モスレハ地方的ニ生産過剰

ヲ生シ再ヒ生産ノ減退ヲ來サントスルモノナキ能ハス如斯ハ販賣機關ノ不完備及資金ノ缺乏ニ起因スルモノニシテ此際耕地整理、森林組合其ノ他ノ事業助成ノ爲メ融通セル低利資金ノ如ク副業振興ノ爲メ副業品ヲ取扱フ法定團體ニ對シ年々相當ノ低利資金ヲ融通スルノ肝要ナルヲ認ム依テ之カ實現方法若ハ之ニ代ルヘキ適切ナル方策アラハ其方策ニ付協議セントス

#### 三 副業獎勵ノ方法及成績ニ關スル件

說明

各府縣ニ於テ施設セル事業中成績良好ナル事績竝ニ各種實行事例ニ就キ其ノ範圍ヲ協定シ毎年一定時期ヲ本省ニ報告シ本省ニ於テ之カ印刷ニ附シ各府縣ニ配付セラルルニ於テハ參考ニ資スル處多大ナルヘシト信セラルルヲ以テ其ノ實行方法ニ就キ協議セントス

#### 一 全國共通のニ生産スル副業品生産調節ノ方法如何 (栃木縣提出)

說明

薬加工品ノ如キ全國共通のニ生産スル副業品ハ各府縣カ同様ノ獎勵ヲ行フニ於テハ遂ニ生産過剰ニ陥リ却テ當業者ニ損害ヲ蒙ラシムルノ例少カラス之等ノ種目ヲ研究シ之カ調節ノ方法ニ就キ協議ヲ望ム



一 副業組合設立上最モ適切ナル方法 (山梨縣提出)

說明

從來行ハル、副業生産品ハ其ノ地方ニ於ケルニ、三仲買人ノ手ヲ經ルニアラサレハ販賣スルヲ得  
ス又原料購入モ同様ノ扱ヒヲ慣例トシ戸々ノ取引行ハレツ、アルヲ以テ之カ共同組織ニ改善セン  
トスルモ仲買人ノ阻止スル所トナリ容易ニ其ノ設立ヲ見ル能ハサルニ依ル

一 副業品ノ市價、販路ノ狀況等ヲ當業者ニ知ラシムル適當ナル方法如何

(長野縣提出)

說明

副業品ノ市價、販路ノ狀況等ヲ調査シテ之ヲ當業者ニ知ラシメ生産並ニ販賣上ノ遺憾ナキヲ期ス  
ルハ斯業ノ發達獎勵上最モ緊要ナリト認ムルヲ以テ之カ適當ナル方法ニ就キ協議ヲ求ム

二 副業ニ關スル基本的調査ヲ行フニ適當ナル調査機關ノ組織並ニ調査方法如何

說明

副業獎勵ノ根本計畫樹立ノ爲メ基本的調査ヲ行ハントスルニ當リ之カ調査機關ノ組織、調査ノ範圍方

法等ニ關シテ意見ヲ求ム

三 副業生産品取扱市場又ハ問屋ト地方ニ於ケル副業組合トノ聯絡方法如何

四 副業品商況調査月報ハ如何ニ利用スルヲ最モ適當ナリト爲スカ

說明

雜穀用並肥料包装用タル五斗、四斗、三斗、二斗五升叭ノ四種ハ各府縣各其ノ寸法ヲ異ニスルヲ  
以テ需給圓滑ヲ缺キ當業者ノ迷惑尠カラサルモノアリ如斯ハ斯業發展上甚敷障害タルヲ以テ之カ  
規格統一ヲ期セムトス

一 副業品ノ販賣斡旋所設置ニ關スル件 (山口縣提出)

說明

生産品ノ確實ナル販路ヲ拓キ其ノ販賣ヲシテ圓滑ナラシムルノ方法ヲ講スルハ副業獎勵上極メテ  
緊要ノ事項ナリト思惟ス仍テ地方樞要消費地ニ適當ナル販賣斡旋所ノ設備ヲ必要トスルモノアル  
ヘシ其ノ之カ適切ナル方法及注意事項等ニ付協議ヲ煩ハサントス



一 農村婦女子ニ適當ナル家庭副業ノ種類承り度 (香川縣提出)

說明

本縣内農村ニ於テ義務教育ヲ了ヘタル女子ニシテ上級學校ニ入學シ得サルモノ、大半ハ都市ニ走リ女工生活ニ入ルノ實況ニ在リ此ハ本人及農村ノ爲メ最モ憂慮スヘキ事柄ニシテ是カ對策ヲ講スルハ刻下ノ急務ト思料ス從來本縣ニ於ケル麥稈眞田ハ農村婦女子ノ家庭副業トシテ盛ニ生産セラレタルモノナルモ近時價格激落シ女工ノ收入ニ及ハサルコト遙ニ遠ク從ツテ青年女子ノ離村緩和ニハ何等ノ用ヲナサス依テ此際各府縣ニ於テ有望ナリト認ムル題記副業ヲ承知シ前記主旨達成ノ資ニ供セントス

一 副業經營任意組合ノ發展上金融ヲ圓滑ナラシムル適切ナル方策如何 (熊本縣提出)

說明

副業經營共同團體ニ於テ法人組織ニ依ラサル任意小組合ニ於テハ金融ノ便ヲ得ルコト極メテ少ク從ツテ經營困難ナルモノアルハ副業獎勵上最モ遺憾トスル所ナリ仍テ之ニ對スル適切ナル良方策ニ付テ協議ヲ乞ハントス

希望事項

一 副業補助金ヲ増額セラレムコトヲ望ム (北海道提出)

說明

副業ノ振興ハ刻下ノ急務ニシテ之レカ調査獎勵上各般ノ施設ヲ要シ地方廳ノ經費ハ逐年増加ヲ餘儀ナクセラルルノ状態ニ在リ然ルニ國庫補助金カ之ニ伴ハサルモノアルヲ以テ地方廳ノ經費豫算ノ二分ノ一ヲ交付セラルル様國庫補助金ヲ増加セラレタシト謂フニ在リ

一 荷物包装材料ノ輸出研究ニ關スル件 (栃木縣提出)

說明

本縣ニ生産スル包装用糸堅莖(麻糸ヲ堅トシテ藁ヲ織リ込ミタルモノ)ノ如キハ價格低廉防濕有効且ツ體裁ヨキヲ以テ上等小荷物ノ包装トシテ歡迎セラレツ、アリ而シテ外國ノ包装用材料中ニハ糸堅莖ノ如キ輕便ナルモノ少ナキカ如ク見受ケラル、ヲ以テ適當ナル手段ヲ講スルニ於テハ輸出ノ可能性アルヘシト思料セラル仍テ農商務省ニ於テ之等包装材料ノ輸出ニ付研究發表アラムコトヲ望ム



一 本省ニ於テ地方專任職員ヲシテ副業講習會ヲ開催セラレンコトヲ望ム

△ (山梨縣提出)

說 明

地方專任職員ハ各種ノ指導獎勵ノ任ニ當ルヘキ職責ヲ有スルモノナルヲ以テ常ニ各部ノ專門技術員ト聯絡ヲ取り事業ノ改善發達ヲ促スト雖モ近來各町村ニ技術員ノ設置増加シ副業發達上好適ナリト雖モ多クハ農林學校又ハ蠶業學校出身ニシテ普通農事、養蠶ノ經驗アルモ各種副業經營及調査指導獎勵ニ關シテハ遺憾ノ點不尠之カ徹底ヲ期スル爲地方專任職員ノ講習ニ基キ漸次町村技術員ニ及ホサントス

一 國費ヲ以テ副業事務官ヲ各府縣ニ設置セラレムコトヲ望ム (島根縣提出)

說 明

副業主任官ノ俸給及旅費ニ對シテハ其ノ經費ノ半額ヲ國庫ヨリ補助セラレツ、アルモ由來副業獎勵事務ハ地方的利害問題ニ止マラス社會政策上又產業政策上ヨリ見ルモ重大且緊切ナル事項ト思料セララルニ付此ノ際之ヲ全額國庫ヨリ支辨セラレ優良ナル人材ヲ配置シ獎勵方針ヲ統一シ一面主任官ノ待遇ヲ向上シ地位ノ安定ヲ計ルニ於テハ獎勵上便宜ナルノミナラス成績一層向上スルニ

二 副業巡回展覽會ノ開設ヲ望ム

至ルヘク又一方ニ於テハ府縣カ現ニ支出セル吏員費ヲ事業費ニ轉用増加スルヲ得ル等斯業ノ發達上効果ヲ收ムルニ至ルヘキモノト認ム

副業獎勵ノ徹底ヲ期スル爲各地ニ於テ巡回展覽會ヲ開キ一般ニ周知セシムルハ効果多大ナリト認ムルカ故ニ特ニ本施設ヲ爲サレムコトヲ望ム

一 道府縣ノ副業施設概要並副業經費豫算ヲ本省ニ於テ一括通報ノ件

(山口縣提出)

說 明

從來道府縣ノ副業施設概要並豫算ハ相互間ノ照會ニ依リ交換通報行ハレタリシモ本省ニ於テハ毎年度道府縣ヨリ副業補助申請ノ關係上一定ノ時期ニ纏ルモノアレハ之レヲ一括シテ毎年道府縣ニ通報セララルニ至ラハ参考上最モ便宜ナルヘシト信ス

二 副業優良事例調査發表ノ件

說 明

組合的又ハ個人的タルトヲ問ハス副業ノ勵行ニ依リ地方ノ産業及經濟ニ將又一家經濟ノ緩和助長



ニ其ノ他風紀上ニ及ホシタル効果著シキ優良事例ニ付其ノ之レカ主業ト副業トニ對スル資金ノ運用、勞力ノ分配等合理的ニ行ハレツ、アルモノノ事績及収益状態ヲ廣ク全國ニ涉リ本省ニ於テ之レヲ調査發表シ一般ノ參考ニ資セシメラレンコトヲ望ム

### 三 副業機關雜誌發行ニ關スル件

說明

副業ニ關スル諸般ノ調査又ハ各種獎勵施設ノ事項並事績其ノ他副業萬般ノ事象ヲ普ク紹介スル爲所謂機關雜誌ノ發行ニ付本省ニ於テ相當研究ノ上之レヲ實現セシメラレンコトヲ望ム

### 一 展覽會陳列用副業參考品ヲ完備セラレ度 (香川縣提出)

說明

現在日本産業協會ニ於テ蒐集セルモノ、ミニテハ不充分ノ觀アリ依テ更ニ種類ヲ増加シ且ツ之カ解説ヲ一層詳細ニナシ以テ益々有効ナラシムル様取計ハレン事ヲ望ム

### 一 副業獎勵補助規程ヲ制定セラレムコトヲ望ム (福岡縣提出)

說明

副業ノ普及發達ニ伴ヒ補助申請團體數益増加シ其金額亦多額ニ達スルモ之ニ關スル本省ニ於ケル

補助規程ノ制定ナキノミナラス年々交付セラル、金額亦僅少ニシテ僅ニ其ノ一部ノ希望ヲ充スニ足ラサルノ状態ナルヲ以テ此際補助規程ヲ制定シ補助條件ニ適合スル團體ニ對シテハ其希望ヲ充シ十分ナル發達ヲ遂ケシメムトス

### 一 國庫獎勵金交付事業變更ニ關シ取扱ヲ簡略ナラシメラレ度シ (佐賀縣提出)

說明

計畫事業中豫算總額ニ異動ナクシテ事業内容ヲ變更スル場合ハ認許ノ手續キヲ省略シ單ニ報告ノミニ止メラレ度シ

## 會議出席者氏名

地方應別	官職	氏名
北海道	産業主事	綿引清三
東京都	産業技師	加藤茂雄
東京都	産業主事補	井田憲次
東京都	産業主事補	高科良二







東部道縣農會聯合販賣幹旋所

沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	同	高	愛	香	德	山	廣
	兒												
繩	島	崎	本	賀	分	岡		知	媛	川	島	口	島

產業主事補	產業主事補	屬	產業技師	產業主事補	農務課長	產業主事補	產業主事補	產業主事	產業主事	產業主事	產業主事	產業主事	產業主事	產業技師	產業技師	產業技師	產業技師	產業技師	產業技師
渡邊龍一	宮崎宗十	野尻茂一郎	岡田忠次郎	松本苞	篠有邦	濱田頼幸	宮原茂雄	佐藤權造	千綿萬三	江崎武雄	古市美弘	御牧秀一	新里順正	新里順正	新里順正	新里順正	新里順正	新里順正	新里順正

關西府縣農會聯合販賣幹旋所

九州各縣農會聯合販賣幹旋所

神奈川縣農會技師	千葉縣農會幹事	同 農會技師	大阪府農會技師	兵庫縣農會技師	福岡縣農會技師
吉田源一郎	山崎時次郎	山本行	池田駒太郎	三木清人	照山宗吉

會議經過ノ大要 (自六月十二日於府立東京商工獎勵館) 至同十七日

第一日 (六月十二日)

午前十一時開會長滿農務局長ヨリ副業獎勵ニ關スル演述及本省提出協議事項ノ説明アリ終リテ農務局長議長席ニ着キ諮問事項「輸出向副業品ノ生産及販賣ニ關スル適當ナル振興方策如何」ニ付答申ヲ求メ神奈川、愛知、大阪ノ各府縣ヨリ夫々答申アリ(十二時三十分休憩)午後一時三十分再開午前ニ引續キ兵庫、新潟、岡山、福岡ノ各縣ヨリ答申アリ次テ竹内農務課長ヨリ副業獎勵上注意スヘキ事項ニ



付注意及ヒ打合アリテ午後四時散會

第二日 (六月十三日)

午前十時開會長滿農務局長議長席ニ着キ前日ニ引續キ石川、滋賀ノ兩縣ニ諮問事項ノ答申ヲ求メ次テ愛知、神奈川、新潟、三重ノ各縣ヨリ諮問事項ニ對スル意見或ハ質問アリ右終リテ「共同團體ノ實況及獎勵施設ノ現狀」ニ付群馬、岐阜兩縣ヨリ報告アリ(正午休憩)午後一時再開午前ニ引續キ富山、長野兩縣ノ報告アリタル後本省及地方提出協議事項ヲ議題トシ夫々討議ノ結果左記委員ニ附託スルコトニ決定シ尙ホ諮問事項ニ付テモ主任者ノ希望ニ依リ協議會トシテ成案ヲ作ル爲メ委員ニ附託スルコトト爲シ午後四時散會

協議事項附託委員

諮問事項及石川山口各縣提出協議事項

北海道、大阪、兵庫、長崎、静岡、青森、山形、石川、岡山、山口、沖繩

本省提出協議事項第一及山梨、熊本各縣提出協議事項

埼玉、佐賀、三重、山梨、岩手、秋田、福井、富山、島根、徳島、大分、熊本

本省提出協議事項第二及栃木長野各縣提出協議事項

新潟、群馬、千葉、栃木、滋賀、長野、福島、岐阜、愛媛、福岡、茨城、宮崎  
本省提出協議事項第三及新潟、香川各縣提出協議事項

東京、京都、神奈川、奈良、愛知、鳥取、宮城、廣島、香川、高知、鹿兒島

第三日 (六月十四日)

午前九時半開會林學博士三村鐘三郎氏ノ「林産關係副業生産物ニ就テ」及豫備陸軍砲兵中佐根村正位氏ノ「農村振興ト養兔問題」ニ付夫々講演アリ(正午休憩)休憩時間中日本産業協會ノ副業獎勵活動寫眞映畫ノ試寫ヲ爲セリ

第四日 (六月十六日)

午後二時開會日本産業協會ト地方副業主任者トノ間ニ副業獎勵上ニ關スル打合(別紙参照)アリ終ツテ出席者ヲ二組ニ分チ東京府家庭副業獎勵會千駄ヶ谷及目白授産場ヲ見學セリ

第五日 (六月十七日)

午前九時半開會第一、第二、第三、第四ノ各委員會ニ於テ附託事項ニ付夫々審議セリ  
午前十時開會三土農商務次官ノ訓示アリ後農務局長議長席ニ着キ委員會ニ於テ審議セル各協議事項ニ



付討議ノ上夫々決定スルトコロアリタリ尙ホ本日ハ東部、關西、九州道府縣農會聯合販賣斡旋所主任トノ間ニ協議及ヒ打合ヲ爲シタリ  
右ニテ議事終リ午後五時閉會

### 三土農商務次官訓示要旨

近時經濟界ノ不振ニ因リ地方都市中小產者ノ生活動モスレハ安定ヲ缺ク虞アリ就中農家ノ經濟ハ著シク收支ノ均衡ヲ失スルモノアリ此ノ秋ニ當リ副業ヲ獎勵シ其ノ普及發達ヲ圖リ中小產者ノ收入ノ増加ヲ期スルハ最モ緊要ナル施設タリトス  
我カ國ニ於ケル農家漁家等ノ産業ハ規模狹少ニシテ主業ニ依ル收入ニノミ依リテ經濟ヲ維持スルコト困難ナリ然モ其ノ業務ハ多ク季節ニ支配セラレ勞力ノ餘剩尠ナカラサルヲ以テ之等ノ勞力ヲ利用シ適當ナル副業ヲ營ムニ於テハ經濟ノ緩和及産業ノ助長開發ニ資スルコト多大ナルヘシ  
副業ハ主業ノ餘暇ヲ利用シ之ヲ營ム關係上其ノ製品ノ生産販賣上ニ於テ他ノ商品ノ夫レニ比シ缺陷アルモノ少ナカラスサレハ之カ缺陷ヲ補フ爲從業者ノ合同ヲ促シ共同組織ノ下ニ之ヲ經營スルノ方法ヲ講セシムルヲ要ス即チ組合ヲ組織シ原料ノ共同購入設備ノ共同使用製品ノ檢査統一共同販賣資金ノ融通等ノ途ヲ講スルニ於テハ原料ハ安價ニ購入セラレ生産能率ヲ増進スルト共ニ製品ノ改良行ハレ販路

ノ擴張ヲ來スニ至ルヘシ

尙ホ副業ノ獎勵ハ農村振興上極メテ重要ナル問題ニシテ從來政府當局ニ於テモ之カ獎勵ニ關スル施設ヲ爲シ又各政黨政派ニアリテモ同様之カ必要ヲ唱へ居ル次第ナルヲ以テ此ノ際一層努力シ將來ハ副業ヲシテ本業ト對立スル迄ニ發達セシムルヲ要ス  
副業ノ獎勵ニ付テハ諸君ハ多年ノ研究ト經驗トニ基キ行ヒツ、アルモ今後共之カ施設ノ充實ヲ圖リ以テ此ノ重大ナル時局ニ處シ十分ニ其ノ效果ヲ舉クルニ盡瘁セラレタシ

### 長滿農務局長演述要旨

歐洲大戰後ニ於ケル我カ國經濟界ノ不況ハ未タ尙ホ恢復スルニ至ラス農村、漁村共ノ他ニ於テ一般中小產者ノ生活狀態ハ益々困難ニ陥リ加フルニ昨秋關東地方ノ震災ニ因リ國民ハ其ノ産業及ヒ經濟上ニ多大ナル打撃ヲ蒙リタリ此ノ秋ニ際シ國民生活ノ緩和ヲ圖ル爲メ副業ノ獎勵ヲ爲スハ最モ緊切ナルヲ以テ各位ハ此ノ會合ヲ機トシ十分ニ之カ方策ヲ研究シ實地ニ適當ナル措置ヲ講セラレムコトヲ望ム  
本省提出ノ協議事項ニ付簡單ニ説明セムニ

第一、副業ノ共同團體經營上注意スヘキ事項

副業ノ經營ニ關シ共同組織ヲ獎勵スルハ斯業獎勵上最モ必要トスルトコロニシテ從來各地共此ノ種



ノ共同團體ノ設立ヲ見ルニ至リタルモ之カ經營ノ實情ヲ見ルニ尙ホ遺憾ト認メラルルモノ尠ナカラサルカ故ニ經營ノ指導上注意ヲ要スヘキ事項ニ付十分研究セラレタシ

第二、副業品商況月報改正ニ關スル事項

之ハ前回ノ會議ニ於テ協議事項トシテ協議ヲ煩ハシタルカ尙ホ實際ニ利用スル上ヨリ見テ其ノ内容ニ十分ナラサル點アルヘシト思料セララルルニ依リ生産販賣ノ兩方面ノ實情ニ基キ適當ナル調査事項ヲ定メ實益アル商況調査月報タラシムル様致シタシ

第三、副業紹介ノ施設方法ニ關スル事項

頃者農村、漁村、市街地等ニ於ケル中小産者ニシテ副業ニ依リ生活ノ安定ヲ圖ラムトスルモノ益々多キヲ加フルニ至リタルモ此ノ種ノ要求ニ應スルノ途未タ十分ナラサルハ甚タ遺憾トスルトコロナリサレハ之ニ對スル適當ナル施設方法ヲ研究シ斯業ノ普及發達ヲ期シタシ

次ニ副業獎勵事務管掌上留意スヘキ二三ノ事項ニ關シ述フルトコロアルヘシ

(一) 副業獎勵ノ任ニ當ル職員ハ常ニ産業各部ト連絡ヲ圖リ苟モ副業ニ關係アルモノニ付テハ其ノ所屬ノ如何ヲ問ハス等シク之カ獎勵施設ヲ爲スヘキコトハ會同毎ニ屢々注意シ來リタルトコロニシテ既ニ十分諒解セラレタルコト、信スルモ今後共一層各種産業方面トノ關係ヲ圓滑ニシ斯クシテ農村ニモ漁村ニモ市街地ニモ其ノ施設ノ行キ亘ル様努メラレムコトヲ望ム

(二) 副業生産品ノ販路ヲ確實ナラシムルハ副業獎勵上最モ必要ナルコトニシテ生産品ノ販賣タニ支障ナク行ハレムカ副業ノ獎勵ハ左マテ困難ニ非サルヘシト信ス政府ハ從來道府縣農會聯合販賣幹旋所ニ補助金ヲ交付シ副業品ノ販賣幹旋ヲ爲サシメツ、アルカ本年度ヨリ日本産業協會ニ補助金ヲ交付シ副業品販賣ニ關スル諸般ノ調査ヲ爲サシメ追テハ輸出向副業品ニ關スル幹旋事業ヲ行ハシムル計劃ナルヲ以テ同會ト打合せ施設上ノ參考ニ供セララルト共ニ各府縣ニ於テモ將來販賣ノ方面ニハ一層力ヲ注カレムコトヲ望ム

(三) 副業獎勵ノ補助金ニ付テハ補助ヲ受クヘキ事業ニ關シ適切ナル施設計劃ヲ立テ其ノ效果ヲ舉クルコトニ努ムルト共ニ補助金ノ支途ニ付テハ其ノ經理ヲ誤ル如キコト無キ様注意セラレタシ尙ホ詳細ノ注意及打合等ニ關シテハ農務課長其ノ他ヲシテ之ヲ爲サシムヘキヲ以テ十分協議ヲ遂ケラレタシ

竹内農務課長副業獎勵上ニ關スル注意要旨

一 副業專任職員ニ關スル件

本省副業獎勵費ノ補助ニ依リ各府縣ニ設置セラルル副業專任職員ニ付テハ本年度ハ和歌山、徳島、島根、鹿兒島、宮崎ノ五縣ヲ除キ他ハ全部之カ設置ヲ見タリ其ノ府縣ニ同職員ノ設置無キモノニ付



テハ副業獎勵上遺憾ノ點尠ナカラサルヲ以テ之カ設置無キ縣ハ可成速ニ設置セヨレムコトヲ望ム尙  
ホ從來特殊ノ事情アルモノニ付テハ同職員ヲ府縣農會ニ設置スル場合モアリタルカ本年度ハ農會ニ  
設置シタルモノナク今後共之ヲ認メサル方針ナリ尙ホ副業專任職員ハ副業ノ事務ニ從事スルコトハ  
云フ迄モナキコトナルモ此ノ趣旨尙ホ諒解セラレスシテ副業以外ノ事務ニ携ル爲メ其ノ本務ヲ十分  
ニ果スコト能ハサル如キモノアリトセハ甚タ遺憾ナルヲ以テ可成之ヲ避クルコトニ致シタシ

### 一 補助金ニ關スル件

大正十三年度ノ補助金交付ニ付テハ配付セル補助金交付一覽表ニ依リ御承知アリタシ但シ神奈川縣  
ノ分ニ限り該一覽表中補助事項ノ記載ナキハ震災ニ因リ本省及同縣共關係書類ヲ燒失シタル爲メ不  
明ナルカ爲メナリ本年度ノ補助金ニ付テハ既ニ提出セラレタル補助申請ニ基キ目下取調中ナルヲ以  
テ追テ決定ノ上交付セラルヘシ副業獎勵費ノ補助金ニ關シテハ本年度モ昨年度ト同様九萬貳百九拾  
圓ヲ計上セラレタルカ此ノ數年度來斯業ノ普及發達ニ伴ヒ補助申請額著シク増加シ其ノ希望ニ副フ  
コト能ハサルハ甚タ遺憾トスルトコロナリ尙ホ補助金交付後ニ於テ計劃ノ變更、經費ノ流用等ノ際  
ハ必ラス本省ニ許可申請ノ手續ヲ爲スヘキ筈ナルニモ拘ハラス往々ニシテ之カ手續ヲ怠リ或ハ又補  
助ヲ受ケタル事業ヲ年度内ニ實行セラル、場合ニ其ノ事由ヲ具申セサル如キモノ等アルハ不都合ナ  
ルニ付之等ハ相當注意ヲ拂ハレ度ク尙ホ補助關係ノ豫算ノ經理上ニ付テハ遺憾ナキ様取計ヲハレタ

シ又補助ヲ受ケタル事業ハ十分ニ指導監督シ事業報告ノ如キモ可成詳細ニ記載セラレタシ

### 三 副業ニ關スル美談、佳話及ヒ副業獎勵費補助金交付ニ依リ施設セル事項中

其ノ效果顯著ナルモノニ關スル件

各地方ニ於ケル副業ニ關スル美談、佳話ヲ蒐集シ之ヲ輯録シテ副業思想ノ涵養ニ資シタキニ付適當  
ト認メラレタルモノハ報告ノ勞ヲ執ラレタシ

尙ホ副業獎勵補助金ノ交付ニ依リ施設セル事項中其ノ效果顯著ナルモノニ付テハ定期ノ事業報告以  
外ニ特ニ報告セラレタシ

## 本會 議 決 議

本省提出ノ諮問事項、協議事項及地方提出協議事項ニ對スル決議及道府縣副業主任官ノ希望左ノ如シ

### 本省提出諮問事項

#### 一 輸已向副業品生産販賣ニ關スル適當ナル振興方策如何

決 議



#### 第一、調査機關ノ設置

- 一、斯業ニ關スル調査研究ノ機關ヲ設ケ左ノ事項ヲ行ハシムルコト
- イ 海外市場ニ於ケル需要供給ノ狀況、意匠、嗜好、商況等ヲ調査シ迅速ニ之ヲ周知セシムルコト

ロ 需要地ニ適スル意匠、圖案等ヲ研究シ或ハ見本品ヲ作成シテ之ヲ配付スルコト

#### 第二、實行團體ノ組織

- 一、副業ノ種類毎ニ適當ノ區域ヲ以テ實行團體ヲ組織セシメ左ノ事項ヲ行ハシムルコト
- イ 講習、講話及傳習會等ヲ開催シ生産技術ノ熟達ヲ圖ルコト
- ロ 品評會、展覽會、競技會等ヲ開催シ製品ノ改良作業能率ノ増進ヲ圖ルコト
- ハ 器具機械並原料等ノ共同購入及低利ナル資金ノ調達ニ依リ生産費低減ヲ圖ルコト
- ニ 製品ノ検査ヲ嚴ニシテ改良統一ヲ圖リ生産品ノ信用ヲ高ムルコト
- ホ 生産品ノ共同販賣ヲ爲サシムルコト

#### 第三、販賣斡旋機關ノ設置

確實ナル販賣斡旋機關ヲ設置シテ道府縣ニ支部ヲ置キ輸出向副業品及家庭手工藝品ノ販賣斡旋ヲ爲サシムルコト

#### 第四、一般的振興方策

- 一、仕向地ノ需要ニ適應スル爲本省ニ於テ適當ノ者ヲ選擇シテ時々海外ニ派遣シ實情ヲ調査セシムルコト
- 二、海外ノ商品見本ヲ蒐集陳列シ又ハ道府縣ニ巡回貸付シテ參考資料ニ供スルコト
- 三、教育機關ト聯絡ヲ取り適當ノ技藝ヲ授クルコト
- 四、優良器具機械ノ普及ヲ圖ルコト
- 五、原始生産品ニ付テハ優良品種ノ普及ヲ圖ルコト
- 六、原料ノ輸入及生産品ノ輸出ニ對スル運賃ヲ割引スルコト
- 七、見本宣傳又ハ海外ニ於ケル見本市及展覽會等ノ利用ニ依リ販路ノ維持擴張ヲ獎勵スルコト
- 八、輸出副業品中本邦ニ於テ検査ヲ施行セサルモノニ對シテハ検査ヲ行フコト
- 九、副業獎勵費ヨリ特ニ獎勵金ヲ交付シ或ハ低利資金融通ノ途ヲ講スルコト
- 一〇、發明考案及事業ノ功勞者ヲ表彰スルコト

#### 本省提出協議事項

#### 一 副業共同團體經營上注意スヘキ事項



決議

二六

副業共同團體ノ組織ハ産業組合法ニ據ルヲ原則トスルモ諸種ノ事情ニヨリ現在ニ於テハ任意組織ノ組合多キヲ以テ今茲ニハ斯カル任意組合ノ經營上注意スヘキ事項ノミヲ列舉スヘシ然レトモ他ノ組織ニ依ルモノニ於テモ大體左記事項ニ準據スルコトヲ得ヘシ

機關

一、役職員ニハ適材ヲ得ルニ努メ特ニ役員ニハ斯業ニ對スル熱心家ニシテ且區域内ノ信望アル者ヲ選任スルコト

二、每年少クトモ一回總會ヲ開催シ事業報告ヲ爲スト共ニ將來ノ經營方法其ノ他ニ付協議スルコト

財務

一、組合ノ經費ハ當初ハ成ル可ク販賣代ノ一部ヲ徵收シテ之ニ充ツルコト

二、資金ハ可成一般組合員ノ出捐ニ依ルヲ可トスルモ止ムヲ得サル場合ニ於テハ有志者ノ出資ニ俟ツモ可ナルコト

三、組合ノ經費ハ可成之ヲ節約スルコト

四、基本金及準備金ノ積立ニ努ムルコト

五、組合ノ帳簿ヲ整備シ收支ノ狀況ヲ明カニスルコト

事業

土地ノ事業組合員ノ狀態等ニ應シ可成左記ノ事業ヲ行フコト

一、製品ノ共同販賣

二、製品ノ検査

三、原料器具ノ共同購入

四、設備ノ共同使用

五、貯金ノ實行

六、資金ノ融通

七、製作獎勵、品質改善等ノ施設事項

八、組合員ノ融和訓練ニ關スル施設事項

(一) 製品ノ共同販賣上注意スヘキ事項

イ 可成等級販賣ヲ爲スコト

ロ 委託販賣ニ依ルコト

ハ 確實ナル取引先選定ニ努ムルコト

ニ 可成直接販賣ノ方法ヲ講スルコト



- ホ 市場商況ニ注意スルコト
- ヘ 可成倉庫ヲ設備スルコト
- (二) 製品ノ検査上注意スヘキ事項
  - イ 検査ノ標準ハ市場ノ需要ニ應シテ之ヲ定ムルコト
  - ロ 検査ハ厳正公平ヲ旨トシ情實ニ流レサルコト
  - ハ 當初ハ可成戸別検査ヲ施行シ技術ノ指導ニ便シ漸次集合検査ニ移ルコト
  - ニ 検査證印ヲ明瞭ニスルコト
- (三) 原料、器具ノ共同購入上注意スヘキ事項
  - イ 豫メ需要量ヲ取纏メ可成生産者ヨリ直接安價ノ時期ニ購入分配スルコト
  - ロ 購入代金ヲ直ニ支拂フ能ハサルモノニ於テハ製品販賣代金中ヨリ差引クヤウ爲スコト
- (四) 設備ノ共同使用上注意スヘキ事項
  - イ 一般組合員ノ廣ク使用シ得ルモノヲ設備スルコト
  - ロ 設備設置ノ場所選定ニ注意スルコト
  - ハ 設備ハ可成各員ノ勞力材料ヲ持寄リテ完成シ現金ノ支出ヲ輕減スルコト

- ニ 簡單ナル設備ノ使用料ハ不公平ニ陥ラサル限り可成之ヲ徴收セサルコト
- (五) 貯金ノ實行上注意スヘキ事項
  - イ 販賣代金ノ一部ヲ義務トシテ貯金セシムルノ制ヲ設クルコト
  - ロ 義務貯金ハ信用組合アル場合ハ團體名又ハ組合員名義ニテ之ヲ預入シ信用組合ナキ場合ハ郵便貯金トシ特別ノ事情アル場合ノ外一定期間拂戻ササルコト
- (六) 資金融通上注意スヘキ事項
  - イ 組合員資金ノ調達ニハ可成斡旋ノ勞ヲ執リ組合ニ餘裕アル場合ニハ低利短期ノ融通ヲ圖ルコト
  - ロ 組合カ融通ヲ爲ス場合貸付額ハ生産高ヲ基礎トシ之ニ素行等ヲ參考トシテ決定スルコト
- (七) 製作獎勵、品質改善等ノ施設
  - イ 講習會、講話會、品評會、競技會等開催スルコト
  - ロ 優良生産者及功勞者ヲ表彰スルコト
  - ハ 組合員ノ融和訓練ニ關スル施設事項
    - (1) 各種會合ノ機會ヲ利用シテ組合員ノ向上及家族ノ慰安娛樂會ヲ開催スルコト
    - (2) 優良組合又ハ先進地ノ視察ヲ爲スコト



(3) 訓練上必要ナル各種資料ヲ蒐集シテ周知セシムルコト

## 二 副業生産品商況調査月報改正ニ關スル事項

左記事項ニ付夫々調査スルコト協議決定セリ

記

### 第一 主要市場ニ於ケル調査

(農會聯合販賣幹旋所及日本産業協會、小樽、函館商業會議所並元山、清津ニ於ケル適當ナル團體調査)

- 一、主要市場ニ於ケル副業生産品ノ需給狀況
- 二、副業生産品ノ販路
- 三、副業生産品ノ生産、包裝、荷造、検査、販賣等ニ關スル取扱業者及大口需要者ノ意見又ハ批判
- 四、主要副業生産品ノ相場

### 第二 生産地方ニ於ケル調査 (道府縣調査)

- 一、地方ニ於ケル主要副業生産品ノ生産及販賣狀況

- 二、地方ニ於ケル販賣幹旋事例及成績
- 三、主要副業生産品ノ產地ニ於ケル相場

## 副業生産品商況調査

### 第一 主要市場ニ於ケル調査

(農會聯合販賣幹旋所、日本産業協會、小樽、函館商業會議所並元山、清津ニ於ケル適當ナル團體調査)

- 一 主要市場ニ於ケル副業生産品ノ需給狀況  
主要副業生産品ニ付一ケ年間ニ於ケル入出荷期節、出荷地別入荷概數、仕向地別出荷概數並市内消費概數、相場(第四項ニ於テ相場ノ報告ヲ爲スモノハ之ヲ除ク)ヲ毎月調査報告スルコト  
調査品目、調査市場及調査時期ハ別紙第一表ニ依ル
- 二 副業生産品ノ販路  
主ナル副業品取扱問屋ノ名稱、住所、一ケ年間ノ取扱高及大口需要者ノ名稱、住所、一箇年需要高買入地等ヲ報告スルコト



調査品目、調査市場及報告時期ハ前項ニ同シ

三 副業生産品ノ生産、包装、荷造、検査、販賣等ニ關スル取扱業者及大口需要者ノ意見又ハ批判ヲ報告スルコト

調査品目、調査市場及報告時期ハ前項ニ同シ

四 主要副業生産品ノ相場

主要副業生産品ノ相場ヲ毎月調査報告スルコト

調査品目、調査市場ハ別紙第二表、調査様式ハ第五表ニ依ル

### 第二 生産地方ニ於ケル調査

(道府縣調査)

一 地方ニ於ケル主要副業生産品ノ生産及販賣状況

各地方ニ於ケル全國的主要副業生産品ニ付生産地方一ケ年間ノ産額、仕向地別出荷數量、相場(第

三項ニ於テ相場ノ報告ヲ爲スモノハ之ヲ除ク) 共同販賣事業ノ概況ヲ調査報告スルコト

調査品目、調査地方及調査時期ハ別紙第三表ニ依ル

二 地方ニ於ケル販賣斡旋事例及成績

副業主任又ハ農會カ販賣斡旋ヲ爲シタル良好ナル事例アリタル場合ハ其ノ成績ヲ報告スルコト

三 主要副業生産品ノ産地ニ於ケル相場

主要副業生産品ノ(地元仕入相場)相場ヲ毎月報告スルコト

本調査ハ生産地ヲ指定シテ之ヲ施行スルヲ適當ト認ムルカ故ニ本省ハ可成一品目ニ付五圓乃至十

圓ヲ適當ナル團體ヲ通シ指定調査書ニ調査手當トシテ支給スル様セラレタキコト

調査品目、調査市場ハ別紙第四表、調査様式ハ別紙第五表ニ依ル

注意

(一) 第一、第二ノ第一項中ノ相場ハ代表的銘柄品ニ付月別平均相場ヲ報告スルコト

(二) 第一ノ第四項及第二ノ第三項ハ毎月二十日前後ノ相場ヲ調査スルコト

(三) 銘柄、取引單位ハ可成詳細ニ記載スルコト

(四) 報告ハ必ス其ノ月ノ二十五日迄ニ農務局農務課ニ到着スル様差出スコト

### 第一表 主要市場ニ於ケル副業生産品ノ需給状況











二 畜産關係品

品名	兔皮
品目	ラツシ
調査市場	同 横濱、神戸
調査時期	二 七 月 月

三 林産關係品

品名	竹、李、及、バスケット
品目	木通、蔓製、品
調査市場	同 横濱、神戸
調査時期	六 四 七 九 月 月 月 月

四 水産關係品

品名	貝、寒
品目	又 卸
調査市場	同 横濱、神戸
調査時期	二 五 月 月

五 雜

品名	和紙、模造、刺繡、編物、類
品目	レース、刺繡、編物、類
調査市場	同 横濱、神戸、門司
調査時期	十 七 八 月 月 月

備考 東京、大阪、神戸、門司市場ニ於ケル調査ハ各市場所在農會販賣輪旋所、横濱市場ニ於ケル調査ハ日本産業協會之ヲ行フコト

第二表 主要市場ニ於ケル副業生産品ノ相場調査品目及調査市場

第一 農産關係品

調査品目	繩、蔴、草、履
調査市場	東京、横濱、大阪、神戸、門司、長崎
	同
	同
	東京、大阪



箸 炭 山 五 椎 木 除 さ 黄 凍 生 生 生 鷄

倍 虫 ふ 豆 菊 ん 蓮 腐 兔 豚 鷄 卵

第二 林産關係品

東京、横濱、大阪、神戸、門司、長崎  
同  
東京、横濱、大阪、神戸、門司、長崎  
同  
横濱、神戸  
東京、大阪、神戸、門司、長崎  
東京、横濱、大阪、神戸、門司、長崎  
東京

葛 澱 乾 切 切 梅 澤 干 真 杞 綠 麥 花 莫 疊

蕪 干 干 庵 柳 稗 製 眞 茶 田 蕙 産 表  
粉 粉 柿 藷 根 干 漬 瓢 綿 品

東京、大阪、神戸  
東京  
大阪、神戸  
神戸  
東京、大阪  
東京、大阪、神戸  
同  
東京、大阪、神戸、門司、長崎  
東京、大阪  
東京、門司、長崎、大阪  
東京、門司、長崎  
東京、大阪  
東京、横濱  
東京、横濱、大阪、神戸







第三表 生産地方ニ於ケル副業生産品ノ生産及販賣状況

調査品目及調査地方

(一) 農産関係品

品目	調査地方	調査時期
稲	埼玉、富山、静岡、石川、埼玉、静岡、兵庫、香川、福井	一月
麦	兵庫、佐賀、千葉、香川	二月
粟	山形、三重	二月
稗	岡山、大分、静岡、石川	二月
草	岡山、大分、石川	二月
黍	岡山、大分、福岡	二月
草	岡山、香川	二月
柳	栃木、埼玉、東京	二月
干	兵庫、茨城、福岡	二月
行	岐阜、兵庫	二月
李	栃木	二月
及		
バ		
ス		
ケ		
ツ		

(二) 畜産関係品

品目	調査地方	調査時期
切	愛知、千葉、宮崎	十二月
干	静岡、長崎	十二月
柿	山梨、岐阜	十二月
梅	廣島	十二月
澤	和歌山、神奈川	十二月
凍	東京、徳島、山口	十二月
素	奈良、長野	十二月
源	兵庫、三重、香川	十二月
蒲	北海道、千葉	十二月
眞	茨城、群馬、岡山	十二月
山	滋賀、福島	十二月
黄	長野、静岡、島根	十二月
さ	京都	十二月
除	神奈川	十二月
除	廣島、和歌山	十二月
麵		
乾		
豆		
庵		
麵		
根		
干		
漆		
柿		
干		
根		
豚		
鶏		
卵		
生		
生		
鶏		







品 目 調査地 方 四八

生 品	生 品	真 蒟	澤 庵	切 干	柳 行李及バスケット	疊 草	草 履	吹 簾	繩 品
兔 豚		綿 粉	漬 根	大 根	表 表				
		(二) 畜産関係品							
長 野	千 葉、神奈川、鹿兒島	滋 賀、福 島	茨 城、群 馬、岡 山	東 京、德 島、山 口	愛 知、千 葉、宮 崎	岐 阜、兵 庫	岡 山、大 分、靜 岡、石 川	山 形、三 重	兵 庫、佐 賀、千 葉、香 川
							埼 玉、富 山、靜 岡、石 川	埼 玉、靜 岡、兵 庫、香 川、栃 木	

生 品 鶏 卵 愛知、千葉 愛知、千葉

旅 籠	竹 行	木 通蔓	椎 茸
品 目	品 目	バスケット	
(三) 林産関係品			
調 査 地 方	大 分、兵 庫、山 梨	靜 岡、長 野	青 森、秋 田
		靜 岡、宮 崎	

(四) 水産関係品 調査地 方

鯉	鰻	泥 鰯
		(五) 雑 類
		滋 賀
		滋 賀、千 葉、岡 山
		長 野、群 馬、滋 賀
		調 査 地 方







- (一) 副業紹介ニ必要ナル調査
  - (二) 副業紹介者ノ監督
  - (三) 事業ノ統計蒐集
  - (四) 副業ノ紹介
  - (五) 其ノ他必要ト認ムル事項
- 六、各種團體主管事項
- (一) 副業紹介ニ必要ナル調査
  - (二) 事業ノ統計蒐集
  - (三) 副業ノ紹介
- 七、副業紹介ニ關スル調査
- (一) 紹介スヘキ副業ノ生産及販賣ニ關スル事項  
但シ賃仕事ニ關シテハ左記事項ヲ調査スルコト
  - イ 求人者ノ事業經營ノ狀況
  - ロ 求人者ノ信用狀況
  - ハ 被紹介者ヲ需要スル狀況

一 副業獎勵金ニ關スル件 (新潟縣提出)

地方提出協議事項

- (一) 被紹介者ノ家庭ノ事情  
ホ 其ノ他
  - (二) 季節的移動副業労働者ノ紹介ニ關スル事項
- 八、副業紹介ノ方法
- (一) 紹介ニ關スル事務ニ従事スル專任者ヲ設置スルコト
  - (二) 紹介ハ無報酬ニテ行フコト
  - (三) 自家企業ニアリテハ被紹介者ノ居住スル地方ノ實情ヲ精細ニ調査シ適當ト認ムル副業ヲ紹介スルコト
  - (四) 賃仕事ニ在リテハ需要者側ノ需要狀況ヲ調査シ被紹介者ニ對シ其ノ適當ト認ムル需要者ヲ紹介スルコト
  - (五) 授産場ヲ設置シ副業ニ關スル講習、講話、實地指導等ヲ爲スコト



イ、本省ノ獎勵金交付方法ニ關スル事項

五四

從來道府縣副業獎勵費編成ノ方法ハ統一ヲ缺クヲ以テ本省獎勵金交付方法亦區々タルヤノ觀アリ  
道府縣ノ豫算編成ハ可及的統一シ副業獎勵助成費ノ如キ費目トシ之ニ對スル本省ノ獎勵金モ亦細  
目ニ亘リテ指定セス少數項目ニ大別シ便宜交付セラレタキコト

ロ、特定ノ副業ニ對スル補助金交付ニ關スル事項

將來各種ノ副業發達シ來リタル場合ハ道府縣特殊ノ副業ニ對シ特ニ獎勵ノ意味ニ於ケル指定補助  
ノ方法ニヨル爲豫算ヲ増額セラレタキコト

二 副業獎勵ノ爲低利資金ノ融通ニ關スル件 (新潟縣提出)

決議

イ、低利資金ヲ産業組合ニ融通セラル、場合特ニ副業ニ關スル事業ヲ行フモノニ對シテハ本省ニ於  
テ低利資金又ハ中央金庫貸出金ヲ容易ニ融通セラル、ノ便宜ヲ計ルコトヲ交渉セラレタキコト  
ロ、府縣ニ於ケル副業組合ノ如キハ可及的産業組合組織トシ之カ便宜ヲ受タル様セシメラレタキコ  
ト

三 副業獎勵方法及成績ニ關スル件 (新潟縣提出)

決議

本件ハ曩ニ本省注意事項中ニ於ケルカ如ク本省ニ於テ適時適當ノ方法ニ依リ之カ蒐集及發表ヲ取計  
ラハレタキコト

四 全國共通的ニ生産スル副業品生産調節ノ方法如何 (栃木縣提出)

決議

審議ノ結果本項ハ生糸又ハ織物ノ如ク其ノ組織全國的ニ共通シ且統制アル團體ヲ組織セルモノニア  
リテハ生産ノ制限休業ニヨリ略其ノ目的ヲ達成セラルヘシト雖副業品ノ如キニアリテハ其ノ根本的  
組織成ルニ至ル迄ノ間ハ到底其ノ目的ヲ達スヘキ適當ノ方法ヲ發見スル能ハス唯間接的ニ本省ニ於  
テ全國各種副業品ノ需給狀況ヲ調査シ其ノ大勢ヲ示ス等微温的ナル事項ノ外ナシト認ム

五 副業品ノ市價販路ノ狀況等ヲ當業者ニ知ラシムル適當ナル方法如何

(長野縣提出)

決議

本項ハ縣農會其ノ他ノ機關雜誌若クハ市況通報、縣内團體ノ發行物ニヨリ又ハ講演等ニヨルノ外他  
ニ適當ノ方法ハ現在ニナシト認ム

五五



六 副業ニ關スル基本的調査ヲ行フニ適當ナル調査機關ノ組織並調査方法如何 (長野縣提出)

決 議

本項ハ各府縣共ニ事情ヲ異ニシ夫々府縣ノ事情ヲ參酌シテ定ムヘキモノナルヲ以テ共通的ニ決議スヘキ事項ナシト認ム

七 副業生産品取扱市場又ハ問屋ト地方ニ於ケル副業組合トノ聯絡方法如何 (長野縣提出)

決 議

本項ハ常ニ相互ノ懇談、協定ヲナシ又ハ斡旋者ニ於テ取引上將又相互利益ノ増進上接觸セシムルノ外方法ナシト認ム

八 副業品商況調査月報ヲ如何ニ利用スルヲ最モ適當ナリト爲スカ (長野縣提出)

決 議

現在講話指導ノ材料トシ又ハ必要品目ニ付キ郡、郡農會若クハ其ノ他ノ團體ニ通知スル爲メノ外特

ニ有效ナル利用方法ヲ認メス

九 副業組合設立ニ際シ仲買人ノ妨害アル場合採ルヘキ方法 (山梨縣提出)

決 議

- 一、講習、講話、視察其ノ他適當ナル方法ヲ以テ先ツ生産者ノ自覺ヲ促スコト
- 二、現在ノ仲買人ヲシテ組合員タラシメ各種ノ事務ヲ取扱ハシメ相當ノ手當ヲ支給スル方法ヲ講スルコト
- 三、組合員ヲ徹底的ニ結束セシメ相互ニ德義ヲ重ムセシムルコト

一〇 吠ノ規格統一ニ關スル件 (石川縣提出)

決 議

右ハ宿題トシテ考究スルコト

一一 副業品ノ販賣斡旋所設置ニ關スル件 (山口縣提出)

決 議

副業品ノ販賣斡旋ニ付テハ道府縣農會ノ聯合ヲ以テ設置シアル販賣斡旋所ヲシテ之ニ當ラシメツ、アルモ未タ充分ナリト謂フヲ得サルヲ以テ從來設置セラレタル斡旋所ニ對シテハ人員ノ増加其ノ他



ニ依リ其ノ組織ヲ完備シ更ニ必要ナル地方ニ斡旋所ヲ増設シ地方廳其ノ他關係方面ト一層聯絡ヲ密接ニシ充分其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

一 副業經營任意組合ノ發展上金融ヲ圓滑ナラシムル適切ナ方策如何

(熊本縣提出)

決議

任意組合ニ於テハ適當ナル金融方策ナク產業組合ニ組織ヲ變更スルヲ適當トスルモ產業組合ノ設立ニ關シ其ノ手續上困難ナル事情アルヲ以テ手續ヲ改善シ副業獎勵上適當ナル小組合ノ設立ニ便セシムル様當局ニ於テ之カ改善方ニ付キ考慮セラレムコトヲ望ム

道府縣副業主官希望

一 副業事務ヲ分立セシメラレタキコト

說明

副業ハ產業各般ニ亘リ範圍極メテ廣汎ニシテ其ノ事務ハ各局各課ニ密接ナル關係ヲ有シ之カ振興ハ農村、漁村其ノ他中小產業者ノ現狀ニ照シ極メテ急務ナルモノアリ然ルニ農務課ノ一事務トシ

之ヲ取扱フカ如キニ於テハ到底時運ノ趨勢ニ順應スルコトヲ得サルヘシト信ス故ニ農務課ヨリ之ヲ分立セシメ本省ニ局若クハ課ヲ新設セラレ道府縣ニ於ケル副業關係事務ヲ系統的ニ整理セラレタシト謂フニアリ

二 副業獎勵費ヲ増額セラレタキコト

說明

副業獎勵費ハ創始以來何等ノ異動ナキニ時運ノ進歩ニ伴ヒ現在ノ儘ニテハ到底斯業獎勵ノ徹底ヲ期スルヲ得サルカ故ニ大正十四年度ヨリ更ニ之ヲ増額セラレタシト謂フニアリ

三 副業品販賣斡旋機關ヲ整備セラレタキコト

說明

副業ノ振否ハ販賣ノ難易ニ基因スルモノアルハ敢テ多言ヲ要セサル所ナリ然ルニ道府縣ニ於テハ之カ適當ナル販賣斡旋機關ナキ爲其ノ發展ヲ阻止スルモノ尠カラサルヲ以テ政府ハ日本產業協會ニ相當補助金ヲ交付シ道府縣ニ支部ヲ設置セシメ以テ輸出向副業品其ノ他家庭手工藝品ノ販賣斡旋ヲ取扱ハシメ一面現ニ設置シアル農會聯合ノ販賣斡旋所ヲ擴充シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシメ以テ副業ノ進展ニ資セラレタシト謂フニ在リ



四 副業共同組織助成費ヲ特ニ計上セラレタキコト

説明

副業ノ共同組織助成ニ就テハ現ニ副業獎勵費ヨリ補助金ヲ交付セラレツ、アリト雖モ近時は等國體ノ増加ニ伴ヒ現在ノ豫算額ニテハ到底十分ナラサルヲ以テ特ニ本費目ノ下ニ相當ノ經費ヲ計上シ之カ獎勵ニ資セラレタシト謂フニ在リ

五 副業博覽會ヲ開催セラレタキコト

説明

副業振興ノ一策トシ副業獎勵着手後滿十箇年ノ大正十五年ヲ期シ東京ニ於テ左記規模ノ副業博覽會ヲ開催セラレタシト謂フニアリ

記

會期	五十日
經費	五十萬圓

(該博覽會ニ對スル進捗報告ノ書面答申ノ要領)

一 輸出向副業品ノ生産販賣ニ關スル適當ナル振興方策如何



四 副業共同組織助成費ヲ特ニ計上セラレタキコト

説明

副業ノ共同組織助成ニ就テハ現ニ副業獎勵費ヨリ補助金ヲ交付セラレツ、アリト雖モ近時は等國體ノ増加ニ伴ヒ現在ノ豫算額ニテハ到底十分ナラサルヲ以テ特ニ本費目ノ下ニ相當ノ經費ヲ計上シ之カ獎勵ニ資セラレタシト謂フニ在リ

五 副業博覽會ヲ開催セラレタキコト

説明

副業振興ノ一策トシ副業獎勵着手後滿十箇年ノ大正十五年ヲ期シ東京ニ於テ左記規模ノ副業博覽會ヲ開催セラレタシト謂フニアリ

記

會期	五 十 日
經費	五 十 萬 圓

(諮問事項ニ對スル道廳府縣ノ書面答申ノ要領)

- 一 輸外向副業品ノ生産販賣ニ關スル適當ナル振興方策如何



諮問事項ニ對スル道廳府縣ノ答申ノ要領

北海道廳

本道ニ於テ獎勵セル各種副業ノ生産品ハ未タ道内ノ需要ヲ充タスニ足ラス毎年多額ノ移輸入ヲ見ルノ状態ニ在ルヲ以テ各種副業ノ獎勵施設ハ主トシテ移輸入ノ防止ヲ目標トセリ故ニ特ニ有利ナル新副業ヲ以テスルニ非ラサレハ從來ノ方針ヲ變更スルハ至難ノコトタルヘシト雖モ之レカ振興ノ方策トシテハ調査機關ノ設置、實行團體ノ組織、低利資金ノ融通製品検査ノ統一、輸出商ノ指定等ヲ必要トスヘシ以下項ヲ分ケテ之ヲ述フヘシ

一、調査機關ノ設置

副業ノ調査ニ付テハ本省ニ各専門家ヲ常置シ各種副業ノ調査ヲ遂ケ隨時發表セラレツ、アリ又道府縣ニ於テハ夫々專任職員ヲ常置シ地方ノ狀況ニ應シ適當ナル調査ヲナシ獎勵ノ資ニ供シツ、アリト雖モ未タ以テ充分ナリト謂フヲ得サルヘキヲ以テ本省ニ臨時ノ調査機關ヲ設置シ斯業ニ學識經驗アルモノヲ委員トシ廣ク副業ニ關スル調査研究ヲ爲シ獎勵ニ資スルコト

二、實行團體ノ組織

副業ノ生産品ハ其ノ分量僅少ナルヲ常トス故ニ之ニ要スル材料ノ購入、資金ノ調達、並技術ノ傳



習、製品ノ販賣等ハ從業者共同ノ力ヲ以テ之ヲ處理スルノ極メテ有利ナルモノアルハ叙説ヲ要セサル所ニシテ殊ニ輸出品ノ如キハ品質ノ精選統一ヲ期スル上ニ於テ先ツ生産者ノ團體ニ於テ一應検査ヲ行ヒ出荷セシムルノ必要アリ故ニ適當ノ區域ヲ以テ從業者ノ團體ヲ組織セシメ實行機關タラシムルノ要アルヘシ又從來生産販賣等ニ付其ノ地方ニ慣行ナキ新副業ニ付テハ確實ナル商人ヲ指定シ技術ノ傳習、材料ノ配給、製品ノ統一、販賣等前記實行團體ノ爲スヘキ事業ノ大部分ヲ行ハシメ國費若クハ道府縣費ヨリ補助金ヲ交付シテ之ヲ援助シ一面業務執行ノ狀況ヲ監督シ實行上遺憾ナキヲ期スルコト

### 三、低利資金ノ融通

加工的ノ副業ニシテ製作技術ニ熟達シ之ニ從事スル勞力ヲ有スルモ原料ヲ他ニ仰クモノニ在リテハ資金不足ノ爲メ充分ナル發達ヲ見ルニ至ラサルモノアリ又輸出品ノ如キハ相當數量ニ達スルニ非ラサレハ取引開始ニ不便ナルノミナラス販賣上ニ於テ不利益ナルヲ以テ原料ノ購入及製品ノ貯藏等ニ要スル資金トシテ從業者ノ團體ニ低利資金ヲ供給シ助成スルコト

### 四、製品検査ノ統一

製品ノ輸出ニ當リテハ生産者ノ組合ニ於テ検査シタルモノニ對シ更ニ品質數量其ノ他ヲ參酌シ相當格付ヲ爲スノ必要アルヘシ故ニ輸出地ニ國費ヲ以テ検査機關ヲ設置シ取引上ノ利便ニ供スルコト

### 五、輸出商ノ指定及補助金ノ交付

製品ノ販賣ハ生産者ノ團體ヨリ海外需要地ニ直輸出ヲ爲スヲ理想トスヘキモ取引先ノ選定、輸送、保險特ニ變動甚シキ爲替相場ノ關係等アリテ微力ナル副業團體ノ容易ニ實行シ得サルヘキヲ以テ確實ニシテ信用アル問屋ヲ指定シテ之ニ當ラシメ國費ヨリ相當補助金ヲ交付シテ常ニ業務執行ノ狀況ヲ監督シ計算ノ正確ヲ期セシムルコト

## 東京府

東京府下ニ於ケル輸向副業品ハ主トシテ「レース」編物類、刺繡製品類ニシテ從來東京市内及横濱神戸等ノ商館ノ手ヲ經テ輸出シツ、アリ震災後一時市内及横濱ニ於ケル輸出品取扱ハ絶滅シ僅ニ神戸商館等ヨリ注文ヲ引受ケツ、アリタルモノアリシカ最近市内及横濱ノ復興ニ伴ヒ漸ク副業品ノ輸出モ再ヒ考慮セラル、ニ至レリ此ノ現況ニ鑑ミ輸向副業品ノ生産及販賣ニ關スル振興方策トシテハ

一、製作者ハ可成的組合組織トシ原料ノ購入、製品ノ販賣其ノ他互ニ共同一致ノ方法ヲ取ルト共ニ大量生産ヲ計畫スルコト



- 二、既成ノ副業團體ノ生産ニ於テモ互ニ相聯携シ製品ノ統一ヲ計ルコト
- 三、從業者ハ公德心ヲ守リ約束等ヲ違ヘサルコト
- 四、適當ナル機關ヲシテ製作傳習會講習會各品評會展覽會等ヲ開催セシメ技術ノ向上ト生産者ノ養成トヲ計ルコト

販賣方面

- 一、複雑ナル仲繼業者ヲ減シ工賃ヲ一定スルコト
- 二、問屋又ハ商館等ニアリテハ暴利ヲ貪ラス生産者ト相提携シテ互ニ便宜ヲ計ルコト
- 三、輸出業者ハ常ニ海外ノ嗜好ニ注意シ生産者ニ對シ適當ナル注意ヲ與ヘシムルコト

京 都 府

輸出向副業ノ隆否ハ獨リ副業ノ振否ニ關スルノミナラス延イテハ國家經濟ノ發展上由々シキ問題ニシテ上下擧ツテ之カ振興ノ方策ヲ攻究シ以テ初期ノ目的貫徹ニ努ムルハ目下ノ急務トス今之カ方策ニ付キ適當ト認ムルモノヲ列記スレハ次ノ如シ

- 一、仕向地ノ需要ニ適スル如ク生産スルコト
- 時々當業者其ノ他ノ海外視察員ヲ派遣シ或ハ其ノ他ノ方法ニヨリ常ニ消費地ノ人情風俗習慣等ヲ

詳細ニ調査シ其ノ嗜好ニ適スル如ク生産ヲ勵行セシムルコト

二、生産費ノ節減ヲ圖ルコト

業態ニ鑑ミ經營組織ヲ改善シ利器ノ利用技術ノ習熟等ニヨリテ能率ノ増進ヲ圖リ勞力ヲ節約スルト同時ニ金融ノ便ヲ講シ輸出副業品ノ製造原料ヲ廉價且簡易ニ購入セシメ之カ運賃割引等ノ方策ニヨリ徹底的ニ生産費ノ節減ヲ期スルコト

三、生産品ノ品質統一向上ヲ圖ルコト

輸出品ノ検査ヲ最有效ナラシメ其ノ品質ノ統一ヲ圖ルト同時ニ粗製濫造ヲ防止スルコト

四、販路ノ開拓ヲ圖ルコト

斯業ニ經驗ヲ有スル有爲ナル青年ヲ選抜シテ遣外居住セシメ第一項記載ノ事項ヲ調査セシムルト同時ニ販路ヲ開拓擴張スルコト

- 五、其ノ他見本宣傳等アラユル方策ヲ盡シテ販路ノ維持擴張ニ努ムルコト

大 阪 府

現在府ニ於テ行ハルル輸出向副業品ノ生産販賣方法ヲ見ルニ其ノ販賣取引狀況極メテ複雑ニシテ製品カ需要者ノ手ニ到ル迄ニハ問屋、輸出商、商館等幾多ノ中間商人ノ手ヲ經ルヲ以テ其ノ間利益ノ大部



分ハ是等ニ依リテ吸收サレ勢ヒ製品ノ價格ハ騰貴シ製造家ノ利益ハ一層減殺サルナリ  
 加フルニ製造業者ハ更ニ海外ノ商品ニ通セス唯輸出業者問屋等ノ注文ニ應シ限定サレタル種類、價格、  
 數量、期日ノ下ニ製造販賣シ自ラ考案製作シ以テ憂良製品ヲ海外ニ出シ販路ノ擴張ヲ計ル如キ手段ヲ  
 講スル事一層困難ナリ從テ一度經濟界ノ變動ニ由リ輸出ノ不振ニ遭遇セハ忽チ大打撃ヲ被リ遂ニハ事  
 業中止ノ破目ヲ見ルニ至ル

然ラハ將來輸出向副業品ノ生産販賣ノ振興ヲ計ル手段トシテ本省ニ於テハ先以テ須ラク海外ニ於ケル  
 副業品ノ商況即チ現在將來ノ需要ノ狀況、嗜好ノ變遷、需要者ノ希望、批判價格等ヲ常ニ綿密ニ調査  
 シ之ヲ製造業者ニ敏速ニ通告スル一面適當ト認ムル副業品ノ紹介宣傳ヲナシ以テ海外ニ於ケル確實ナ  
 ル得意先ヲ作り之カ注文ヲ滿シ得ル施設ヲ設ケ輸出ノ安定ヲ計リ而シテ生産ノ振興、品質ノ改良統一  
 ニ努メサル可ラス而シテ前述ノ如キ中間商人ノ手ヲ省ク手段トシテ主タル輸出地ニアル府縣農會ニ輸  
 出向副業品販賣斡旋所ヲ設ケ確實ナル商館直輸出業者ト契約シ之カ販賣斡旋ノ勞ヲ執ルモ其ノ一手段  
 タルヘシ

神奈川縣

一、主務省ニ專任係官ヲ増置シ輸出向副業ニ關スル事項ヲ充分ニ調査研究シ之レヲ時々發表指導ニ努

メラル、コト

二、副業ニ關スル商務官ヲ特設派遣セラル、コト  
 三、副業獎勵補助金ヲ増額シテ道府縣輸出向副業品ノ生産販賣獎勵施設費ニハ持ニ交付率ヲ多クセラ  
 レタキコト

四、政府ニ於テ副業生産品ノ輸出貿易商ヲ保護シ且ツ嚴重ニ取締ヲ爲スコト  
 五、副業品ノ生産販賣上ニ關シ時々視察員ヲ海外ニ特派セラレタキコト  
 六、主務省ハ適當ノ方法ニヨリ副業紹介ニ關スル機關ヲ設ケラルルコト

兵庫縣

一、輸出向副業品生産地ニ於ケル從業者ノ個人賣買ノ弊ヲ矯正シ共同販賣ノ組織ニ依ラシムルコト  
 二、輸出先市場ニ於ケル商品調査機關ヲ設ケ常ニ市況ノ通報ヲ爲スコト  
 三、營業者ヲ海外ニ派遣シ視察ヲ爲サシムルコト  
 四、輸出向副業品生産ノ宣傳ヲ行フコト

長崎縣



輸出向副業品生産ノ振興ヲ期セムニハ先決問題トシテ需要地ニ於ケル左記事項ニ付詳細ニ調査ヲ遂ケ  
生産地ニ於ケル生産上並販賣取引上ノ改善ニ資シ之カ發展ヲ期スルコト必要ナリ

- 一、需要地ニ於ケル副業品需給ノ狀況
- 二、販賣方法並主ナル取引商店
- 三、嗜好ニ適スル形狀大小特長又ハ缺點
- 四、需給ノ期節、需要者、需要數量
- 五、時價並其ノ變動
- 六、嗜好並流行等ノ關係
- 七、荷造並流行等ノ關係
- 七、荷造並運送ノ方法
- 八、關稅其ノ他諸掛
- 九、取引慣行（代金ノ取立、支拂、口錢、歩引）
- 一〇、競爭品代用品ノ有無
- 一一、右アリストスレハ之カ生産販賣等ニ關スル詳細
- 一二、經營上及技術上改良スヘキ點

一三、見本品ノ蒐集

右調査上ニ付テハ農商務省ニ於テ直接若ハ地方副業主任者ヲ派遣シテ其ノ實際ヲ調査セシメ一面ニ於  
テハ當業者中ヨリ適當ナルモノヲ選擇シテ之カ視察ヲ爲サシメ報告書ヲ徴シ又ハ領事館商務官等ノ設  
置アル地方ハ是等ニ依リ其ノ他會社商店若ハ個人等ノ信用アルモノニ依屬シテ需要地ノ狀況ヲ時々調  
査報告セシメ以上ノ調査報告等ニ基キ生産地ニ於テハ組合ヲ組織シ若ハ既設ノ組合團體等ヲシテ原料  
ノ選擇製品ノ改良統一製品及荷造包裝等ノ検査販賣取引上ノ改善ヲ圖ル等總テ仕向地ノ需要ニ適應ス  
ル様共同的ニ實行セシメ生産品ノ特徴ハ益之ヲ發揮セシメ缺點ヲ改善シ需要地ニ於ケル嗜好ノ關係ニ  
注意シ意匠圖案等ヲ要スルモノハ之カ改善ヲ圖リ粗製濫造ヲ戒メ常ニ品質ノ向上ニ留意シ確實ナル取  
引ヲ爲シ信用ノ増進ニ努ムルコト必要ニシテ右組合ニ對シテハ獎勵金ヲ交付シテ其ノ事業ヲ助成シ常  
ニ周到ナル監督指導ヲ加フルコト必要ナリ

新潟縣

海外ニ輸出スヘキ生産品ノ獎勵ニ關シテハ夫々各生産品ニ付需要地ニ於ケル需給ノ關係消費ノ狀態嗜  
好及流行ノ變遷他國競爭品ノ有無及得失並輸送取引關係ヲ審ニセサルニ於テハ到底有利ニ經營セシム  
ルコト至難ナルヘシ現今本縣ニ於テ輸出シ又ハ輸出シ得ヘキモノハ各種花卉種子及苗木類、球根、竹



製品及杞柳製品ニシテ直輸出ノ域ニアルモノナリ何レモ京濱方面ノ輸出商ニヨリ取扱ハレツ、アリ故ニ今後之カ確實ナル發展ヲ計ラムトセハ左ノ各項ニ付中央地方相提携シテ其ノ施設ヲ講スルノ要アリト認ム

### 第一、一般的施設

#### 一、現輸出品及有望品ノ狀況調査

本省ニ於テ是等輸出品ニ就キ主務官ヲ派遣シテ詳細ナル調査ヲ遂ケ各府縣ニ通知シテ各品毎ニ出荷可能數量價格等ノ見込ヲ立ツルコト

#### 二、指定輸出商ノ設置

各品種ニ就キ最モ經驗ニ富ミ確實ナル輸出商ヲ指定シテ一定ノ口錢手数料金ヲ定メ本省ノ監督ノ下ニ荷造方法時々ノ商況傾段等ヲ印刷シテ府縣及出荷者ニ配付シ取引ノ圓滑ヲ計ルコト

#### 三、海外ニ於ケル取引狀況ノ調査

本省ハ指定商ト共ニ係官ヲ毎年直接海外ノ需要地ニ派遣シ嗜好、流行ノ變遷、他競争品ノ狀況等ヲ調査シ之ヲ各府縣ニ發表スルコト

#### 四、特別低利資金ノ融通

海外輸出品獎勵ノ爲特別ニ相當ノ低利資金ヲ融通シ該品出荷團體ニシテ地方長官ノ推薦セルモ

ノニ對シ共同製作場其ノ他作業資金トシテ相當額ヲ貸付スルコト

### 五、獎勵金ノ交付

一ケ年ノ出荷數量及優良品ノ出荷量ニ應シ適宜獎勵金ヲ交付スルコト

### 第二、各品ニ對スル獎勵施設

#### 一、花卉、種苗及球根

1 見本原種圃ノ設置及原種ノ無償配付

海外ニ於ケル最モ有利ナル種類ヲ選抜シ内外人ノ觀覽ニ利便ナル地ニ見本的原種圃ヲ設置シ該生産原種ヲ出荷團體ニ無償配付ヲナスコト

#### 2 種類名稱ノ統一

斯業ニ造詣深キモノ及關係者ヲ招集シテ名稱ノ査定會ヲ開キ國內ノ栽培者ヲシテ是ニ準據セシムルコト

#### 3 國內外ニ對スル宣傳

本省又ハ適當ナル團體ヲシテ花卉、球根類ノ博覽會ヲ開催シ内外人ニ實地宣傳ヲ爲スト共ニポスターカタログ其ノ他ニヨリ輸出先各國ニ宣傳ヲ爲スコト

### 二、竹製品（杞柳、木通蔓製品ヲ含ム）



1 見本品ノ配付

輸出地ニ於ケル賣行良好品又ハ他國競争品ヲ年々本省ニ於テ買入レ之ヲ各府縣輸出品出荷組合ニ説明書ヲ付シ配付スルコト

2 工作試驗場ノ設置

本省ニ於テ工業試驗場中ニ特ニ其ノ部ヲ設ケ各製品ニ對スル製作技巧色彩ノ配合應用種類等ニ關スル試驗研究ヲ爲シ其ノ結果ヲ發表通知スルコト

埼 玉 縣

- 一、共同施設ヲ行ハシメ又ハ副業斡旋所ヲ設置シ器具機械原料等ノ共同購入ヲ爲サシメ生産品ハ貿易商問屋筋ト契約シテ共同販賣ヲ爲シ若ハ貿易商問屋ノ委託加工ヲ爲サシムルコト
- 二、生産品ニ關シテハ檢査ヲ行ヒ其ノ改良統一ヲ促シ粗製濫造ノ弊ヲ防クコト
- 三、講習講話又ハ傳習會ヲ開催シ技術ノ普及獎勵ヲ圖リ或ハ小學校・女學校・實業補習學校等ニ於テ餘暇ヲ利用シ適當ノ技藝ヲ授ケ一般普及ノ資トスルコト
- 四、共進會、品評會、展覽會又ハ競技會ヲ時々開催シ製品ノ向上作業能率増進ノ資ニ供スルコト
- 五、主務省ニ於テハ斯業ニ關シ調査機關ヲ設ケ海外市場ニ於ケル需要狀況、意匠嗜好、經濟關係等ヲ

調査シ之ヲ周知セシメ尙ホ商品見本ヲ蒐集シ之カ陳列又ハ貸付ヲ爲シ一般ノ參考資料ニ供スルコト  
六、主務省ハ斯業ノ爲メ相當獎勵金若ハ補助金ヲ支出シ若ハ低利資金ノ融通ヲ爲スコト

群 馬 縣

輸已向副業品ノ生産販賣ノ振興ヲ期セムニハ大要左記事項ニ準スル方策ニ依ルヲ適當ナリト認ム

第一、對内關係

- 一、輸已向副業生産品中直接生産ニ係ルモノ（一例、栗果及花百合等）ニ對シテハ品種改良ヲ基礎トシ優良品種ノ増殖ヲ圖ルコト
- 二、輸已向副業品ノ生産及加工並販賣ハ必ス共同經營ニ據ラシメ生産品及荷造包装ノ檢査ヲ施行シ形質ノ改良統一ヲ圖リ尙其ノ他ノ團體（産業組合、同業組合、農會商業會議所等）ト協調シ共同販賣ヲ爲スコト
- 三、農業倉庫、産業組合等ノ團體ヲ利用シ生産品ノ保管方法ヲ講シ市況ニ應ジ販賣セシムルコト
- 四、生産品ノ販賣ハ主トシテ輸出港ニ於ケル府縣農會聯合販賣斡旋所ニ依託シ直接輸出業者（又ハ仲買人）ニ販賣セシメサルコト
- 五、輸出港ニ於ケル販賣斡旋所ハ常ニ取引狀況及需要地ニ於ケル嗜好及生産品ノ意匠圖案等ノ推



移ノ狀勢ヲ調査通報シ以テ生産販賣ノ改善資料ニ供スルコト

## 第二、對外關係

- 一、副業生産品ノ輸出ハ輸出港ニ於ケル府縣農會聯合販賣斡旋所ノ設備及機關ノ擴張ヲ圖リ主トシテ同所ニ於テ取扱ヒ直接需要地ニ輸出セシムルコト
  - 二、輸出港ニ於ケル販賣斡旋所ハ特ニ外國輸出品ニ對スル專門機關ヲ設置シ常ニ需要地ニ於ケル市況及物資推移ノ狀勢ヲ調査セシムルコト
  - 三、販賣斡旋所ハ出荷品ニ對スル資金ノ融通ヲ圖ルコト
  - 第三、獎勵施設ノ一端
- 以上ノ方針ニ基キ副業生産品ノ改良増殖及輸出ノ發揚ヲ期セム爲關係團體ニ對シ相當期間補助金ヲ交付シ其ノ他助成ノ方法ヲ講セラルルコト

## 千葉縣

千葉縣輸出副業品ハ其ノ種類多ク之レカ振興策又多岐ニ亘ルヘシト雖モ大要左ノ方法ニヨルヲ以テ適當ト認ム

- 一、講演會、展覽會、印刷物等ニヨリ輸出副業品ニ對スル一般ノ注意ヲ喚起スルト共ニ智識ノ普及

## 開發ニ努ムルコト

- 二、小學校、補習學校、女學校等ノ利用竝手工業ヲ専門トスル補習學校ノ設置獎勵等ノ方法ニヨリ手藝教育ノ振興ヲ圖ルコト
- 三、教育機關ノ利用又ハ設置ノ獎勵、海外練習生ノ増派等ノ方法ニヨリ教師並事業ノ中心トナルヘキ人物ノ養成ニ努ムルコト
- 四、傳習會、講習會等ノ開催ニヨリ職工ノ養成並技術ノ向上ニ努ムルコト
- 五、國內ニ於テ有利ニ經營シ得ル事業ハ之レヲ輸入シ新副業ノ扶植ニ努ムルコト
- 六、需給ノ狀況、取引事情、市況、嗜好、意匠圖案等生産並販賣ニ關シ斯業ノ改善發達上必要ナル調査指導機關ヲ設置スル等適當ナル施設ヲ爲スコト
- 七、海外ニ於テ展覽會ノ開催試賣等ニ對スル補助其ノ他商品ノ紹介斡旋等販路擴張上必要ナル特別ノ施設ヲ爲スコト
- 八、共同經營ノ獎勵、優良器具ノ普及、能率ノ増進、製品ノ検査統一等ノ方法ニヨリ生産費ノ低減品質ノ向上統一ヲ圖ラシムル爲必要ナル獎勵ノ施設ヲ爲スコト
- 九、粗製濫造、不正取引ノ防止、信用ノ保持向上ヲ圖ル爲事業者ノ自覺ヲ促シ或ハ輸出検査ヲ爲ス等ノ手段方法ヲ講スルコト



- 一〇、當業者ノ共同經營ヲ獎勵シテ販賣斡旋機關ヲ利用シ或ハ問屋大工場ト直接取引ヲ爲サシムル等生産販賣組織ノ改善ヲ促シ當業者ノ利益増進ニ努メシムルコト
- 一一、輸出副業品ノ發展ヲ目的トスル團體ノ設置又ハ既設團體ノ事業ヲ助成シ其ノ活動ヲ促スコト
- 一二、産業組合、同業組合等ノ組織ニヨリ各自ノ金融ノ便ヲ圖ラシムルト共ニ一面低利資金ノ貸付等資金ノ融通ニ關シ特別保護ノ途ヲ講スルコト
- 一三、輸出副業品ノ原料輸入生産品ノ輸出ニ關シ運賃、關稅ノ輕減等特別ナル保護ノ途ヲ講スルコト

### 茨城縣

本縣ニ於ケル輸出向副業品ハマニラ麻真田、貝卸ノ二種ニシテマニラ麻真田ハ東茨城、那珂二郡ノ海濱ノ婦女子ニヨリテ作製セラレ年産額逐年増加シ大正十一年ニ於テハ生産額九十二萬九千東價格二十一萬六千五百四十圓ニ達ス貝卸ハ行方、新治ノ霞ヶ浦沿岸ノ地ニ於テ霞ヶ浦ヨリ淡貝ヲ採集シ之ヲ原料トシテ製造スルモノナルカ原料不足ノ結果産額漸次減少シ大正十一年ニ於テハ十八萬八千五百八十四圓、價格二萬一千九百五十二圓ノ生産アリタルニ過キヌ之ヲ大正七年ノ産額十一萬八千四百餘圓ニ比スレハ約五分ノ一ニ減少セリ此ノ兩種ノ生産並販賣ニ關スル振興方策ト認ムル事項ヲ記スレハ

- 一、真田製造業者ハ原料タルマニラ麻ヲ神戸、横濱ニ於ケル原料問屋ヨリ各人各別ニ購入シ居ルヲ以テ之ヲ共同購入スルコトニ改ムルコト
- 二、真田製品ハ從來各人各別ニ神戸、横濱ニ於ケル輸出商ニ販賣セルカ之ヲ共同販賣組織ニ改ムルコト
- 三、真田製品ハ之ニ等級ヲ附シ製品ノ改良統一ヲ圖ルコト
- 四、貝卸ノ原料タル淡貝ノ繁殖ト保護ヲ圖リ又他ヨリ優良ノモノヲ移入繁殖シテ品種ノ改良ヲ圖ルコト
- 五、主務省ニ於テハ輸出向副業品ノ海外ニ於ケル市況ヲ調査シ其ノ結果ヲ關係者ニ通知シテ生産上ノ便益ヲ圖ルコト

### 栃木縣

- 一、農商務省ニ於テ輸出向副業品ノ研究部ヲ設置シ全國副業品ニ就キ其ノ得矢ヲ研究シ隨時適當ナル方法ニ依リ之ヲ發表シ地方ニ於ケル斯業獎勵上ノ資料ニ供セラレタキコト
- 但シ研究部ノ組織方法ニ關シテハ別ニ協議ヲ遂ケラレタキ事
- 二、地方ニ在リテハ輸出副業品ノ狀勢ヲ知ルコト困難ナル事情ニアルヲ以テ農商務省ニ於テ同製品ノ



需要地ニ於ケル趨勢ヲ調査シ意見ヲ附シ印刷ノ上參考資料トシテ配付セラレタキ事  
 三、輸出向ノ副業品生産地ハ其ノ加工品タルト原始的の生産品タルトヲ問ハス農商務省ニ於テ特ニ保護獎勵ノ途ヲ講セラレタキ事

## 奈良縣

- 一、現今各地ニ行ハレツ、アル輸出向副業品製作ノ沿革、現況、輸出ノ經路並海外ノ市況等詳細本省ニ於テ調査ノ上地方廳ニ通知セラレタキ事
- 二、輸出向副業製作品見本ヲ可成多數本省ニ於テ蒐集シ地方商品陳列所其ノ他適當ナル場所ニ陳列シ公衆ノ觀覽ニ供セシメラレタキコト
- 三、斯業振興ニ關スル講習會又ハ活動寫眞ヲ以テ宣傳ニ努メラレタキコト

## 三重縣

輸出向副業品ノ振興ヲ圖ルニハ確實ナル需要ヲ根據トシテ堅實ナル生産ヲナサ、ルヘカラス從來一時的ノ流行ヲ逐フ不信用ナル商人ノ宣傳ニ乘シテ生産者カ慢然投機的ニ之レヲ生産シテ不結果ニ終リタル例ノ尠カラサルハ現在ニ於ケル輸出向副業品獎勵上大ナル障害ナリ而カモ此種生産品ノ需要地ノ狀

況ヲ知ルコトハ一個人一府縣ニ於テ調査ヲ爲スコト困難ナル事情ニアリ故ニ之カ振興ニハ生産者ノ最モ信用スル農商務省自ラ需要地ノ狀況ヲ調査シ之ニ對スル貿易ノ方針ヲ定メ以テ需要狀況ト取引關係ヲ詳細生産者ニ了解セシムルコト肝要ナリ而シテ本省ハ更ニ進テ是等副業品ニ對スル關稅關係、爲替關係、運賃問題ヲ有利ニ導キ低利資金ヲ融通シテ生産ヲ容易ナラシムルト共ニ技術指導員ヲ置キテ生産地ヲ巡回指導セシメ相互生産地ノ連絡ヲ圖リテ大量輸出ニ可能ナラシメ需要ト生産ノ調和ヲ圖リ不正商人、不正品ヲ嚴ニ取締リ更ニ貿易ノ不振、外交關係其ノ他不測ノ原因ニ基ク生産者ノ不安ニ對シテハ補助金ヲ交付シテ生産設備ヲ助勢シ不測ノ損害ヲ輕減スルノ策ヲ講セラル、ナラハ生産者ハ安シテ生産ニ努力スニ至ルヘシ  
 以上ノ外販賣組織、販路擴張、製品ノ統一、検査、生産費ノ輕減等ニ至リテハ一般副業品獎勵策ト異ナル處ナキヲ以テ省略ス

## 愛知縣

本縣ニ於ケル輸出向副業品ノ主ナルモノハ眞田、玩具、一閑張、燐寸ニシテ尙ホ扇子、提灯、漬物、竹籠、簾、刺繡等モ相當輸出セラレツ、アリ然レトモ概シテ一般輸出向副業品ハ不振ノ狀態ニアリ今主ナル輸出副業品ノ生産販賣狀況ノ大要ヲ擧クレハ左ノ如シ



### 一、眞田

八〇

麥稈及經木眞田ノ主ナル産地ハ名古屋市、愛知郡、海部郡知多郡ノ一部ニシテ該地方ハ元來家庭内職トスヘキ事業乏シカリシ故ニ此ノ種ノ副業ヲ經營スルモノ相當多ク原料ハ自家ノ麥稈ヲ使用シ又ハ安價ニ購入セラレタルヲ以テ發達セルモ其ノ後諸外國ノ注文頓ニ減シ又名古屋市並附近ノ發達ト共ニ副業ノ種類豊富トナリ他ノ業ニ轉スルノ状態トナリ全ク不振ナリ

麻糸繼キ業並眞田ノ産地ハ豊橋地方ニテ其ノ原料ハ「マニラ」産ノモノヲ使用シ横濱、神戸ノ輸入商ニヨリ供給セラレ（價格ハ一俵二百斤平均百十五圓内外）目下相當發達ノ域ニ向ヒツ、アリ

元來麻眞田ハ歐洲戰亂當時ハ賣行面白カラサリシモ其ノ後物々恢復シ年毎ニ注文多ク大正五年頃ハ取扱業者僅ニ二十餘名ニ過キスシテ一ヶ年生産高九十五萬七千餘反ナリシガ漸次發展シテ大正十二年末ニハ同業者五十餘名一箇年生産高三百二十餘萬反ヲ算シ其ノ金額八十五萬九千餘圓ノ多額ニ達セリ而シテ之レカ生産地ナル豊橋方面ハ家庭内職トスヘキ事業乏シク從テ低廉ナル工賃ノ手内職ニ依リ就業シ得ラレツ、アリ

販賣ハ各麻糸繼キ業者ヨリ取次人又ハ眞田業者之レヲ取り纏メ眞田業者ハ之レヲ家庭工業的ノ工場ニテ生産シタルモノヲ眞田同業組合ニ於テ之ヲ取り纏メ直接輸出セスシテ神戸、横濱二港ノ輸出業者ハ商談ヲナシ輸出貿易者之レヲ輸出シ別ニ利用スヘキ市場ヲ利用セス

### 二、玩具

玩具ニ於テハハロイン、イロスター、クリスマスノ際ニ贈答用又裝飾用ニ使用セラルルモノニシテ原料ハ主トシテ綿ヲ用ヒ目下名古屋市並其ノ附近ニ於ケル中産階級以下ノ家庭副業トシテ有望ナル様認メラル特ニ此ノ玩具ハ其ノ技術全ク手内職ナルヲ以テ本邦人ニ適シ目下注文モ相當アル模様ニシテ其ノ輸出年額七八萬圓ヲ上下シツ、アリ

販賣方法ハ玩具製造業者ヨリ取次人（又ハ仲介人）アリテ材料ヲ受ケ從業者ニ配付シ出來上ツタルモノヲ取次人ニ於テ之ヲ取り纏メ玩具業者ニ渡ス營業者ハ之レニ專屬ノ職工ヲシテ裝飾セシメ名古屋ノ貿易商又ハ神戸、横濱ノ外國商館ヨリ輸出スルモノトス

### 三、一閑張

一閑張中外國輸出向ノモノハ名古屋ニシテ小形ノ箱菓子器入クリスマス等ノ贈答品ニ用ヒラルルモノニシテ原料ハ主トシテ反古紙新聞紙ニシテ此ノ一閑張リノ下張リノ細工ハ家庭副業トシテ最も適當ナリトス且目下注文相當ニアリ從テ當事者ハ寧ロ注文ニ應シ切レス忙殺セラルル有様ナリトス昨年度ノ輸出ハ約二十五萬圓ニ達シツ、アリ

販賣ノ方法ハ大約玩具ト同斷ナリトス

### 四、燐寸



燐寸用小箱張ハ名古屋市並附近ノ勞働者階級ノ家庭副業トシテ相當發達シツ、アルモ目下輸出不振ノ爲幾分打撃ヲ蒙リツ、アリ

販賣ハ取次人アリテ燐寸小箱營業者ヨリ材料（箱生地及張紙）ヲ受ケ從業者ニ配付ス取次人ハ製造ヲ取り纏メ小箱營業者ニ渡シ小箱營業者ハ注文ニ依リ燐寸製造業者ニ販賣シ燐寸製造業者ハ之ヲ名古屋貿易商又ハ神戸ノ貿易商ヨリ輸出セラル其輸出額太約二十四五萬圓ナリトス

而シテ本縣ノ輸出副業品ハ以上ノ如ク大體ニ於テ加工副業品ニシテ中小産業者又ハ勞働者ノ家庭副業ナルヲ以テ資金乏シク一般仲介人、取次人又ハ下請負人ヨリ材料及見本ノ供給ヲ仰キ指導ヲ受ケ出來上リタルモノヲ再ビ下請負人ニ渡シ工賃ヲ得ルニ過キス從テ就業者ハ何等ノ資本ヲ要セサルモ工賃廉ニシテ下請負人ニ利益ヲ占メラルル嫌アリ而シテ本縣ニハ此ノ種ノ家庭内職的副業ノ共同組織ノ設立ナキヲ以テ（爾來共同組織ノ計劃ヲ爲シタルモノアレトモ常ニ資力ノ乏シキ就業者ナルヲ以テ下請負人ノ爲ニ妨害サレ設立ヲ見ス）下請負人任セノ模様ナリ

#### 生産及販賣ニ關スル適當ナル振興策

##### 一、副業就業者ニ於ケル生産方面ノ改善

- 1 共同組織ノ下ニ行ハシメ其ノ生産シタルモノヲ直接營業者又ハ輸出業者ト取引セシメ仲介人ハ自然之ヲ全廢スル様努力スルコト

##### 二、家庭的副業ノ共同組織ヲ獎勵シ營業者又ハ輸出業者ト相提携シ老練ナル技術者ヲ派遣シ指導

セシメ又ハ展覽會研究會ヲ開催シ種類ニ依テハ共同組織ノ聯合會ノ設立ヲ獎勵セシムルコト

- 3 營業者又ハ輸出業者ハ此ノ種ノ組合ニ對シ製品ノ統一技術ノ向上ニ努力スル様指導ヲ怠ラサルコト

##### 二、製造業者ニ於ケル生産方面ノ改善

- 1 輸已向製品ハ全部注文ニ依リ生産スルモノナレトモ毎年同一製品ヲ輸出セス取引ノ眞價ヲ落シ遂ニ不振ニ陥ルモノナルヲ以テ常ニ製造業者ハ製造方法、品質、意匠、材料其ノ他ニ付キ輸已向嗜好ノ研究ヲ怠ラサルコト

- 2 輸已向嗜好ノ變遷ニ就テハ獨リ營業者任セニセス當局ニ於テモ夫々新意匠ノ設計又ハ品質、材料等ノ改良ニ對シテハ實地視察ノ上充分調査研究ヲナシ時代ニ遅レサル様指導セラレタキコト

##### 三、販賣方面ノ改善

- 1 神戸横濱二港ノ輸出商ニ委託スルモノ多キモ製造業者又ハ同業者團體トナリ直接輸出スル様計畫スルコト
- 2 輸出不振ノ原因ノ一ハ其ノ價ノ廉ナラサルニ依ルコト大ナルヲ以テ廉價ニ輸出スル方法トシ



テ營業者ヲシテ原料ノ共同購入低利資金ノ借入レノ途、倉庫ノ利用、資金ノ融通等ニ對シ相當援助ノ必要ヲ認ム

### 靜岡縣

- 一、道府縣聯合セル輸出副業生産品聯合會ヲ設ケ販賣及生産ニ關シ機宜ニ應スル對策ヲ講スルコト
- 二、主務省ハ常ニ輸出先ニ於ケル我カ生産品ノ販路及需要地ニ於ケル利用狀態ヲ調査シ其ノ狀況ヲ報告スルコト
- 三、主務省ハ輸出副業品ニ對シ特ニ外國販路視察費ヲ計上シ輸出副業品生産地府縣ヲシテ視察セシムルコト
- 四、政府ハ輸出先ニ對シ特ニ副業生産品ノ宣傳ニ努ムルコト
- 五、輸出副業品ノ品質向上ニ努ムルコト
- イ、共同作業及共同販賣機關ノ設置ヲ爲スコト
- ロ、統一セル嚴密ナル検査ヲ爲スコト
- ハ、輸出副業品生産業者ニ對シテハ特殊ノ經濟的保護ヲ與フルコト

- ニ、輸出副業品生産ニ對シ保護スヘク特ニ獎勵補助ヲ爲スコト
- ホ、輸出副業品展覽會ヲ開クコト
- 六、重要ナル輸出港ニ於テ國營販賣斡旋所ノ設置ヲ爲スコト
- 七、輸出副業品生産及販賣ニ關スル共同團體ニ對シテ特ニ補助金ヲ交付シテ益々向上發展ニ努メシムルコト

### 山梨縣

本縣ニ於テ輸出品ニ屬スヘキ副業品ハ甲斐絹織物、椎茸、寒天、真綿、乾柿等ニシテ各分類シテ其ノ現況ヲ示セハ左ノ如シ

一、甲斐絹織物ハ南北都留兩郡ノ生産ニシテ從來戸數七千七百六十戸此ノ從業人員九千六百七十七人内輸出向及内地向ノ兼業者ハ九十九戸此ノ從業人員二百五十五人其ノ生産種類ハ甲斐絹大小幅ヲ主トシ其ノ他ハ洋服袖裏地並琥珀、洋傘地等ニシテ輸出ハ明治十九年頃ヨリ開始シ同三十六年ヨリ漸次其ノ取引増加シ又其ノ當時ヨリ縣立工業試驗場ノ指導ニ依リ地方買繼商ノ手ヲ經テ横濱神戸ノ商館ト取引行ハレ輸出先ハ朝鮮、支那、印度、濠洲等ナリシカ大正九年ニ於ケル經濟界ノ大變動ニ依リ漸次減少シ昨十二年ノ取引ハ僅カニ二十九萬二千九百五十八圓ニシテ取引域モ盛ナ



リシ大正八年ニ比スレハ殆ト半額ニ達セサリシハ獨リ經濟界ノ不振ノミナラス輸出品ノ販賣ハ資金ノ回收甚鈍キニ起因スルモノ、如シ更ニ昨年九月ノ大震災ニ依リ取引殆ト休止ノ状態ナリシカ昨今漸ク神戸商館ノ取引幾分行ハル、ニ至レリ

二、椎茸ノ生産ハ二萬五千圓ヲ算シ販路ハ大部分静岡縣ニ移出シ更ニ本縣ニ逆移入ノ状態ニシテ甚遺憾トスル所ナリ叙上ニ鑑ミ原料收得ノ状態ヲ調査セシニ年々薪炭用トシテ消費セシムル三ヶ年ノ平均棚數ハ三十六萬八千八百八十棚ニシテ之ヲ石數ニ換算スレハ二百五十七萬七千二百石餘ナルヲ以テ此ノ一割ヲ椎茸栽培ニ利用スルトセハ優ニ五萬七千七百貫此ノ價額時價ニ換算シ八十六萬圓餘ノ生産ヲ見ルニ至ル故ニ之カ生産増加ヲ期シ輸出ノ擴張ヲ期スル爲專ラ適地ニ向ヒ講習會ヲ開催シ之レカ指導獎勵ニ努メツ、アリ

三、寒天ノ産額モ亦六萬圓内外ニシテ販路ハ主トシテ神戸、大阪、横濱ニ移出シ同地方ニ於テ幾分輸出セラルル向キアルモ極メテ少額ナルノミナラス販賣上缺陷アルヲ認メ專ラ共同組織ヲ促カシ經營ノ改善及生産ノ増加ヲ期セムトセリ

四、眞綿ノ産額ハ年々五千貫内外ニシテ殆ト内地向ノ生産ナルカ其ノ取引ハ主トシテ縣内及静岡、東京、横濱等ナリ、而シテ本縣ニ生産セル原料ハ玉蘭ノミニテモ眞綿二十萬貫ヲ生産スル原料ヲ有ス然ルニ以上ノ原料ハ殆ト長野、静岡、滋賀、福島方面ニ移出セルヲ以テ大正十年ヨリ各郡ニ

實地講習會ヲ開催シ專ラ之レカ生産増加ニ努メツ、アリ

五、乾柿ノ生産ハ最近百四十五萬個此價額八萬七千三百圓ナルカ之レカ販路ノ擴張ヲ圖ル爲去ル明治四十三年農商務省ヨリ本縣農事試験場ヲシテ乾柿輸出ノ委託試賣ヲ囑託セラレ爾來三ヶ年ニ亘リ、浦潮、上海、香港、桑港、バンクーバーノ五ヶ所ニ輸出ヲ試ミタルカ概シテ不結果ニ終リ幾分望ヲ囑シタルハ浦潮方面ニシテ爾來年々幾分ノ輸出ヲ見ツ、アリ其ノ他歐米諸國ノ如キ香氣アルモノヲ嗜好スル人種ハ柿ノ如キ香氣ナキ果實ハ嗜好セス又支那方面ハ杭州地方ニ生産スル柿多額ナルト從テ其ノ價格低廉ナルトニヨリ引合ハサル状態ナリシヲ以テ同地方ノ輸出ハ遂ニ絶望トナレリ

以上ノ状態ニシテ何レモ産額少ナキト取引ニ種々缺陷アルヲ以テ之レカ振興方策トシテハ左ノ各項ニ依ルヲ適當ト認メラル

イ、仲買業者ヨリ買繼業者ニ買繼業者ヨリ需要地又ハ注文先ノ問屋ニ向ケ販賣セラル、ヲ以テ資金ノ回收遅延セルト利益ヲ壟斷セラル、モノ多キヲ以テ此等ノ仲買業者ノ手ヲ經ス地方毎ニ共同組織ニ依リ直接需要地問屋筋ト取引ヲ爲スカ又ハ通信販賣ノ如キ施設ヲナサシムルコト

ロ、輸出品ノ取引ハ資金ノ回收遅延スルヲ以テ自然大資本ヲ要ス故ニ可成産業組合ヲシテ取扱ハシムルヲ最モ適當ナリト認ム若シ該組合ニ依ル能ハサル地方ニアリテハ他ノ共同組織ニ依リ資金及



材料ノ潤澤ヲ圖リ製品ノ蒐集ニ聊カ故障ナカラシムルコト

ハ、同業組合法ニ依リ組織セル組合員ニシテ定款ヲ履行セサルモノ多ク粗製濫造ニ傾クノ弊アルハ常ニ耳ニスル所ナルヲ以テ極力之レカ矯正ニ努メシムルコト

ニ、輸出品ノ取引ハ内地取引ト異リ約束ノ履行ニ最モ重キヲ置カシメ且ツ契約當時ノ見本ト違ハサルモノヲ必ス提供セシメ信用ノ向上ヲ期セシムルコト

ホ、輸出品ノ取引ハ概シテ大量取引ナルヲ以テ品質及加工製品ノ統一ヲ期セシムルコト

ヘ、生産費ノ節約ヲ圖リ努メテ販賣品ノ價格ヲ低廉ナラシムル爲共同組織ニ依ラシムルコト

### 滋 賀 縣

一、農商務省ハ需要地駐在ノ商務官、外交官ヲシテ時々物産ヲ指定シ其ノ賣行ノ狀況時流嗜好ノ變遷其ノ他改良スヘキ點等ニ付詳細ノ調査ヲナサシメ其ノ報告ヲ徵シ各府縣ニ向ヒ其ノ都度報告ヲナスコト

二、當業者ノ團體ヲ組織シ斯業ノ改善發達ニ努メシムルト共ニ左ノ事業ヲナサシムルコト

イ、當業者ヲシテ需要地ノ狀況ヲ視察セシムルコト

ロ、該物産ノ技術上及經營方法ニ就テノ講習講話及傳習會ヲ開催スルコト

ハ、機械ノ利用原料ノ共同購入ヲ行フコト

ニ、資金ノ融通ヲ圖ルコト

三、國庫並地方費ヲ以テ該事業ニ對スル補助又ハ獎勵金ヲ交付スルコト

四、本省又ハ府縣ニ於テ當業者ヲ指定シ或ハ物産ヲ指定シテ改良事項ヲ行ハシメ補助金ヲ交付スルコト

五、政府ハ輸出副業品ノ發明考案ニ對シ更ニ保護獎勵ノ途ヲ講スルコト

六、商品ノ種類ニ依リテハ現行輸出商品検査ノ内ニ加フルコト

七、商品陳列所商業會議所各種試驗場等ニ於テ該品ニ關スル調査研究ヲナサシムルコト

### 岐 阜 縣

#### 一、製 茶

本縣製茶ハ年産額八十餘萬圓ニ達シ其ノ種類ハ玉露煎茶番茶ノ三種ニシテ就中煎茶ハ十四萬貫餘價額六十八萬七千餘圓ノ多キニ上リ製産茶ノ中樞タリ而シテ之カ製造ハ殆ト農家ノ副業的自園茶ノ製造ニシテ之カ盛衰ハ直チニ産地農家經濟ニ至大ノ關係ヲ有ス其ノ製法ニ至リテハ宇治製本製川根製蒸青製ニシテ其ノ生産茶ノ半量ハ内地向トシテ搬出シ他ノ半量ハ輸出向ニシテ主トシテ静岡縣ヲ經



テ米國ニ輸出セラレツ、アリ

然ルニ管内製茶ハ上記ノ如ク農家ノ副業的自園茶製造ナルカ爲茶業經營上改良ヲ要スヘキ事項少シトセス將來斯業振興上ノ大要ヲ叙述セハ大凡次ノ如シ

茶業ノ根元タル茶園總反別千百町中純茶園的栽培ハ五百二十六町四反散在茶園五百七十四町六反ニシテ純茶園ニ比シ散在茶園多キノ状態ナリ而シテ之等ハ肥培概ネ粗放ニシテ自然ニ放任セラレ、モノ多ク爲ニ發芽不良ナルノミナラス剪技ヲ行ハサルモノニアリテハ出揃不整トナリ生葉摘採上勞力ヲ要スルコト多ク生産費嵩ミ遂ニ製茶ノ不引合ヲ來スノ場合少ナカラサルノ現狀ニシテ之等ハ將來漸次整理ヲ行ハシメ純茶園化セシムルト共ニ從來ノ純茶園ニアリテモ一層肥培剪技ヲ周到ナラシメ進ンテ摘採銀ノ使用ニヨリ摘採勞銀ノ輕減ヲ圖ラシムルハ製茶上ノ緊要事項トス

又製茶ハ從來設備ノ完全ヲ期セシムルノ見地ヨリ自園茶ノ共同製造ヲ獎勵シ十名以上共同シテ製茶ヲ行フ個所ニ對シテハ技師ヲ派遣シ蒸釜焙爐乾燥器貯藏器ノ改善ト技術ノ改良ヲ指導セシメツ、アリト雖モ未タ戸々ノ製造者ニアリテハ技術ノ幼稚ト設備ノ不完全ノ個所少ナカラス之等ノ地方ニ對シテハ將來勞力節約ノ見地ヨリ共同組織ノ下ニ粗揉機ヲ設備セシメ機械ト手揉ノ折衷製法ニ依ラシムル事トシ製茶品質ノ維持ハ勿論一層其ノ向上ニ努メシメ加工費ノ低減ヲ圖ラシムトス  
販賣ニ關シテハ共同製造ヲ行フ個所ニアリテハ品位ノ統一ト數量モ纏リ得ルカ爲相當ノ高値ヲ以テ

販賣シツ、アルモ個々少量ノ生産者ニアリテハ仲買人ニ利益ヲ壟斷セラレ不利ナル販賣ヲ行ヒツ、アルモノ少ナカラサルノ状態ナルニ鑑ミ將來一層共同組織ヲ獎勵シ共同販賣ヲ行ハシムルハ勿論茶業組合又ハ茶業組合聯合會議所ヲシテ郡或ハ縣ヲ區域トシ少ク共百斤以上ヲ單位トスル製茶大量品評會ヲ開催セシメ製茶改良ノ助長ニ資スルト共ニ出品物ハ競争入札ニ依リ販賣セシメ又一面地方的ニ製茶市場ヲ開設シ販賣セシムル等ノ方法ニヨリ之カ改善ヲ圖ラシムルノ要アルヲ認ム  
又製造上金融ノ便ヲ缺キ爲ニ製造後ニ於テ其ノ製品ヲ提供スル契約ノ下ニ仲買人ヨリ資金ヲ前借シテ製造ヲ行フ者アリ之等ハ其ノ利益ノ大部分ヲ債權者タル仲買人ニ占メラル、ノ破目ニ陥リ延テ粗製濫造ノ弊ヲ誘致スル場合少ナシトセス之等地方ニ對シテハ其ノ第一着手トシテ産業組合ノ組織ニヨリ金融ノ途ヲ圖ラシムルハ緊急事トス

## 二、製紙

本縣ニ於ケル和紙ノ生産ハ殆ト農家ノ副業的的家内工業ニシテ年産額約五百萬圓ニ達シ從來輸出向トシテ産出スルハゴツビー紙並典具帖ノ二種ニシテ其ノ産額ハ年ニヨリ一定セスト雖モゴツビー紙約三十五萬圓典具帖約十八萬圓ニ達シ之カ輸出好況不況ハ直チニ生産者ノ經濟ニ影響スル所大ナルモノアリ而シテ之カ生産販賣上改善ヲ要スヘキ餘地亦少シトセス即チ生産ニアリテハ叙上副業的經營ナルヲ以テ從來設備概ネ不完全ニシテ爲ニ生産能率低ク其ノ設備ヲ完全セシメムカ却テ經費ノ過大



ニ苦ムト共ニ之ニ適應スヘキ勞力原料資金等生産要素ニ缺クル所アル等ノ見地ヨリ到底生産者カ個々單獨的ニ之ヲ行フ能ハサルノ事情アルヲ以テ共同組織ニヨリ之カ缺陷ヲ補足シ以テ生産費ノ節約ト生産能率増進ニ努メシムルノ急務ナルヲ認ム今之カ改善ノ要アリト認ム可キ事項ヲ概記セハ次ノ如シ

コッピ―紙ニアリテハ其ノ原料タル三楮雁皮ハ購入資金ノ缺乏ヨリ從來地方商人ヨリ購入スルモノ多ク爲ニ生産者ハ割高品ヲ使用スルコト、ナリ製造ニヨリ利益ハ著シク削減セラレツ、アルヲ以テ金融ノ途ヲ講セシメ原料ハ其ノ生産地ヨリ直接共同購入ヲ行ハシムルコト製造上ニ於テハ除渣機煮熱装置乾燥機ノ共同設備等ニヨリ勞力ノ節約ト生産能率ノ増進ニ努メシメ典具帖ニアリテモ資金融通ノ便ニヨリ原料タル楮ノ共同購入煮熱装置ノ共同設備等ニヨリ兩者ノ生産組織ヲ改善セシムルニ於テハコッピ―紙ニアリテハ生産費ノ約二割二分ヲ低減シ生産能率約三割ヲ増加セシメ典具帖ニアリテハ生産費ノ約八歩ヲ低廉ナラシメ得ヘシ又販賣上ニ於テハ共同販賣ノ方法ニヨラシメ努メテ中間商人ノ手ヲ省キ輸出商館ト直接取引ノ方法ニヨラシムルハ蓋シ必要事項タルヲ認ム

尙ホ販賣上之カ需要地タル米國、英國、濠洲、印度、支那等ニ於ケル消費狀況竝ニ生産品ニ對スル批判又ハ希望等ヲ知悉スルノ途無キヲ以テ生産者ハ製造上常ニ不安ノ裏ニ製造ヲ行ヒツ、アルノ状態ナルヲ以テ政府ニ於テ直接之等需要地ニ於ケル上記狀況ヲ調査發表セラレ、ニ於テハ將來一般ノ

改善發達ヲ期シ得ヘキヲ信ス

### 三、杞柳製品

大正六年以降花籠、洗濯籠、植木鉢籠、紙屑籠其ノ他諸種ノ製品ヲ製造シ神戸横濱等商館ノ手ヲ經テ相當多數輸出シツ、アリシカ歐洲戰亂終熄後獨逸製品カ外國市場ニ現ハル、ニ至リ從來ノ販路ヲ失フニ至レリ而シテ之カ原因トモ見ルヘキ大凡次ノ事項ニ起因スルモノ、如シ

- (1) 原料杞柳ノ高價ナルコト
- (2) 技術工賃ノ不廉ナルコト
- (3) 技術尙ホ幼稚ニシテ製品不揃ナルコト等ニシテ現時ノ状態ヨリ觀察シテ之カ復活ヲ計劃スルハ頗ル至難ニ屬ス然レトモ尙ホ將來現狀ノ儘ニテ推移ヤンカ單ナル内地向製品ノミニ依リ終始スルハ前途ノ發展ヲ局限セラル、ノ嫌アルヲ以テ海外輸出ノ再興ハ斯業ノ將來發展上頗ル喫緊ナル事項ナリト雖モ之カ實現ニ付テハ杞柳栽培増加ニ伴フ價格ノ低下ト工賃ノ低減並能率ノ増進ニ俟タサル可ラス尙ホ一面検査ヲ勵行シ品質ノ一定ヲ圖ルハ自然輸出ノ途ヲ拓キ得ルニ到ルヘシ

## 長野縣

輸已向副業品ノ生産及販賣ニ關スル振興ヲ圖ラムニハ左ノ方策ニヨルヲ最モ適當ナリト認ム



第一、調査ニ關スルコト

- 一、農商務省ニ於テ輸出向副業品ニ關シ左記ノ事項ヲ調査シ時々各府縣ヘ通知シ一般ニ周知セシムル方法ヲトルコト
- イ、海外ニ於ケル本邦副業品ノ用途、需要ノ趨勢竝取引ノ狀況
- ロ、海外ニ於ケル競争品ノ生産竝取引狀況
- ハ、内地ニ於ケル輸出向副業品ノ生産及販賣ニ關スルコト
- 二、海外ニ視察員ヲ派遣スルコト

第二、普及獎勵ニ關スルコト

- 一、農商務省ニ於テ輸出向副業品竝海外市場ニ於ケル競争品參考品等ヲ蒐集シ各地方ニ展覽會ヲ開催シ一般ノ觀覽ニ供スルコト
- 二、活動寫眞ノ映寫、講演會ノ開催等ニヨリ海外ニ於ケル實情ヲ周知セシメ普及竝改善ノ獎勵ヲ圖ルコト
- 三、輸出向副業品生産實演會、共進會等ヲ開催スルコト
- 四、輸出向副業品ニ關スル講習會、講話會ヲ開催ノ場合ハ農商務省ニ於テ講師ヲ派遣シ又ハ斡旋ヲ爲スコト

- 五、農商務省ニ於テ參考資料ヲ印刷シテ配付スルコト
- 第三、生産費ノ低減ヲ圖ルコト

(大正十年度開催ノ副業主任會議ノ決議ニヨル)

- 一、共同組織ニヨルコト  
原料ノ共同購入、器具機械ノ共同購入、器具機械其ノ他ノ設備ノ共同利用、共同ノ作業、低利ナル金融ヲ圖ルコト等
- 二、原料ノ經濟的供給ヲ圖ルコト  
自給自足、共同購入、廢物ノ利用等
- 三、技術ノ練磨熟達ヲ圖ルコト  
競技會、傳習會、講習會等ノ開催、分業的ノ作業
- 四、器具機械ノ普及發達ヲ圖ルコト  
實演、無償又ハ巡回貸付、共進會ノ開催等
- 五、動力ノ利用ヲ圖ルコト
- 六、補助金ノ交付  
前五項ハ何レモ一面補助金交付等ニヨリ獎勵發達セシムヘキモノトス



第四、生産並販賣ノ改善ニ關スルコト

- 一、副業ニ關スル共同組織ノ堅實ナル發達ヲ圖ルコト
- 二、輸出向副業品ノ生産及販賣ニ關シテハ特ニ本省ニ於テ指導獎勵ニ力ヲ注カル、コト
- 三、生産品ノ検査機關ヲ設クルコト
- 四、輸出向副業品販賣斡旋ノ機關ヲ確立スルコト
- 五、當業者間ノ聯絡協調ヲ圖ルコト
- イ、各府縣生産者相互ノ聯絡協調ヲ圖リ事業ノ振興製品ノ統一改善、其ノ他ニ關シ聯合協議會ヲ開催スルコト
- ロ、生産者ト輸出商トノ接觸ヲ圖リ取引ノ改善ヲ期スルコト

第五、其ノ他左ノ施設ヲ講スルコト

- 一、輸出品ノ運賃其ノ他諸掛輕減ノ方法ヲ講スルコト
- 二、輸出向副業品ノ共同團體ニ對シテハ特ニ本省ヨリ獎勵金ヲ交付スルコト
- 三、右團體ニ對シ低利資金ノ融通ヲ計ルコト

本縣ニ於ケル輸出向副業品ニ就テ

本縣ニ於ケル副業生産品ハ縣内或ハ近縣地方ニ於テ消費セラルルモノ大部分ヲ占メ輸出向副業品ト認

ムヘキモノニハ寒心太、藥用人蔘等アルノミニシテ一時海外輸出ノ爲ニ事業隆盛ニ趨キタル木通蔓細工、簞細工ノ如キモ現今ハ輸出殆ト杜絶シ専ラ内地ノ需要ニ應ジテ生産セラレツ、アルノ状態ナリトス

一、寒心太ノ生産ハ近年價格ノ騰貴ト共ニ隆盛トナリ殆ント副業ノ域ヲ脱セルモノト認め得ルニ至レリ而シテ其ノ輸出ハ主ニ神戸ニ於テ取扱ハレ本縣ノ當業者ハ神戸、大阪ノ商店ニ販賣シ更ニ同地ニ於ケル輸出商ノ手ニ移リテ輸出セラレツ、アルモノナルカ今後振興策トシテ當業者ノ希望セルトコロ左ノ如シ

- (1) 本縣ノ生産者ハ漁業法ニヨリ信濃寒心太水産組合ヲ組織シテ細天ノ検査ヲ行ヒツ、アルモ輸出ニ際シテハ大阪神戸等ノ商人ノ手ニ於テ更ニ神戸ニテ検査ヲ受クルヲ要スルコト、ナルカ今後ハ本縣ニ於ケル組合ノ検査ヲ完全ニ施行シ之ヲ以テ神戸、横濱兩市場ノ取引ヲ敏活ナラシムルコト

- (2) 主要市場ニ本縣生産者團體ノ出張所ヲ設置シテ取引ノ圓滑ヲ期スルコト
- (3) 本縣ノ主産地諏訪郡ニ接スル山梨縣下ノ實來村ニ於テ寒心太ノ製造行ハレツ、アルモ相互ノ聯絡充分ナラス振興上支障ヲ認ムルヲ以テ其ノ聯絡統一ヲ圖ルコト
- (4) 大阪方面ノ生産業者ト聯絡協調ヲ密ニシ事業ノ改善發達ヲ圖ルコト



(5) 資金融通ノ途ヲ講シ原料ノ購入、生産技術ノ改善ヲ圖リ生産費ヲ低減スルコトニ努ムルコト

二、薬用人蔘ハ主トシテ支那へ輸出シ其ノ他ハ内地ニ於テ需要セラル、モノナルカ從來支那ニ於ケル日貨排斥等ノ影響ヲ蒙リ時ニ不振ヲ見ルコトナシトセス殊ニ近年ニ至リテハ栽培適地ヲ得難キ關係上其ノ生産額増加セス將來ニ於テモ著シク隆盛ヲ見ルニ至ルヘシトハ認メラレス製造業者中ニハ横濱ニ於ケル問屋ヨリ資金ノ融通ヲ得テ土根購入資金ニ充ツルモノアリ從テ其ノ製品ハ右ノ問屋へ賣渡スコト、ナルカ將來ニ於テハ生産者ノ組織セル小組合ノ發達ヲ圖リ共同組織ヲ應用シテ加工調製ヲ行ヒ販賣ノ改善ヲ圖ルコトヲ要スヘシ

現今信州人蔘同業組合ヲ組織シ一定ノ期間技術員ヲ設置シ製造上ノ指導ト製品ノ検査ヲ施行シツ、アリ近年著シク製品ノ統一改善ヲ見ルニ至レルカ今後一層之カ徹底ヲ計ルハ最モ緊要ノコトナリト認ム

### 宮 城 縣

#### 一、生 産

イ、良貨廉賣ノ實ヲ舉クルコト。之カ方法ハ生産費ヲ減少シテ各國製品ヨリ割安ノモノヲ産出スルニ在リ之カ爲ニハ低利資金ヲ融通シ低廉ナル原料及勞力ヲ供給セサル可ラス尙機械力應用ノ範圍

ヲ擴大スル等ノ方法ニ依リ生産能率ノ増進ヲ圖リ以テ良貨ノ生産ト生産費ノ減少ヲ策スルヲ可トス

ロ、生産力ノ増進。一般ニ副業品ハ生産力頗ル少キヲ以テ機械力ノ應用其ノ他ノ方法ニ依リ新注文及大量ノ注文等ニ應シ得ルノ途ヲ講スルコト

ハ、粗製濫造防止ノ方法ヲ講スルコト。同業組合ノ設立等ニ依リ當業者ノ覺醒ト節制ヲ促シ一時ノ利慾ニ眩惑シテ見本ト實物トヲ異ニシ或ハ内容ヲ欺瞞スルカ如キ惡辣手段ヲ妨止スルニ努ムルコト

ニ、生産組織ノ改善。産業組合其ノ他ノ組合組織ニヨリテ原料ヲ共同購入シ製品ノ検査ヲ爲シ各等級ニ應シテ價額ヲ定メ組合ノ證票ヲ付スル等生産品ノ信用ヲ増スヘキ手段ヲ講スルコト

ホ、技術ノ向上ニ努ムルコト。生産技術ヲ合理的科學的ニ向上セシムル必要上講習講話並ニ傳習會、輸出向副業品ノ品評會、展覽會等ノ開催ヲナスコト

ヘ、副業組合ニ對シテハ一定ノ時期迄補助金ヲ交付シ又ハ其ノ他助成方法ヲ講スルコト

#### 二、販 賣

イ、海外市場ニ於ケル輸出副業品ノ取引狀況ヲ調査シ販賣上ノ參考ニ資スルコト

ロ、海外市場ニ於ケル副業品ノ需給ノ推移ヲ明カニシ以テ新市場ノ開拓ニ力ヲ注クコト



ハ、金融ノ圓滑ヲ圖リ資金ノ缺乏ニ依ル販賣上ノ不利ヲ防クニ努ムルコト  
ニ、海外ニ於テ輸出向副業品ノ見本、市展覽會等ヲ開催シ需要者ノ嗜好ニ應ジ生産品ノ意匠圖案ノ改善ヲ圖ルコト

ホ、生産品及荷造ノ検査ヲ施行シ之カ統一改善ヲ圖ルコト  
ヘ、先進地(海外)ノ視察ヲナスコト

### 福島縣

#### 一、生産振興

本縣ハ現在ニ於テハ輸出副業品ナキモ經驗ニ徴スルニ凡ソ輸出品ハ副業品ト否トヲ問ハス種類ニヨリテハ價格ノ變動著シク殊ニ甚シキハ往々全ク輸出杜絶シ之カ爲當業者ノ打撃實ニ夥シキヲ以テ今後輸出向副業品ヲ生産センニハ須ラク種類ノ選擇上特ニ留意シ而シテ有望ト認ムルモノハ左ノ方法ニヨリ之カ普及ヲ圖ルハ最緊要ナリト信ス

- (1) 有望ナル輸出向副業品ヲ蒐集シ展覽會ヲ開催スルコト
- (2) 活動寫眞ヲ利用シ宣傳スルコト
- (3) 講習、傳習、講話會ヲ開催スルコト

(4) 成ルヘク組合ヲ組織セシメ原料ノ購入、生産品ノ販賣等スヘテ組合ニ於テ爲サシムルコト

(5) 現在輸出向副業品ヲ取扱ヒツ、アル商店又ハ當業者ニ對シ適當ナル方法ニヨリ一層援助ヲ爲ス  
コト

#### 二、販賣振興

總テ販賣事業ハ生産事業ヨリモ寧ロ必要ナルハ茲ニ言フヲ俟タス從來ノ副業品販賣方法ヲ見ルニ製品検査、共同販賣、販賣斡旋所利用其ノ他ノ方法ニヨリ相當ノ方法ヲ講シツ、アリト雖モ斯カル輸出向副業品ノ如キハ宜シク政府ニ於テ検査ヲナスト同時ニ指定貿易商ヲシテスヘテ之ヲ取扱ハシムルヲ最效果アリト認ム

### 岩手縣

#### 一、生産ニ關スル振興方策

輸出向副業品ノ生産増加ヲ圖リ其ノ普及ヲ促ス方策ニ就テハ實ニ多岐ニ亘ルヘシト雖モ最適當ト認ムヘキ施設方法概ネ次ノ如シ

#### (1) 從業者ノ訓練

イ 新ニ扶植セムトスルモノニ付テハ講習、講話會、傳習或ハ實演又ハ展覽會等ノ開催ニヨリ一



般智識ノ普及ヲ圖ルコト

ロ、從來ヨリ普及セルモノニ付テハ競技會、品評會等ノ開催ニ依リ製品ノ改善技術ノ向上ヲ圖ルコト

(2) 生産費低減及製品ノ統一

副業生産品ハ總テ各戸小量ノ生産ニシテ而モ多クノ場合季節的ニ從業スルモノナルヲ以テ比較的小口取引ノ行ハル、内地向副業生産品ニ於テモ常ニ製品ノ統一ヲ缺キ生産上ノ利益ヲ蒙ルコト尠カラス殊ニ輸出向生産品ノ如ク大口ノ取引常ニ行ハル、モノニテハ一層其ノ幣ニ陥リ易ク且ツ生産者ハ産業經營上ノ智識ニ乏シク時勢ヲ解セス徒ニ舊習ヲ墨守シ何等改善ノ見ルヘキモノ無ク從ツテ生産費嵩ミ延テ輸出不振ノ狀ヲ呈スルニ至ルヲ以テ左記事項實施ニヨリ之カ改善ヲ期スルヲ適當ト認ム

經營ハ總テ共同組織トナシ原料ノ共同購入、器具機械ノ共同購入、器具機械其ノ他ノ設備ノ共同利用共同作業ヲ實施シ原料ノ經濟的供給ヲ圖ルト共ニ原料ノ統一ヲ策シ廉價ナル製品ノ統一ヲ期シ器具機械ノ利用及共同作業ニ依リテ生産能率ノ向上ト製品ノ整濟ニ努ムルヲ要ス

二、販賣ニ關スル振興方策

輸出向副業品ノ生産ニ從事スル者ハ概シテ取引ノ市況ニ通セサルノミナラス消費ノ狀況等全然不明

ナルヲ以テ始業ニ際シテ商人ハ是レカ製造ヲ教示開始スルニ當リ利益ヲ誇大ニ吹聴シ甘言ヲ弄シテ其ノ原料及器具ヲ貸與又ハ賣付ヲ爲シ專ラ其ノ生産ノ増加ニ努メ開始當時ニアリテハ有利ニ取引セラルルモ漸次從業者ヲ増シ生産高増大スルニ從ヒ惡辣ノ手段ヲ弄シ些細ナ缺點ヲ指摘シテ所謂見倒レ買倒レノ手段ニ出テ當然買取ルヘキモノヲ委託ノ形式ト爲シ原料ト交換スル時ハ高價ニ見積リ製品ヲ廉價ニ計算スル等奸手段ヲ用フルノ風潮アリ斯クシテ生産高減退スルニ及ヒ漸次新ナル生産地ヲ求メ前述ノ手段ヲ反復シ如此シテ不正商人等ハ常ニ新ラシキ方面ノ開拓ヲ努力シ以テ不當ノ利ヲ見ルニ腐心シツ、アルモノ尠カラス要スルニ從業者ハ資本並智識ニ乏シキヲ以テ斯ル狀態ニ陥ルヲ普通トスサレハ左記施設ニヨリ之カ改善ヲ努ムルヲ要ス

イ、製品ハ組合其ノ他ノ方法ニヨリ共同販賣ト爲スコト

ロ、取引ハ地方ノ仲買人ハ勿論地方ノ小間屋ヲ避ケ成ルヘク直接貿易商ト行フコト

ハ、農商務省ニ於テ外國市場ニ就キ常ニ其ノ價格ノ變動消費ノ狀況等ヲ詳細調査シ組合理事者其ノ他ニ周知ノ方法ヲ採ルコト

ニ、組合ニ低利資金ノ貸付ヲ行フコト

三、以上ノ如ク生産ニ關シテモ販賣ニ就テモ共同組織ヲ基本トシテ各種ノ施設ヲ爲スト雖モ要スルニ中小産者ノ團體ニシテ資本ニ乏シキト中心人物少キヲ常トスルヲ以テ必要事項實施ニ際シテハ助成



金ノ交付ヲ爲シ道府縣又ハ農商務省ニ於テ講習會開催等ニヨリ副業團體直接經營上ノ實務ニ就キ講習ヲ行フコト

### 青 森 縣

- 一、輸出向副業品ハ價格ノ變動多キ爲生産者ハ永年繼續シテ生産ヲ舉クルコトナキタメ其ノ名聲ヲ失墜スルコト多シ之カ生産ノ獎勵ニ對シテハ價格ノ變動ニ對シテ適當ノ保證ヲ爲スコト
- 二、輸出向副業品需要地ノ情況ヲ調査シ當業者ニ周知セシムルコト
- 三、輸出向副業ニ對シテ組合ヲ組織シテ地方生産ヲ纏メ全國的ノ聯合會ヲシテ直接輸出貿易ノ衝ニ當ラシメ販路ノ擴張ヲ計ルコト

### 山 形 縣

山形縣海外輸出向ノ副業獎勵ハ最モ緊要ノ事タルヤ言フ俟タサレト從來幾多失敗ノ歴史ニ徴スルニ之レカ指導者及ヒ當業者カ海外ノ事情ニ暗ク且斯業ノ調査研究不徹底ナリシト一ハ完全ナル仲介機關ナク一部貿易商ニ委ネシ結果所期ノ目的ヲ貫徹スル能ハサリシニ依ル要スルニ斯業ノ振否ハ販路ノ確實ナルト否トニアルヲ以テ根本問題トシテハ先ツ主務省ニ於テ常ニ輸出向副業品ノ調査ヲ行ヒ之ヲ各府

縣ニ周知セシムルト共ニ完全ナル公設ノ仲介斡旋機關ヲ設ケ大要左記事項ニ準シ其ノ施設ヲ爲スヲ適當ト認ム

- 一、適當ナル機關ニ於テ左記事項ニ付調査スルコト
  - 一、輸出シ得ル見込ノ種目及用途
  - 二、作業ノ方法及其ノ難易
  - 三、原料ノ供給狀況
  - 四、用具ノ種類及其ノ價格
  - 五、收益
  - 六、男女老幼ノ適否
  - 七、練習期間
  - 八、販路
  - 九、將來ノ見込
  - 一〇、其ノ他必要事項
- 二、技術ノ練習又ハ智識ノ普及ヲ圖ル爲左記事項ノ實行ニ努ムルコト
  - 一、講話講習



- 二、作業實演
- 三、展覽會品評會競技會等ノ開催
- 四、教育機關トノ連絡
- 三、確實ナル仲介機關ヲ設置又ハ選定シ左記事項ヲ行ハシムルコト
  - 一、原料ノ供給
  - 二、器具機械ノ貸與又ハ購入斡旋
  - 三、製品ノ蒐集
  - 四、販賣ノ斡旋
  - 五、工賃ノ立替
  - 六、技術ノ練習
  - 七、商況ヲ調査シ當業者ニ周知セシムルコト

## 秋 田 縣

本縣ニ於ケル副業獎勵ハ其ノ原料、慣習、氣候等ノ關係ヨリ主トシテ内地向製品ノミヲ獎勵シ來レルモ今後ハ市街地ニ於ケル婦人内職トシテ刺繡ノ如キモノヲ獎勵セムトシ目下調査中ナリ

## 福 井 縣

- 一、輸出向副業ノ獎勵宣傳ノ爲左記事項ノ實行ヲ圖ルコト
  1. 主務省ニ於テ產地府縣等ヲ指定シ輸出向副業品ノ種類、輸出先、主要生産地、主要取扱者生産及販賣ノ方法價格又ハ工賃其ノ他ノ景況等ニ關シ必要ナル調査ヲ爲シ一般ニ周知ノ方法ヲ講スルコト
  2. 主務省ニ於テ輸出向副業ニ精通セル官職員又ハ實地家ヲ聘シテ生産見込地ニ派遣シ獎勵宣傳並指導ニ努メシムルコト
  3. 主務省ニ於テ適當ナル團體ヲ選定シテ輸出向副業ニ關スル博覽會、實演會、活動寫真會等ヲ適當ノ箇所ニ開催シ宣傳セラル、コト
  4. 講演會ヲ開催、印刷物ノ配付、見本品ノ貸與等ニ依リ獎勵宣傳スルコト
- 二、生産品ノ改良統一ヲ圖ルコト
  1. 輸出向副業ニ關スル講習會及傳習會ヲ開催シ生産品ノ改良増殖ヲ計ルコト
  2. 共進會、品評會及競技會ヲ開催シテ生産技術ノ向上練磨ヲ計ルコト
  3. 主務省ニ於テ適當ナル方法ニ依リ輸出先ノ要求ニ適應シ得ヘキ製作包裝及荷造法等ノ標準ヲ指



示シ地方廳又ハ同業組合ノ設立等ニ依リ生産及輸移出検査ヲ勵行セシメ生産品ノ改良統一ヲ計ル  
コト

三、生産品ノ低減ヲ圖ルコト

1. 可及的改良器具機械ノ適當ナル利用ヲ獎勵シ生産品ノ改良増殖ヲ促スト同時ニ生産費ノ低減ヲ  
圖ルコト

2. 生産者ノ協力ニ依リ適當ナル組合ノ設立ト其ノ發達ヲ圖リ共同作業場ノ建設、器具機械ノ共同  
設備、原料其他ノ共同購入、生産品ノ共同保管及共同販賣等極力共同經營ニ據ラシメ生産能率ノ  
増進及生産費ヲ低減セシメ以テ中央市場ヘノ安價出廻リヲ計リ海外貿易ヲ容易ナラシムルコト

四、販路ノ紹介及維持擴張ヲ圖ルコト

1. 政府ニ於テ輸出向副業品ノ海外貿易伸展ニ關シ一層助長保護ノ方策ヲ講セラルルコト

2. 適當ナル方法ニ依リ輸移出検査ヲ勵行シ信用ヲ高メ販路ノ維持擴張ヲ圖ルコト

3. 地方生産組合ト中央市場トノ連絡ニ關シ適當ナル方法ヲ講シ安全確實ナル直接取引ノ方法ヲ樹  
ツルコト

五、輸出向副業ニ關スル組合ノ助成及監督ニ關スルコト

1. 副業ニ關スル組合ノ設立ニハ適應スヘキ法令ノ基礎ナキ爲之カ監督及事業助成上困難多シ仍テ

主務省ニ於テ之カ設立及監督ニ必要ナル法令ヲ制定セラルルコト

2. 輸出向副業品ヲ中央市場ニ出荷スヘキ組合ニ對シ補助金又ハ獎勵金ノ交付又ハ検査員技術員等  
ヲ派遣シ其ノ事業ノ助成ヲ圖ルコト

3. 前號ノ組合ニ對シ低利資金ノ融通ヲ計リ生産及販賣ニ關スル共同設備費等ニ充テシムルコト

石 川 縣

縣下ニ於ケル輸出向副業品中漸ク命脈ヲ保ツモノハ麻真田ニシテ刺繡、箔業、バテンレース、ドロ  
ンウオトク、麥稈真田、花苳、野草苳ノ如キ殆ト其ノ跡ヲ絶テリ之カ内地向ノ如キ市價ノ變動甚シク低  
落ニ次クニ暴落ヲ以テシ當業者ハ常ニ不安ノ念ニ驅ラレ益々悲惨ノ窮境ニ沈淪シ今ヤ斯業ノ基礎ハ廢  
滅ニ瀕セントセリ斯ル現狀ヲ來タセシハ幾多ノ原因アリト雖第一意匠ニ變化ナキコト第二輸出向副業  
見本品ノ蒐集至難ナルコト第三生産費高價ニシテ粗製濫造ヲ敢テセシコト第四舶來品ヲ歡迎スルコト  
第五營業組織ノ統一ヲ缺クコト等ハ其ノ主因ナリト信ス故ニ之カ振興策ニ就テ意見ヲ陳ヘムトス  
第一、副業品ニ對スル意匠ノ研究機關ヲ設置セラレ度キコト

凡ソ意匠ノ當否ハ商品ノ販路消長ニ至大ノ關係ヲ有セリ特ニ副業生産品ノ如キ手工業ニ屬スルモノ  
ハ最意匠嶄新ニシテ常ニ流行ノ魁ヲ爲ササルヘカラス然ルニ我カ製造家ハ意匠上ノ觀念頗ル乏シク



一定不變恰モ活版刷ニ異ラサル感アリ之レ意匠上ヲ見識狹隘ナルト同時ニ資金ヲ惜ムノ致ス所ナラサルハ莫シ之カ啓發ノ策種々アルヘシト雖政府ニ於テ副業生産品ニ對スル意匠ノ研究機關ヲ設ケ之カ進歩開發ヲ企圖セラレムコトヲ望ム

### 第二、輸出向副業品ノ標本配付方法ヲ講セラレ度キコト

凡ソ業ノ何種タルヲ問ハス苟クモ貿易ニ從事スル者ハ海外諸國ノ事情ヲ明カニシ商品ノ需要供給ハ勿論嗜好流行等ヲ研究シ緩急宜シキヲ得ルコトハ貿易上ノ一大要訣ナリ之ヲ知ラスシテ事業ヲ經營スルハ恰モ斥候ヲ配置セスシテ全軍ヲ進行スルト同様危險モ亦甚シ故ニ政府ハ海外諸國ニ歡迎セラレル工藝品ノ見本ヲ蒐集シ新陳交代之カ配付ノ途ヲ講シ吾カ生産家ノ參考ノ資ニ供スルハ通商貿易開發上ノ急務ナリト信ス

### 第三、廉價精良品產出ニ對スル獎勵方策ヲ樹立セラレタキコト

凡ソ商品ノ海外ニ賣行ク原則ハ廉價精良ノ四字ニ過キサレヘシ然ルニ現在ノ我國ハ大戰以來勞銀俄ニ暴騰シ低下スル所ナク其ノ當然占ムヘキ勢力範圍モ英米品ノ爲ニ驅逐セラレツ、アルモノハ一ニ生産費ノ高率ナル爲薄資ニシテ而モ小企業者タル吾カ生産家ト商人ノ發スル無理ナル註文ヲ拒絕スルノ資力ナク止ムナク製作上ニ手ヲ抜キ粗製濫造ヲ敢テ爲シ商業道德ヲ無視セシ罪ニ歸セサル可カラス安價精良品產出ノ方策種々アルヘシト雖直接ニ其ノ效果ヲ現ハスヘキモノハ生産原料ノ増殖ヲ

圖リ低廉ナル原料ヲ供給シ器具機械ノ改造ヲ獎メテ製造能率ノ向上ヲ促スヲ以テ適策ト認ム故ニ政府ハ原料ノ増殖並器具機械ノ新案等ニ對シ今度大イニ獎勵ノ歩ヲ進メ一面海陸運賃ノ低減ヲ斷行セラレムコトヲ望ム

### 第四、國產品ノ使用ヲ徹底的ニ獎勵セラレタキコト

貿易ノ逆調ヲ阻止シ正貨ノ流出ヲ防カントセハ國產獎勵ノ意義ヲ徹底的ニ理解シ總テノ消費ノ標準ヲ此ノ點ニ置カサル可カラス然ルニ我カ國ノ現狀ハ如何内地製品ハ總テ粗製品ノ代名詞トナリ外國品ト云ヘハ其ノ品質ノ如無鑑別ニ之レヲ重寶カル傾向アリ試ニ吾人カ日常生活上幾何ノ外國品ヲ有スルヤ彼ノ紳士淑女ノ身邊ハ殆ト輸入品ノ陳列臺ノ觀ヲ有セリ其ノ他食料、住宅、裝飾用具ノ如キ枚舉ニ遑ナシ斯ル現狀ニテ果シテ輸入超過ノ趨勢ヲ緩和シ正貨ノ流出ヲ防止スルハ不可能ノ事ニ屬ス依テ此ノ際政府ハ自ラ國產品使用ノ範ヲ示シ以テ其ノ趣旨ノ達成ニ努メムカ國產製品ノ振興ヲ期シ貿易ノ逆調ヲ阻止スル一舉兩全ノ策ナリト信ス

### 第五、共同販賣株式會社ノ設立ヲ獎勵セラレタキコト

副業生産品ノ輸出不振ヲ來タセシハ幾多ノ原因アリト雖モ主トシテ營業組織ノ統一ヲ缺キ輸出商ハ外ニ向ツテ競ツテ値段ヲ低落セシメ販賣並生産者ハ内ニ在リテ競争濫賣ヲナシ自ラ其ノ秩序ヲ破壞セシニ依ル故ニ營業ノ衰態ヲ挽回シ輸出ノ振興ヲ圖ラムトセハ全國副業品生産並販賣者ヲ打ツテ一



纏メニシタル共同販賣株式會社ヲ設立シ海外市場ニ於ケル價格ノ維持生産ノ調節ヲ圖リ競争品ノ對抗策トシテ或ハ市價ノ引下ケヲモ斷行セサル可ラス之ニ處スル爲内地ノ各種團體ハ之カ缺損補補ノ方法ヲ講シ一面既設團體ノ整理ヲ行ヒ合同ノ可ナルモノハ合併セシメ粗製濫造ノ弊ヲ避ケ精良品ヲ産出ニ努メ約束期限ノ絶對履行ヲ確守シ普ク相提携シテ一大合同ヲ策スルヲ以テ最適切ナリト信ス而シテ本會社株主ハ全國各種團體中ヨリ組織シ資本金ハ五十萬圓(一株五十圓一萬株)ニテ營業種目ハ一、副業品ノ販賣及委託販賣二、生産器具及原料販賣業ノ二種トシ會社設置ニ關シ營業目論見書、損益概算書會社設立ニ要スル諸般ノ調査等ハ當局ニ一任シ事務終了次第各府縣ノ副業主任官ハ株主及資本ノ募集ニ努ムルコト

### 富山縣

- 一、本省後援ノ下ニ仲介斡旋機關ヲ設置シ海外ノ需要、内地ノ生産關係ヲ調査シ製品ノ販賣斡旋或ハ海外ト直取引ノ指導ヲ爲サシムルコト
- 二、本省ハ適當ナル方法ノ下ニ調査ヲ行ヒ斯業指導ノ資ニ供セラレタキコト
- イ、海外需要市場ノ狀況
- ロ、海外商人ト取引上ノ商慣習並爲替關係

- ハ、海外ニ於ケル信用アル取扱商人及商館
- ニ、海外ニ於ケル本邦生産品ニ對スル競争品ノ生産狀況及販賣組織
- 三、府縣ノ生産者又ハ企業者ニ對シテ團體組織ヲ德憑シ進ムテ同業者ノ全國的聯盟ヲ組織シテ第一項仲介機關ト連絡ヲ保チ生産組織並販賣組織ノ改善ニ努ムルコト
- 四、輸入副業品(レトス編物類ノ如キ)ノ關稅ヲ引キ上ケ内地製品ノ保護ヲ講シ一面輸出副業品ノ關稅引下ケノ途ヲ講セラレタキコト
- 五、輸出副業品ニ關シテハ振興ノ曙光ヲ認ムル迄國有鐵道其ノ他ノ運賃割引ヲ講セラレタキコト

(附參考)

#### 富山縣ニ於ケル輸出副業品現況

本縣輸出副業品ハ年産額十萬圓ノレトス編物十二萬圓ノ麻真田ノ外僅カニ經木アジロ織同裝飾用モノルヲ産出スレトス編物ニアリテハ二市二郡ニ普及シ約十年ノ歴史ヲ有スルモ地方取扱業者ハ外國ノ事情ニ疎ク全ク横濱商人ノ掌中ニ奔弄セラレ辛フシテ其ノ下請負ヲ爲スニ過キス代金ノ如キモ常ニ滯滯勝ナルノミナラス甚シキハ一旦契約ヲ爲シタルモノモ口實ヲ設ケ破約スルコト一再ナラス爲ニ地方取扱業者ハ資本ニ窮シ或ハ業務ニ信念ナク延テ從業者ニ支拂フヘキ工賃ノ如キハ甚タ不規律ニシテ時トシテハ殆ト摘ミ算用ナルヲ以テ從業者ハ倦怠ノ念ヲ起シ粗製濫造ノ弊ヲ免レス



斯クシテ斯業ノ前途ハ甚タ暗澹タル状態ニアリ

### 鳥取縣

副業品ノ生産ハ交通ノ便否、市場ノ状況、需要者ノ嗜好等ニ依リテ消長アルヲ以テ講究ヲ要スル點多シト雖モ大要左ノ方法ニ依リ其ノ振興ヲ圖ラムトス

- 一、經濟思想ノ養成ニ努メ生産費ノ輕減ヲ計ルコト
- 一、組合ヲ組織シ原料ノ需給ヲ圓滑ナラシムルコト
- 一、金融ノ圓滑ヲ計リ資金ノ缺乏ニ依ル生産上ノ不利ヲ除クコト
- 一、農業倉庫及其ノ他ノ團體ニ於テ生産品ノ保管並利用加工ノ方法ヲ講シ生産者ノ利便ヲ圖ルコト
- 一、傳習所競技會等ヲ開催シテ技術ノ傳習ト能率ノ増進トヲ圖ルコト
- 一、品評會、展覽會等ヲ開催シテ製品ノ改善ニ努ムルコト
- 一、需要地並ニ消費地ノ商況及嗜好ヲ調査シ生産上ノ參考ニ資スルコト
- 一、確實ナル問屋ヲ指定シ直接取引ヲ爲スコト
- 一、農産物販賣斡旋所ニ適當ノ保護ヲ加ヘ對外取引ヲ開始セシムルコト
- 一、海外適當ナル地ニ販賣斡旋所ノ設備ヲ爲スコト

### 島根縣

便宜上左記項目ニ分チ之カ意見ヲ付セムトス

#### 一、現ニ輸出セル副業品

##### (1) 直輸出スルモノニ對シテハ

- イ、海外市場ニ於ケル需給關係及市況ヲ調査シ速報ノコト
- ロ、適當ナル機關ヲシテ製品及包裝等ノ意匠圖案ニ付販賣策上ノ改善意見ヲ徴シ當業者ヘ示達ノコト
- ハ、海外所在ノ適當ナル機關ヲシテ販路斡旋ヲ爲サシメラレタキコト
- ニ、製品ヲ検査シ整一ナラシメ粗製品ノ輸出ヲ禁スルコト
- ホ、重要物産同業組合法ニ依ル同業組合ヲ設置スルコト

##### (2) 間接輸出品ニ對シテハ

- イ、貿易商買入値段ヲ可成發表セシメ仲買商ノ利益壟斷ヲ防止スルコト
- 二、輸出向副業品ノ普及獎勵

輸出向副業品ノ選定ハ主業ノ種類、習俗、地勢其ノ他經濟關係等ニ依リ妄ニ之ヲ獎勵シ難キモノト



認ムルヲ以テ本省ニ於テ適當ナルモノヲ選定シ左記施設ヲ行ハレタキコト

- イ、授産的團體ヲ設立シ材料ノ供給販賣ノ斡旋ヲ爲シ就業者ニ對シ收利ノ保證ヲ與フルコト
- ロ、講習講話及品評會又ハ展覽會ヲ開催スルコト
- ハ、巡回傳習ヲ爲スコト

三、共通事項

- イ、輸出向副業獎勵宣傳施設ヲ行フコト
- ロ、從業者養成ニ要スル經費ニ對シ相當補助金ヲ下附スルコト
- ハ、器具機械ノ普及發達ヲ圖ルコト
- ニ、共同組織ヲ爲スコト

岡山縣

輸出向副業品貿易ノ振興方策ハ產地ニ於テ常ニ改善ヲ圖リ以テ消費外國人ニ適合スルモノヲ製作搬出スルコトヲ怠ラザルニアリ、最近貿易ノ實狀ニ鑑ミ一層採長補短ノ實ヲ揚ケ其ノ伸暢ヲ圖ルハ喫緊ノ事ニ屬ス此點ニ關シ本縣ノ對策意見ヲ述フレハ左ノ如シ

一、生産ニ關スルモノ

副業品生産ニ關シ注意ヲ拂ハサルヘカラサル事項ハ左ノ三項トス

- (1) 外國人ノ氣ニ入ル様ニ品物ノ改善ヲ怠ラス加フルニ飽レサル用心ヲ爲スコト
- (2) 品質ノ良好ナルモノヲ作り且統一スル様努ムルコト
- (3) 安價ニ作ルコト

是レカ爲ニハ下記事項ニ付考慮獎勵センコトヲ要ス

第一項ニ對シテハ

- イ、海外事情ノ調査
- ロ、海外良見本ノ蒐集
- ハ、科學的ノ研究ト其應用

第二項ニ對シテハ

- イ、宣傳
- ロ、傳習
- ハ、競技會、品評會、展覽會
- ニ、檢査勵行

第三項ニ對シテハ



イ、良機械ノ普及

ロ、副業共同組織ノ改善

二、販賣ニ關スルモノ

商業道德ヲ重シシ永久使用ヲ得ル様努ムルヲ要ス之カ爲ニハ左記ノ三項ニ付配意スヘシ

(1) 海外ニ對シ副業品ヲ展示シ生産地ノ改善狀況ヲ知ラシムルコト

(2) 生産者又ハ商人ノ間ニ不正ヲ行フコトヲ防クノミナラス信用ヲ高ムル事ニ努メシムルコト

(3) 生産者ニ團體ヲ設ケシメ其鞏固ナル發達ヲ期スルコト

是等ニ對シテハ下記事項ニ付考慮センコトヲ要ス

第一項ニ對シテハ

イ、見本品ノ海外出陳

第二項ニ對シテハ

イ、検査ノ勵行

ロ、副業委員會ノ制定

第三項ニ對シテハ

イ、副業組合ノ設置

### 三、施設ニ關スルモノ

(1) 海外事情調査

本省ニ於テ調査セラル、海外事情ハ兎角府縣區域ノ物産ニ對シ詳ナラサルノ憾アリ副業品ノ如キ地方的ニ關係深キモノニ對シテハ宜ク生産狀況ヲ詳記セル副業生産地ノ官吏ヲ特派シテ副業品及競争品ニ付精査セシムヘシ之カ爲政府ニ於テハ府縣ニ對シ補助スヘキ相當豫算ヲ計上スルコト

(2) 海外良見本蒐集

副業品ノ改善ヲ圖リ將來アラシメントセハ海外ニ於ケル良見本品ニヨリ研究ヲ遂クルニ如クナシ本省派遣商務官ヲ通シ政府ニ於テ之カ購入ヲナシ各府縣ニ配付スルコト

(3) 科學的研究ト其應用

從來新案又ハ改善ニ關シ生産者ト科學的研究者トノ間ニ聯絡乏シ故ニ一層關係ヲ密接ナラシメ研究問題ノ提供ト研究ノ應用ヲ努ムルコトハ極メテ肝要ナリトス之レカ爲各府縣ニ於テ極力配意スルト共ニ本省ニ於テモ一層助成ニ努ムルコト

(4) 傳習

(5) 競技會、品評會、展覽會

(6) 副業組合ノ設置、經營



右三項ニ對シテハ一層府縣ニ於テ努ムルト共ニ政府ニ於テモ豫算ヲ増額シ助成ニ努ムルコト

(7) 良機械ノ獎勵

優良機械ノ獎勵普及ヲ圖ルハ生産費ヲ遞減シ品質ヲ統一スル上ニ於テ肝要ノコトニ屬ス之カ爲府縣ニ於テハ生産者ニ貸與シ又ハ一定ノ場所ニ陳列シテ觀覽ニ供シ普及ヲ圖ルニ努メンコトヲ要ス政府ニ於テハ府縣ノ施設ニ對シ一層助成ニ當ルハ固ヨリ特ニ優良ナル機械ノ紹介及斡旋ニ付努ムルコト

(8) 見本品ノ海外出陳

海外ノ直接消費者ニ生産地ノ見本ヲ展示シテ嗜好ノ増進ヲ圖ルハ肝要ノコトニ屬ス此故海外ノ重要ナル土地ニ對シ政府ニ於テ斡旋ノ上特設館ヲ新設シ又ハ三越吳服店ノ如キ人ノ出入繁キ場所ニ依頼シテ陳列觀覽ヲ爲サシメテ邦產副業品ノ紹介ニ努ムルコト

(9) 製品ノ検査

重要物産同業組合ニ對シテハ近來兎角ノ批評行ハル既設ノモノニ對シテハ趨勢ニ鑑ミ常ニ検査規定及検査方法ノ改善ト其勵行ニ努メシムヘシ

(10) 副業委員制度ノ設定

輸出向副業品ノ發達ハ從來輸出業者ノ努力ニ據レルモノ少ナカラスト雖モ其發展ノ經過ヲ回想セ

ハ貿易沈衰ノ原因亦是等業者ノ罪ニ歸スヘキモノナキニ非ス生産者ニ對シ品質ノ改善統一ヲ求ムルト共ニ商業者ニ對シ自今貿易ノ發展ヲ阻害スルカ如キモノアルニ對シテハ宜シク自制ヲ求メ之カ取締ヲ勵行スルハ當然ノ措置ト云フヘシ政府ハ此措置ニ對スル策トシテ地方ニ輸出向副業品ノ生産者ヲ以テ組織スル副業委員會ヲ設定シ中央ニ其統轄機關ヲ置クヘシ斯クシテ中間商人ノ著シキ不正ヲ矯正シ進テハ其指導ニ任スルモノトス  
本委員會ハ法律ニヨリテ定ムルコト

廣 島 縣

廣島縣產輸出向副業品ハ麥稈眞田、蘭製品及竹製品ニシテ蘭及竹製品ハ産額多カラスト雖モ麥稈眞田ハ大正十二年度ニ於テ數量百八十三萬四千反價額約六十萬圓ノ産額ヲ有シ本縣副業品中重要ナルモノニ屬ス之カ振興策ニ關シテハ其ノ方途種々アルヘシト雖モ最緊要ナルヘキ事項ト認ムルモノヲ擧クレハ左ノ如シ

麥 稈 眞 田

甲、生産ニ關スル振興方策

一、生産品ノ改善ヲ圖ルコト



本邦製麥稈真田ハ輸出開始以來獨特ノ原料ト品質ノ良好トヲ以テ海外ニ名聲ヲ博シ歐洲大戰前ニ於テハ何等ノ非難ヲ受ケサリシモ戰後殊ニ大正八年以降ハ著シク品質ノ低下ヲ來シ需要者タル製帽商人ニ多大ノ損失ヲ蒙ラシムルト共ニ一般ノ信用ヲ失墜シ今ニシテ之カ改善ヲ圖リ優良品ノ供給ヲ爲ササラムカ再ヒ收集スヘカラサル結果ニ陷ルヤモ計リ難キ状態ニアリ海外需要者ハ本邦供給商人ニ對シ優良品ノ供給方ニ關シ屢々交渉ヲ爲セルモ何等ノ效果ヲ見ス遂ニ英米瑞其ノ他多量ノ需要先ニ於テハ商業會議所其ノ他團體ノ決議ヲ以テ國際的警告ヲ爲セリト聞ク殊ニ本縣真田ノ名聲ハ神戸市場ニ於テ從來品質ノ優秀ナルヲ認メラレ先進地ヨリモ屢々視察員ヲ派遣セラレタルモノナリシカ漸次製品粗惡ニ流レ昔日ニ反對ノ結果ヲ來シ現今ハ神戸市場ニ於テ他縣產ニ比シ同一品種ニ於テ二、三錢乃至四、五錢方安價ニ取引セラル、ニ至レリ右ハ原料ニ大ナル關係ヲ有スト雖モ一面各生産者或右關係業者ハ一時ノ名聲ニ慣レ粗製濫造ノ惡弊ヲ醸シタルモノ其ノ主因ニシテ縣ニ於テモ種々ノ方法ヲ以テ自覺ヲ促セル結果漸次改善ノ緒ニ就キタリト雖モ尙幅員不同原料粗惡組方粗笨等品質劣等ナルモノノ生産尠カラス近來需要地ヨリ品質ノ優秀ナル品ニ對シテハ入注稍回復セルモノアルヲ以テ此ノ機ニ於テ生産者ノ自覺ヲ促シ一面技術ノ昂上ヲ期スル爲講習會、講習會、競技會、品評會等ヲ屢々開催シ同時ニ検査ヲ嚴正ニシテ違反者ヲ訓戒處分シ優秀品ノ生産者ヲ顯彰スル等品質改善ニ關シ各方面ニ獎勵指導ノ途ヲ講スルハ最肝要ナリト認ムルモノ

ナリ

## 二、原料自給ノ方法ヲ講スルコト

前項ノ如ク一般ニ麥稈真田ノ入注ハ近年減少シ商況不活潑ナリト雖モ優良品ハ漸次活況ヲ呈シツ、アリ然ルニ縣下ニ於ケル原料稈ハ品薄ニシテ稈質亦不良ナル爲製作粗笨ナルト相俟テ真田ノ品位ヲ低下シ遂ニ生産ヲ減退セシメタルモノナリ其ノ結果海外ヨリノ注文ハ相當ノ數量ニ達セルニ拘ハラス輸出商ノ本縣ニ對スル取引ハ大口ノモノハ割高トナリテ商談不調ニ終リ小口ノ割安品ノミヲ契約スル爲商況殊ニ不活潑ヲ呈シ一層斯業ノ不振ヲ來セルモノアリ抑モ本縣ニ在リテハ農家自ラ原料ヲ採取シ以テ手工セル地方ハ只深安郡及沼隈郡ノ一部ノミニシテ從來ノ大生産區域タル安藝國ニ在リテハ他縣ヨリ原料ヲ買入レ加工スル爲之カ購入其ノ他ニ相當ノ失費ヲ要シ延テ事業ノ不引合ヲ來シ漸次同地方ノ從業者ヲ減シツ、アリ故ニ之ヲ挽回シ昔日ノ如ク本業ヲ振興セシメムトセハ汎ク原料稈ノ採取ヲ獎メ容易ニ且豊富ニ原料ヲ得ルノ途ヲ講セシムヘク然ラハ原料ノ精選モ亦容易ニシテ生産費ヲ低減シ取引ヲ容易ナラシムルコトモ亦難事ニアラサルヘシト信スルモノナリ

## 三、生産地區ノ擴張ヲ圖ルコト

本縣内ニ於ケル麥稈真田生産ノ狀態ハ一地方ニ隆盛ニシテ他地方ニ稀ナルモノアリ本業ハ資本位



機械器具ヲ要セス隨時隨所ニ於テ消閑的ニ行ヒ得ル而モ老幼男女ヲ通シ一般ニ好適セル副業ニシテ就中農家ニ於テハ自ラ原料ヲ採取シ得ル爲只勞力ノミニシテ廢物の原料モ價格ヲ生シ組賃ト併セテ相當ノ收入ヲ齎シ得ル良副業ナルヲ以テ何レノ地方ニ於テモ行ヒ得ルモノナリ故ニ從來適當ナル副業ヲ有セサル地方ニ普及セシムカ一町村ニ於テ七、八萬圓ノ年産額ヲ得ルカ如キハ容易ナル業タリ然ルニ縣下ニ於テハ深安郡及沼隈郡ノ一部ニ於テノミ自家ニ原料ヲ採取シ手工セルニ過キス而モ右地方ハ養蠶、蓼繩、織物、蘭製品等ノ副業隆盛ヲ極メ爲ニ眞田副業ニ對シテハ餘リ改善ニ意ヲ注カス漸次衰退セムトスル傾向アリ故ニ之ヲ本縣下ニ於ケル副業ニ乏シキ方面ニ對シ普及獎勵ニ努メ合理的經營ヲ爲サシムルニ於テハ優良品ヲ多數ニ生産セシメ本縣産眞田ノ聲價ヲ舉ケ取引ノ恢復ヲ來サシムヘキハ信シテ疑ハサル所ナリ是レ本縣ニ於テ年々地方ニ麥稈眞田原料ノ栽培法、刈入及原料作製方法ノ指導ヲ行ヒ併テ組方仕立法ノ實地指導講習會ヲ開催シ之カ普及ニ努メツ、アル所以ニシテ將來一層之等ヲ徹底的ニ行フノ要アリト認ムルモノナリ

四、同業組合ノ振興活動ヲ圖ルコト

本縣ニハ安藝國一圓ヲ區域トスル廣島縣安藝國眞田同業組合備後國一圓ヲ區域トスル備後眞田同業組合アリ本業ノ發展ヲ圖ル爲必要ナル生産品ノ統一改善ニ關シテハ是等同業組合ノ活動ニ俟ツモノ大ナルハ言ヲ俟タス依テ之カ活動ヲ助成シ以テ其ノ使命ヲ遺憾ナク發揮セシムルニ努メシム

ルハ是亦目下緊要ナル事項ナリト認ム

乙、販賣ニ關スル振興方策

一、共同取引ヲ行ハシムルコト

本品ノ取引ハ仲買業者(飛人ト稱ス)毎日生産家ヲ訪ヒ其ノ製品ヲ集メ之ヲ問屋業者ニ賣却ス問屋業者ハ神戸ニ本店ヲ有スルモノ又ハ之ト連絡アル店舗ニシテ集取シタル眞田ハ全部問屋業者ニ於テ梱包シテ神戸市ニ搬出シツ、アルモノナリ麥稈眞田ハ分散生産ナルカ故ニ此ノ方法ハ一面生産者ニトリテハ居ナカラニシテ賣却シ得ル便利ナル方法ナリト雖モ一村又ハ一部落ノ範圍ニ於テ共同販賣ヲ爲スハ價額ノ一定ヲ保チ奸商ノ乘スルヲ防ク等有利ナル結果ヲ齎スモノアルヘク殊ニ兒童ノ製品ニ對シテハ學校ニ於テ蒐集シ賣却ヲ斡旋シ其ノ一部ヲ貯金セシムル方法ヲ採ラムカ訓育上絶大ナル效果ヲ齎スヘキヲ信スルモノナリ

二、等級取引ヲ爲サシムルコト

現時ノ生産者ト仲買商人トノ取引状態ヲ觀ルニ込賣込買ヲ爲スモノ多シ之レ自然粗惡品ノ混入取引ヲ爲ス機會ヲ作り一面生産者ニ取リテモ良品ヲ安値ニ買集メタル、因トナルモノナルヲ以テ等級取引即チ現物ニツキ最特、特等、中等、普通等ニ區分シテ品位ニ應シテ建値ヲ爲シ取引ヲ行フ様商習慣ヲ改善スルノ要アルヲ認ム



三、問屋業者ノ思惑買ヲ防止スルコト

問屋業者ノ思惑買ハ生産者ニ不安ヲ與ヘ生産ニ多大ノ影響ヲ及ホスモノナリ殊ニ現今ノ如ク問屋業者カ或ハ多數ヲ買入レ或ハ買入ヲ中止スルカ如キハ生産ヲ減シ又ハ粗悪品ノ生産ヲ誘致スルノ因ヲ爲スモノナリ地方問屋ハ神戸ニ相當大ナル店舗ヲ有スル輸出業者ノ支店トシテ年中絶エス相當ノ買入ヲ爲ス手腕アルモノヲ指定シ之カ取引ニ對シ組合其ノ他ヨリ或程度迄ノ便宜ヲ與フルト共ニ一面監視ヲ怠ラサル様ニシ以テ取引ニ對スル生産者ノ不安ヲ除去スルニ努ムルノ要切ナルモノアルヲ認ム

蘭竝竹製品

甲、生産ニ關スル振興方策

一、原料竝代用品ノ自給ヲ圖ルコト

本縣ノ蘭製品中外國輸出ヲ爲シツ、アルモノハ花筵、入子(菓子器)帽子、皿敷、ティブルマツト、屑籠等ニシテ竹製品ハ盛籠、及花籠ヲ主トス而シテ蘭製品中花筵以外ハ近時麥稈、麻真田、モール紙林投等ヲ混用シ竹製品亦籐ノ如キモノヲ混合使用シツ、アルモ蘭及竹材ヲ除キ他ハ殆ト他府縣ヨリ購入シ就中麥稈ノ如キ其ノ使用量頗ル多量ニ上ルモ全部ヲ岡山縣ニ仰キ之ヲ神戸ニ送リテ漂白シ麻真田、モール、紙林投ノ如キ之亦總テ他地方ヨリ高價ニ買入シツ、アル状態ニシテ

生産者ノ不利少ナカラサルモノアリ之等ハ延テ生産費ノ昂騰ヲ來シ斯業ノ振興ヲ阻碍スルモノニシテ原料ノ縣内生産乃至自家處理ノ方途ヲ講セシムルハ最急務ナリト信ス

二、需要者ノ嗜好ヲ調査研究セシムルコト

製品ハ着色材料ヲ配合シテ製作シ又ハ染色ヲ行ヒテ之ヲ神戸輸出商ニ送付スルモノナリ而シテ其ノ染色ノ方法頗ル粗放ニシテ使用藥劑ノ種類分量ノ如キ各人各様ニシテ多クハ手加減ニ依リ溶解調和セル爲多數ノ生産品ヲ蒐集販出スル場合統一シタル一様ノ品物ヲ得ル能ハス加之形態色調ノ如キ外國人ノ嗜好状態ヲ知ラスシテ淺薄ナル知識ノ下ニ考案シタルモノヲ彼地ヘ賣込マムトスル傾向アル爲入注思ハシカラサルモノアルハ遺憾トスル處ニシテ需要先ノ嗜好状態ノ如キ農商務省商品陳列館其ノ他適當ナル機關ノ力ヲ藉リ充分徹底セル調査研究ヲ遂ケ製作販賣上萬遺憾ナカラシムル要アルヲ認ム

三、用途及時期等ニ就キ特ニ考慮セシムルコト

現時海外輸出ノ蘭製品及竹製品ハ多ク神戸商館ノ手ヲ經テ注文ニカ、ルモノヲ無意義ニ製作セルニ過キス其ノ用品及使用時期等ニ應シ相當工作、着色、輸送等ヲ究メ特ニ考慮配意ヲ爲スコトトナシ之カ爲第一見本送付ノ際蒙ル不利殊ニ甚シク賣行上ニ及ホス影響大ナルモノアリ今後は等ノ缺點ヲ除去シ輸出ノ増加ヲ計ル爲ニハ特ニ問屋筋及製造家ノ海外視察等ニ關シテハ相當便宜ヲ與



フル途ヲ講シ健實ナル發展ノ機運ヲ促進スルノ要切ナルモノアルヲ認ム

四、生産者ノ増加ヲ圖ルコト

海外輸出品ハ輸送便船ノ關係上一時ニ多數ノ入注アリ加之期間ヲ限定セラレ、モノ、ミナレハ相當多數ノ生産者ヲ有スルニ非ラサレハ注文ニ應スル能ハサルコトアリ特ニ副業製品ニ至リテハ時期ニ依リテハ限定セル生産者ニ多數ノ製作ヲ望ム能ハサルモノアルヲ以テ成ルヘク多數ノ從業者ヲ養成シ急注ニ對シ應シ得ルノ途ヲ講シ置ク必要アリ本縣ニ於テハ此ノ點ヨリ各地有望ナル地ニ講習會ヲ開催シ從業者ノ増加ニ努メツ、アリ將來尙一層之カ必要ヲ感シツ、アルモノナリ

乙、販賣ニ關スル振興方策

一、取引業者ノ聯絡協調ヲ圖ルコト

蘭製品ノ取引業者ハ同業者間ノ聯絡協調ヲ缺キ兎角利己的觀念ヨリ個々單獨ノ行動ヲ敢テシ製品ノ改良統一ヲ始メ販賣方法等ニ對シテモ協同一致ノ歩調ニ出ツルコトナク或ハ徒ラニ價額ノ低廉ヲ望ンテ往々粗製品ノ取引ヲ爲シ或ハ生産者ヲ壓迫シテ不安ニ陥ラシムルカ如キコトアリ其ノ結果ハ延テ生産ノ減少ヲ來シ空シク好期ヲ逸シテ斯業ノ振興ヲ阻碍スルモノナリ同業者間ノ協力一致ヲ圖ルハ其ノ實際ニ照シ最急要務ノ事項ナリト認ム

二、海外ノ商況ヲ調査シ之ヲ周知セシムルコト

輸出重要品ニ關シテハ常ニ海外ノ商況其ノ筋ヨリ通報アリト雖モ副業品中ノ二、三ヲ除キテハ其ノ狀況ヲ知ル途ナキ爲取扱業者及生産者ハ無意識ニ從業セル状態ニシテ常ニ不安ヲ感シツ、アリテ是カ爲斯業ノ振興發展ヲ阻止スルコト少シトセス將來海外輸出品ニ關シテハ微細ナルモノト雖モ其ノ筋ニ於テ出來得ル限り普ク商況等ヲ調査發表シ當業者ノ參考ニ供スル必要アリト認ム

和歌山縣

一、生産ニ關スル事項

イ、生産地方ヲ一區域トシ健實ナル組合ヲ設置スルコト

ロ、組合員ニ對シ輸出副業品製作ノ有利ナルコトヲ周知セシムルト共ニ斯業ノ講習ヲ爲シ生産品ノ向上ヲ圖ルコト

ハ、生産品ノ原料ハ製品ノ産出ニ支障ナカラシメ左記ノ方法ヲ採ルコト

1 原料ノ栽培ニアリテハ普及指導ニ努ムルコト

2 原料ノ購入ニアリテハ特約ヲ爲シ共同購入ヲ行ハシムルコト

二、販賣ニ關スル事項

イ、主務省ハ海外ニ於ケル製品ニ對スル一般狀況ヲ常ニ調査シ關係業者ニ知ラシムルコト



- ロ、出荷組合ヲ設置セシムルト共ニ主務省ニ於テハ需要地ニ荷受組合ノ設立ヲ獎勵セラルヘキコト
- ハ、出荷組合ヲシテ需要地ニ於ケル製品ノ地位及販路擴張等ニ對シ視察セシムルコト
- ニ、前項ノ場合ニハ縣又ハ國ヨリ相當ノ補助ヲ爲スコト
- ホ、生産組合及販賣組合ヲシテ販賣力ト信用増進ノ必要上生産品質ノ統一ヲ計リ又粗製防止ヲ期スル爲製品ノ検査ヲ行フコト

## 山 口 縣

經濟界ノ動搖又ハ國際關係ノ如何ニ依リ固ヨリ單純ナル方法ノ之レヲ能クスヘキモノニアラサルモ左記ノ事項ハ又以テ其ノ振興策ノ一ニ値スヘキモノト思惟ス

- (1) 事業ノ振興ハ販路ノ關係圓滑ニ行ハル、ヲ一要件トスルモノナレハ此ノ際政府ハ相當助成ノ途ヲ講シ輸出向副業品ニ對スル紹介斡旋機關ノ整備ヲ圖リ常ニ輸出向副業品ノ種類及趨勢ヲ調査シ之レヲ印刷物等ニ依リ一般ニ迅速ニ周知セシムルノ方法ヲ樹ツルコト
- (2) 生産ハ從業者間ニ事業主ノ介在ヲ圖リ原料ノ斡旋並製品ノ處置及資金ノ回收等ヲ圓滑ナラシメ以テ事業ヲ組織的ニ導クヘク之レカ獎勵普及ニ努ムルコト
- (3) 輸出品ノ検査取締ヲ完全ニシ精良品ノ輸出ヲ圖リ常ニ需要地ノ信用ヲ保持スルニ努ムルコト

- (4) 一時的現象ニ依ル輸出品ノ價額暴落等ノ場合ハ政府ニ於テ其ノ事業者ニ對シ相當之レカ補償ノ途ヲ講シ事業經營者ニ或ル程度ノ安定ヲ與フルコト
- (5) 事業ノ發展ニ關シ功績顯著ノ者ニハ相當表彰ノ途ヲ講スルコト

## 德 島 縣

- 一、共同組織ニヨリ製品ノ改善統一ヲ爲シ粗製濫造ヲ防止スルコト
- 二、副業獎勵規定ヲ制定シ特ニ輸出向副業品ノ搬出ヲ獎勵スルコト
- 三、優良ナル器具機械ノ配付傳習會共進會ノ開催等ヲ爲シ指導獎勵ニ努ムルコト
- 四、活動寫眞等ニ依リ一層宣傳ニ努ムルコト
- 五、副業紹介所ヲ設ケ特ニ輸出向副業品ノ紹介ニ努メ原料ノ提供ヲ容易ナラシムルハ勿論製品ノ販賣ニ關シテモ相當斡旋スルコト
- 六、共同出荷ヲ獎勵シ輸出港(數港ニ限定)ニハ輸出斡旋所又ハ確實ナル指定貿易商ヲ設ケ取引ヲ正確ニ且容易ナラシムルコト
- 七、移出又ハ輸出検査ヲ行ヒ製品ノ精粗優劣ヲ區分シ之ヲ表示スルコト
- 八、販路ノ調査ヲ爲シ販賣ノ擴張輸出ノ時期方面等ヲ適良ナラシムルコト



九、主務省ニ專任職員ヲ増設スルコト

一〇、輸出向副業品ノ施設ニ對シテハ特ニ補助ヲ多クスルコト

### 香 川 縣

甲、生産ニ關スル事項

イ、農商務省ニ於テ現在輸出セル副業品ニ對シ其ノ輸出先及輸出先ニ於ケル市場及需要者 嗜好及 需給關係等ヲ調査發表シ生産改善上ノ資ニ供スルコト

ロ、外務省通商局ヲ通シテ新ニ獎勵ニ値スヘキ輸出向副業品ヲ調査シ之レカ生産ヲ獎勵スルコト

乙、販賣ニ關スル事項

イ、各種副業品ノ海外試賣ヲナシ以テ販路ノ開拓ト擴張ヲ計ルコト

ロ、貿易市場（横濱神戸等ノ如キ）ニ於ケル貿易商會ノ取締ヲ講スルコト

ハ、生産者ノ一大共同の販賣機關（郡市ヲ區域トスル聯合共同販賣所）ヲ設ケ縣ニ於テ之ヲ統一組織セシメ商館ト直接取引ノ途ヲ拓キ中間商人ヲ除外スルノ途ヲ講スルコト

ニ、農商務省ニ於テ外國取引ヲ斡旋施設シ生産者團體ヲシテ直接輸出セシムルノ途ヲ講スヘキコト

ホ、輸出向副業品ニ對シ輸出検査ヲ施行シ生産検査ヲシテ效果アラシムルコト

へ、輸出向副業品ニ止マラス一般副業品ニ對シテ生産獎勵ト共ニ販賣ニ關シ保護ヲ加フルヲ必要トス故ニ其ノ保護方法トシテ左ノ施設ヲ講スルコト

(1) 共同販賣組合ノ組織ヲ獎勵シ進メテ産業組合法ニ依ル販賣組合ノ設立ヲ獎勵シ取引販賣法ヲ採ラシムルコト

(2) 仲買人ノ取締規則ヲ制定シ生産者ノ利益擁護ヲナスコト

(3) 販賣機關ニ對シ低利資金供給ノ途ヲ講スルコト

(4) 販賣機關設立獎勵ニ對シ國庫補助ノ途ヲ開クコト

### 愛 媛 縣

本縣ニ於ケル輸出向副業品ノ主ナルモノハ除虫菊、麥稈真田、野草莖、莫座、花莖、茶ノ六種ニシテ之カ生産販賣ニ關スル振興策左ノ如シ

一、除虫菊

温泉郡ノ北部及越智郡一帯ノ地ハ花崗岩ニシテ除虫菊ノ栽培ニ適シ大正五年ノ栽培旺盛時ニ於テハ栽培段別六百七十五町歩收穫高拾萬六千貫價額貳拾七萬參千圓ニ達シタルモ大正十一年ニ於テハ作付段別參百七町歩收穫高五萬九千三百貫ニ減少シ價額ハ參拾參萬貳千圓ニ増加セリ作付段別



ノ減少ハ價額ノ變動多キニ依ルモノニシテ適當ナル獎勵ヲ加フルニ於テハ段別收穫共ニ増加シ得ヘシ而シテ本作付ノ獎勵ニ付テハ從來適當ノ機關ナク生産品ハ個人販賣ニシテ尾ノ道及阪神地方等幾多商人ノ手ヲ經テ海外ニ輸出セラレツ、アルモ其ノ間不正商人ニ利益ヲ壟斷セラレ、コト尠カラズ主產地タル越智郡ニ於ケル地方物産ノ名聲ヲ博セムカ爲メ地方商人ヲ以テ來年度ニ於テ伊豫除虫菊同業組合ヲ組織シ販賣取引ノ改善ヲ計ラントスルノ計畫ナルヲ以テ之カ振興策ハ左ノ如シ

- 1 産業組合其ノ他適當ナル共同組織ヲシテ生産物ノ共同販賣ヲ行ハシムルコト
- 2 除虫菊乾花品評會ヲ開催シ生産物品質ノ向上ヲ計ルコト

## 二、麥稈真田

東豫四郡ニ於テハ麥稈真田ノ原料タル大びん麥ノ栽培ニ適シ麥稈真田ノ製造ハ該地方老幼ノ工賃副業ニシテ單編四菱ノ製造ナルモ製品不良ナル爲メ歐米輸出ハ皆無ニシテ南洋方面へ輸出セラレツ、アリ大正八年ノ盛況時ニ於テハ生産高三十五萬一千束價額二十萬四千圓ニ及ヒシモ其ノ後輸出貿易ノ不況ニシテ事業家ノ利益少ナク製造工賃低下ニ伴ヒ生産漸次減少シ大正十一年ノ生産數量ハ五萬三千七百束價額一萬七千三百圓ニ減少セリ之カ振興策左ノ如シ

- 1 麥稈真田ノ副業製造家ヲ以テ生産販賣ニ關スル共同組織ヲ設置スル様獎勵スルコト

## 三、野草薙

野草薙ノ製造ハ工賃副業ニシテ地方製品ハ半製品ナルモ神戸市場ニ移出販賣シ完成品トシテ米國ニ輸出セラレツ、アリ大正十一年ノ生産高ハ二萬八千七百枚其ノ價額五萬七千六百圓ナリシモ現在ニ於テハ事業休止ノ状態ニアリ之カ衰微ノ原因一ニシテ足ラスト雖モ其ノ主ナルモノハ事業資金少ツクシテ完成品トシテ多數販賣ノ餘裕ナク中間商人ニ利益ヲ壟斷セラレ收支相伴ハサルニ依ル故ニ之カ振興策ハ左ノ如シ

- 1 事業團體ハ低利資金ノ貸付ヲナシ金融ノ便ヲ計ルコト
- 2 製品ノ共同販賣ヲ獎勵シ奸商人ノ撲滅ヲナスコト

## 四、莫座及花薙

莫座及花薙ハ蘭栽培地ニ於ケル農家ノ副業ナルモ本縣ハ獎勵ノ初期ナルカ故ニ年産額僅ニ六七百枚其ノ價額四五百圓ニ過キサレモ獎勵ノ結果漸次蘭栽培段別ノ増加セントスルノ傾向ナルヲ以テ生産販賣ノ振興策左ノ如シ

- 1 蘭栽培家ヲ以テ共同組織ヲ設置セシメ生産及共同販賣ヲ行ハシムルコト
- 2 機械器具共同購入ノ斡旋ヲ爲スコト
- 3 講習講話實地指導ニヨリ生産獎勵ヲ爲スコト



### 五、製茶

本縣ノ製茶業ハ極メテ幼稚ニシテ殆ト自家勞力ヲ以テ低級ナル煎茶ヲ製造シ之ヲ買求メテ貿易市場へ輸出スル仲買人アル状態ナルカ近時縣費ヲ以テ製茶機械購入團體ニ補助シ大量生産ヲ獎勵中ナルモ未タ獎勵ノ初期ニ屬シ加フルニ製茶ニ關スル適切ナル團體少キニ依リ左ノ方法ニ依リ振興ヲ計ラントス

- 1 製茶機械ノ普及ヲ計リ生産費ヲ節減シテ大量生産ヲナスコト
- 2 製茶改良組合ヲ設ケテ生産並共同販賣ヲ獎勵スルコト

## 高 知 縣

### 第一、生産ニ關スル振興方策

- 一、新生産地ノ開拓
- 二、生産能率ノ増進
  - 1 生産技術ノ向上
  - 2 生産ニ關スル智識ノ涵養
  - 3 器具機械ノ利用

### 4 勞働能率ノ増進

### 三、生産費ノ低減

- 1 經營組織ノ改善
- 2 事業ノ合同及整理
- 3 大量生産
- 4 金融ノ利便
- 5 金利引下

### 第二、販賣ニ關スル振興方策

- 一、生産品々質ノ向上統一
- 二、需要狀況ノ調査報告
- 三、需要喚起ニ關スル宣傳
- 四、新販路ノ開拓
- 五、金融ノ利便

### 六、輸出副業品ニ關スル特別獎勵機關ノ設置

生産及販賣ニ關シ項ヲ分テ説明セルモ互ニ連絡ヲ有スルコト勿論ナリ且上記ノ振興策ハ當業者ノ自覺



ト共ニ官廳ノ指導援助ヲ待タサレハ效果ヲ擧クルコト困難ナリ

### 福岡縣

一、輸出先ニ於ケル商況ヲ毎月一回以上通報セラレタキコト

理由

輸出先ニ於ケル各商品取引ノ狀況ヲ知悉シ需要者ノ嗜好ニ副フ可ク製品ノ改善圖案ノ考案ヲ爲スハ販路擴張上緊要ノ事タルヲ以テ時々本省ヨリ商況ヲ通報セラレタシ

二、生産費ノ遞減ヲ圖ルコト

理由

生産品價格ノ高低ハ輸出品取引上至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ之カ生産費ヲ遞減スルハ販路ノ擴張及需要者ノ嗜好ヲ知ルト共ニ最緊要ノ事ナルカ故ニ生産技術ノ改善ニ關スル講習講話會等ヲ開催シ又ハ製造機械器具ノ改良ヲ圖ル爲其發明ヲ獎勵スルト共ニ其優良ナルモノ、普及ニ努ムルコト

三、輸出品検査所ヲ生産地地方ニ設置セラル、コト

理由

本縣ニ於ケル輸向副業品ノ重ナル花苳ノ輸取出引狀況ニ付見ルニ現在ノ制度ニ於テハ輸出品ノ總

テヲ一應神戸花苳検査所へ搬入セサルヘカラス斯クテハ徒ニ運賃ト日數ヲ要スルノミニシテ輸出ノ盛大ヲ期スル上ニ甚不利ナルノミニナラス當業者ノ苦痛トスル所ナリ尤モ往年北米合衆國ヲ輸出ノ目標トシタル當時ハ神戸市へ發送スルコト敢テ不可ナラサリシモ現今ニ於テハ南洋馬來半島支那印度方面ニ向ケ販路擴張ノ見込十分ナルヲ以テ本縣花苳ハ之ヲ門司或ハ三池港ヨリ直ニ積出シ得ルコト、セハ運賃ト日數ノ無駄ヲ省キ商取引上最利便ヲ得將來一層發展スヘキモノト認メラル、ヲ以テ花苳生産地若クハ門司三池港等ニ花苳検査出張所ヲ設ケラレムコトヲ望ム

尙ホ花苳ノ不合格品ハ現在ノ規則ニ於テハ輸出ヲ禁セラレ居ルモ南洋地方ニ於ケル土人ノ生活狀態ヨリ見テ同地方ヲ限定スルトキハ必スシモ検査合格品タルヲ要セサルノミナラス彼地ニ向テハ却テ不合格品ノ安價ナルモノコソ一般ノ需要ニ適スルヲ以テ不合格品ニ對シテハ明ニ不合格タル「マーク」ヲ附シ輸出シ得ル様規則ノ改正ヲ行フハ一層南洋貿易ノ進展ヲ期スルモノト信ス

四、八十經花苳輸出ニ關スル件

理由

價格低廉ノ故ヲ以テ海外市場ニ歡迎セラレツ、アル支那花苳ハ八十經ニシテ之カ爲本邦製品ノ蒙ル打撃洵ニ甚大ナルモノアリ故ニ之ニ對應スヘク廉價ナル八十經花苳ヲ製造スルハ本邦花苳輸出貿易



ノ發展ヲ期スル上ニ有利ナリト認ムルヲ以テ検査規則ヲ改正シ之カ輸出ノ途ヲ開カレタシ

一四〇

## 大分縣

副業生品ヲシテ海外商品トシ國益増進ヲ圖ルノ緊要ナルハ敢テ多言ヲ要セサル所ナリ

然ルニ由來副業製品ニハ生産及販賣上往々幾多ノ缺陷アルヲ常トス加フルニ地方或ハ國內取引ノ慣行ヲ離レテ之ヲ海外輸出ニセントセハ其ノ道程トシテ之カ種類ヲ特定シ或ハ其ノ生産量ヲ限定シ且特殊ノ保護獎勵ヲ加ヘ其ノ發達ヲ期スルノ要アリト信ス次ニ本縣ニ於ケル副業品中ニハ貿易品ニ適當ナルモノ二、三アリト雖モ過去ノ經過ニ依テ見ルトキハ此際充分ナル調査ヲ行ヒ然ル後生産改良及増加ヲ促サ、ルヘカラス即チ本縣ノ特産七島蘭ヲ原料トシ製織シタル豊後花菴ハ明治三十三、四年ノ頃五二會頭前田正名氏ノ指導ニ依リ一時盛況ヲ呈シ神戸市場ヲ經テ輸出セシモノ少ナカラサリシカ取引ノ不確實粗製濫造等交々其ノ因ヲナシ該事業上大ナル打撃ヲ受ケ今ヤ再興ノ機會ヲ失ヘリ其ノ他竹製品ノ如キモ輸出業者トノ取引上ノ連絡不充分ナルタメ大イニ其ノ發達ヲ阻止セリ斯ノ如ク過去ニ於ケル大小ノ事業殆ト失敗ニ歸シ販路ノ保證ヲ得サル爲生産者尙不安ヲ抱クモノ多シ從テ輸出副業品ノ生産獎勵ニ關シテハ他ノ副業ニ比較シテ獎勵上大ナル努力ヲ要スヘキモノアリト思慮ス故ニ縣當局ニアリテハ之カ消費状態ヲ調査研究ノ上取引機關ノ完備ト相俟テ之カ獎勵ニ努メ萬違算ナキ發達ヲ期シタシ殊

ニ生産上ノ獎勵ニ付テハ其ノ技術及意匠ノ向上、能率増進等ニ對シ夫々施設ヲ要シ到底地方費ノミヲ以テ之カ振興ヲ期スルコト不可能ナリ故ニ輸出向副業品ニ對シテハ政府ニ於テ特ニ力ヲ注キ具體的獎勵計劃ヲ樹立シ道府縣亦政府ノ方針ト相策應シテ其ノ獎勵ニ努メ以テ本業ヲ隆盛ナラシムル様此際適當ナル方法ヲ講ゼラレ度シ

獎勵方法トシテ左記事項ノ實現ヲ望ム

### 記

一、輸出向副業品ノ調査機關ヲ特設スルコト

イ、本省ニ調査機關ヲ設ケ内外ノ嗜好、消費及生産取引等ノ状態ヲ調査シ確實ナル獎勵資料ヲ時々道府縣ニ通牒スルコト

ロ、調査ノ結果ニ基キ獎勵計劃ヲ樹立スルコト

道府縣ハ本省ノ計劃ヲ受ケ獎勵方法ヲ定ムルコト

二、販路開拓擴張ニ要スル經費ヲ特置スルコト

イ、省費ニ販路擴張ニ關スル費用ヲ置キ商品見本ヲ蒐集シ專任者ヲ常ニ海外ニ派遣シ販賣ノ斡旋又ハ宣傳ニ努メシムルコト

ロ、海外ノ商館ニ商品見本ヲ送リ又ハ新聞廣告其ノ他ノ方法ヲ採リ物産ノ紹介ニ努ムルコト



- 三、國立ノ検査機關ヲ設立スルコト  
商品ノ統一ヲ期シ粗製濫造ヲ取締ル爲主要ナル輸出港ニ國立ノ検査所ヲ設クルコト
- 四、生産費軽減ノ方法ヲ採ルコト  
イ、生産技術及經營法ヲ改善シ生産費ノ軽減ヲ計ルハ貿易ノ振興上極メテ緊要ナリ由來日本製品ハ生産費高キ爲取引振ハス既ニ失脚セルモノ少ナカラサレハ特ニ政府ニ於テ生産上助成ノ方法ヲ講セラレタシ
- ロ、道府縣ハ政府ノ助成方法ト相俟ツテ共同團體ヲ組織シ製品改良能率増進等ニ對シ適當ノ施設ヲナスコト
- 五、特別保護ノ方法ヲ採ルコト  
イ、適當ト認ムル事業ニ付テハ其ノ事業ノ助成ヲナスタメ資金ノ低利貸付ヲナスコト  
ロ、傳習所、講習所ニ對シテハ政府ニ於テ其ノ費用ヲ補助シ獎勵スルコト  
ハ、生産品ノ輸送ニ付テハ鐵道省、商船會社ト協議シ運賃軽減ノ方法ヲトルコト  
ニ、副業品ノ輸送取扱ヲナス會社商店ニ對シテハ特ニ保護及監督ヲナスコト

### 佐賀縣

輸出向副業品ノ生産ヲ増加シ之カ販路ヲ擴張スルハ最モ緊要ナルヲ以テ國家及道府縣ニ於テ適切ナル振興策ヲ講スルノ必要アリ今其方策ニ就テ見ルニ之等ノ主體カ直接其衝ニ當ルヘキモノト指導獎勵ヲナスヘキ事項トニ大別列記スレハ左ノ如シ

- 一、直接行フヘキ事項  
イ、副業品ノ生産現況調査（品目、數量、價額）  
ロ、需要地ニ於ケル需要調査（用途、將來ノ見込）  
ハ、主ナル副業品目ノ經濟調査
- ニ、副業加工品ニ關シ調査機關ヲ設クルコト
- 二、獎勵方法  
イ、輸出向副業品ノ生産加工輸出狀況ヲ映畫等ニテ宣傳スルコト  
ロ、輸出向副業品ノ全國巡廻展覽會ヲ開催スルコト  
ハ、集團的ニ大量生産ヲ計リ生産輸出ノ統一ヲ期スルコト

### 熊本縣

副業品ハ季節ニ依リテ生産額ニ多少ノ差異ヲ生シ生産品ノ形質ニ於テ統一ヲ缺キ爲ニ商品トシテノ眞



價ヲ充分發揮シ得サル傾アルハ誠ニ遺憾ナリトス就中輸出向副業品ハ内地向ニ比シ價格ノ安定ヲ缺キ且ツ取引上思惑的ノ賣買行ハル、コトアルヲ以テ價格ノ變動ニ因ル影響ノ如キハ内地向副業品ニ比シ騰落共ニ著シク從ツテ生産者ハ稍不安ノ状態ノ下ニ生産ヲ行フ嫌アルヲ以テ副業品生産上ノ安定ヲ圖ル上ニ於テ最モ研究ヲ要スル緊要ナル事項ト認ム仍テ大要左記事項ニ準シテ其ノ施設ヲ爲スヲ適當トス

(イ) 生産ニ關スル事項

- 一、技術ノ向上發達ヲ圖リ生産品ノ形狀品質ヲ統一セシムルコト
- 一、輸出先需要地ニ於ケル嗜好ノ變遷ニ適應シタル意匠圖案ノ改善ヲ圖ルコト
- 一、優良品種ノ普及原料ノ共同購入及精選統一ヲ爲スコト
- 一、共同作業場ノ設備ヲ爲サシムルコト
- 一、技術ノ指導及生産ノ監督ヲ爲シ製品及荷造包裝ノ検査統一ヲ圖ルコト
- 一、機械器具ノ改善又ハ優良器具機械ノ共同使用或ハ貸與ヲ爲スコト
- 一、生産ニ必要ナル試験ヲ爲シ模範ヲ示スニ足ル設備ヲ爲スコト
- 一、生産及販賣ニ關シ相當ノ效果ヲ擧ケ得ル迄繼續シテ補助獎勵ノ方法ヲ講スルコト

(ロ) 販賣ニ關スル事項

- 一、各種組合及團體等ニ於テ共同販賣又ハ販賣ノ斡旋ヲ爲サシムルコト
  - 一、各種組合及團體ニ於テ府縣農會聯合販賣斡旋所ノ利用ニ努メシムルコト
  - 一、副業品ノ輸出先需要地ノ商況調査機關ヲ設ケ其ノ狀況ヲ速ニ通報セシムル方法ヲ講スルコト
  - 一、商品陳列所商業會議所又ハ適當ノ機關ヲ設ケテ輸出品ノ試賣及販賣ノ斡旋又ハ販路ノ調査擴張方法ヲ講セシムルコト
  - 一、販賣方法ヲ改善シ共同販賣ヲ爲サシムルコト
  - 一、確實ナル輸出問屋ヲ指定シ直接取引ヲ爲スコト
  - 一、農業倉庫ノ利用又ハ適當ノ設備ニ依リテ生産品ノ保管或ハ共同保管方法ヲ講シテ適當ノ時期ニ販賣セシムルコト
- (ハ) 生産及販賣ニ關スル事項
- 一、金融ノ圓滑ヲ圖リテ生産及販賣上ノ不利ヲ除クニ努ムルコト
  - 一、輸出向副業品ノ品評會及展覽會又ハ共進會ヲ開催シ或ハ適當ノ地ニ公設又ハ私設ノ見本品市場ヲ開設スルコト
  - 一、講習、講話會等ヲ開催シテ生産及販賣關ニスル智識ノ啓發ヲ圖ルコト



宮崎縣

- 一、組織ニ關スルコト
  - イ、組合ヲ設ケ原料ノ生産及購入費並ニ製品ノ加工費ヲ低減スルコト
  - ロ、組合ハ部落又ハ町村ヲ單位トシテ組織シ縣ニ於テ統一ヲ圖ルコト
  - ハ、組合ヲシテ共同荷造場ヲ設置セシメ荷造法ノ改善統一ヲ圖ルコト
  - ニ、仕向地ニ於ケル嗜好狀況ヲ調査シ一般當業者ニ周知セシメテ製品ノ改善品質ノ向上ニ努ムルコト
  - ホ、傳習會又ハ競技會ヲ開催シテ技術ノ發達ヲ圖ルコト
  - ヘ、指定商人及指定運送店ヲ設クルコト
  - ト、海外ニ於ケル博覽會ヘハ常ニ製品ヲ出品シテ販路ノ擴張ニ努ムルコト
  - チ、組合ニ對シテハ低利資金ノ融通ヲ圖ルコト
  - リ、組合ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲當初ハ助成金ノ交付ヲナスコト
- 二、荷造輸送ニ關スルコト
  - イ、製品及荷造ニ對シ検査ヲ勵行スルコト

- ロ、荷造法ノ統一ヲ期スルコト
- ハ、一定ノ商標ヲ作成スルコト
- ニ、運賃ノ低減及運輸上ノ敏活ヲ期スルコト
- ホ、試賣の製品ノ輸送ニ當リテハ運賃ノ助成ヲナスコト

沖繩縣

- 一、我國ニ於ケル花百合根ノ栽培ハ最モ有利ナル農家ノ副業ナルモ之カ相場ハ年々著シキ激變ヲ生ジ爲ニ栽培者ハ常ニ不安ノ裡ニ栽培スル現狀ナルヲ以テ之カ激變ヲ可成の少ナカラシムルハ斯業發達上寔ニ肝要ナル事ニ屬ス
  - 惟フニ價格ノ激變ハ財界其ノ他ノ支配ニ由ルコト多シト雖モ主トシテ之ガ需給關係ニ就テ其ノ明ナキニ起因スルコト尠カラサルヲ以テ政府ハ海外ニ於ケル需要並ニ商況ヲ速報シ農會其他ノ生産團體組合ニ於テ之カ直輸出ノ途ヲ講セシメ以テ地方奸商ノ撲滅ヲ計リ商品ノ取引ヲ圓滑ナラシムルハ斯業ノ振興上誠ニ必要ナル方策ト信ス
- 二、夏帽子ハ本縣副業生産品トシテ重要ナル位置ヲ占メ年額二百萬圓以上ノ生産ヲ有シ一時有望視セラレシモ大正七八年以降之カ衰頹ヲ來シ年額五十萬圓内外ニ減シツ、アル現狀ニ在ルヲ以テ政府ハ



一四八  
之カ振興策トシテ海外需要地ニ於ケル流行品竝ニ商況ノ現状趨勢ヲ調査シ以テ生産地ニ速報スル機  
關ノ設置及國營ノ帽子輸出検査所ヲ新設シ粗製濫造ヲ防止スルト共ニ一面生産者團體機關ヲシテ  
輸出ノ途ヲ講セシムルハ最モ之カ振興方策トシテ適切ナル事ト信ス

(道庁報告事項ノ要領)

一 副業共同団体ノ實況及獎勵施設ノ現状



一四八  
之カ振興策トシテ海外需要地ニ於ケル流行品並ニ商況ノ現状趨勢ヲ調査シ以テ生産地ニ速報スル機  
關ノ設置及國營ノ帽子輸出検査所ヲ新設シ粗製濫造ヲ防止スルト共ニ、而生産者團體機關ヲシテ  
輸出ノ途ヲ講セシムルハ最モ之カ振興方策トシテ適切ナル事ト信ス

(道廳府縣報告事項ノ要領)

一 副業共同團體ノ實況及獎勵施設ノ現狀



## 北海道廳

副業ニ關スル共同組織ノ現在數百三十一組合ニシテ之ヲ獎勵當時ノ十一團體ニ比スルトキハ約十二倍ノ増加トス而シテ是等組合ノ多クハ申合組合ニシテ産業組合法ニ依リ設立セルモノ十七組合ニ過キス更ニ之ヲ副業ノ種類ニ依リ區分スレハ

藁 細 工	養 鷄
酪 農 養 豚	屠 鹵 整 理
竹 細 工	黍 帚 製 作
手 藝 品	籐 表 製 作
	三六組合
	一六
	二
	一

ニシテ是等團體ノ獎勵施設トシテハ藁細工組合、養鷄組合、養豚組合等ノ準則ヲ制定シテ組織上ノ便ニ供シ副業獎勵補助金ハ主トシテ此ノ種團體ニ交付シテ其ノ事業ノ發達ヲ助成シ講習、講話其ノ他獎勵上各般ノ施設ハ是等團體ヲ中心トシテ施行シツ、アリ組合分布ノ狀況並各組合ニ於ケル事業ノ狀況左ノ如シ

### (一) 藁 工 品



名	稱	目的	取	所	在	地	區	域	員	組	數	合	事	業	分	量	設	立
豐平町農會第二區副業獎勵組合	勵組合	自家使用	農工品	札幌郡豐平町	同	同	同	同	五〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
野幌購販組合	購販組合	自家使用及販賣	同	札幌郡江別町野幌二	野	幌	二	農	八〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
三原信購販組合	購販組合	同	同	札幌郡江別町篠津村三十二線	篠	津	三十二	農	一〇〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
麻畑分團	分團	同	同	札幌郡江別町麻畑	麻	畑	分	團	四〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
第三部製繩工業生產組合	製繩工業生產組合	同	同	兩龍郡沼田村	兩	龍	沼	田	一六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
角田村副業獎勵組合	副業獎勵組合	同	同	空知郡角田村字七戸	空	知	郡	角	一六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
砥波住民組合	住民組合	自家使用	農工品	空知郡栗澤村大字砥波	空	知	郡	栗	九七	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
峰延信購販組合	購販組合	生產販賣	同	空知郡沼貝村峯延九一番地	空	知	郡	沼	二二	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
多度志信購販組合	購販組合	同	同	空知郡多度志村多度志内	空	知	郡	多	一六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
岩見澤川向信購販組合	購販組合	同	同	空知郡岩見澤町一條西一丁目	空	知	郡	岩	一六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
南空知太製繩工業購販組合	製繩工業購販組合	同	同	空知郡砂川村南空知太	空	知	郡	砂	三五	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
下志文製繩組合	製繩組合	同	同	空知郡岩見澤町字下志文	空	知	郡	岩	一八	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
鷹沼副業組合	副業組合	同	同	上川郡鷹沼村近文十一線	上	川	郡	鷹	三〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
倉沼副業組合	副業組合	同	同	上川郡東旭川村大字倉沼	上	川	郡	東	二四	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
美深副業組合	副業組合	同	同	中川郡美深町字美深	中	川	郡	美	八	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
志比内信購販組合	購販組合	生產及共同販賣	農工品	上川郡神樂村字志比内	上	川	郡	神	六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
和寒村副業組合	副業組合	同	同	上川郡和寒村	上	川	郡	和	四九	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫

(二) 牛乳及乳製品

名	稱	目的	取	所	在	地	區	域	員	組	數	合	事	業	分	量	設	立
東川村副業品組合	副業品組合	冬間優裝品製作	同	上川郡東川村	同	同	同	同	五〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
倭裝品自給組合	自給組合	農工品製作	同	虻田郡喜茂別村知來別	同	同	同	同	三六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
旭川向上會	向上會	自家使用及販賣	同	乙部	同	同	同	同	六二	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
荷葉信購販組合	購販組合	同	同	沙流郡貫氣別村	貫	氣	別	村	三〇	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
二七信購販組合	購販組合	同	同	糠似郡糠似村大字二七村	二	七	信	購	三六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
歌笛製繩工業組合	製繩工業組合	同	同	三石郡三石村大字歌笛村	歌	笛	製	繩	二二	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
豐頃村製繩製繩會	製繩製繩會	同	同	中川郡豐頃村	中	川	郡	豐	一三	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
上茅室信購販組合	購販組合	同	同	河西郡茅室村字上茅室	河	西	郡	茅	四二	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
東士幌信購販組合	購販組合	同	同	河東郡音更村中士幌東五線	河	東	郡	音	四二	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
足寄村副業實行組合	副業實行組合	同	同	足寄郡足寄村二線	足	寄	郡	足	二六	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
美里別農事副業實行組合	副業實行組合	同	同	足寄郡足寄村大字上足寄	足	寄	郡	足	一四	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
茨城副業組合	副業組合	同	同	同	同	同	同	同	一四	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫
旭川製工品販賣組合	製工品販賣組合	生產販賣	同	旭川市四條通十七丁目	旭	川	市	四	一四	製繩	二、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫	三、〇〇〇貫















ニ達セサルモノアリ今其ノ分布等ノ狀況ヲ表示スレハ次ノ如シ

名	稱	目	的	員組	經	費	年設
原田村	養鷄組合	生産増加、生産品共同販賣、原料共同購入	同	五〇	一三〇	手數料、補助金	大正二年五月
大住村	松井養鷄組合	同	同	四五	一七〇	同	一三、三
何鹿郡	養鷄組合	同	同	四五	五九三	組合員負擔金、補助金、手數料	一〇、一〇
小畑村	養鷄組合	共同購入、販賣、種類ノ改善、能率増進	同	一五〇	五〇	組合員負擔金手數料	一〇、一〇
中筋村	養鷄組合	共同購入、販賣、種類ノ改善、能率増進	同	二〇〇	一三五	同	一、一
加佐郡	養鷄組合	飼料共同購入、養鷄發展	同	一〇〇	一六〇	組合員負擔金、手數料、補助金	一、一
朝妻村	養鷄組合	共同販賣共同購入、生産増加	同	小組合八	一七〇	組合員割補助金	一、一
日置	養鷄組合	飼育者ノ増加、鶏種改良、共同販賣購入、鶏舎ノ改善	同	五〇	八五	同	一、一
溝谷	養鷄組合	生産品販賣及原料共同購入、棚飼奨励	同	八〇	四〇九	組合員負擔金補助金	一、一
深田村	養鷄組合	生産品ノ販賣、共同購入、生産増加	同	一四五	一七五	事業収入交付金	一、一
熊野郡	養鷄組合	共同購入、販賣、生産増加、部落組合奨励	同	二八二	三四〇	組合員割手數料、補助金	一、一
上佐濃村	養鷄組合	共同購入、共同販賣	同	一四	二二〇	組合員割補助金	一、一
神野村	神崎養鷄組合	共同購入販賣、生産増加、品質向上	同	七〇	二二〇	組合員割補助金	一、一
川上村	市野々養鷄組合	同	同	一〇	一二五	組合員負擔金補助金	一、一
田村	養鷄組合	販賣購入、技術ノ進歩	同	九三	二二〇	組合員割補助金	一、一
海部村	養鷄組合	販賣購入、技術ノ進歩	同	五〇	二二〇	組合員割補助金、補助金	一、一
上佐濃村	小桑養鷄組合	共同販賣購入、技術ノ發達	同	一五	一四四	組合員割補助金	一、一
川上村	布袋野養鷄組合	共同販賣共同購入、鶏舎ノ改良	同	四四	一九五	同	一、一
海印寺	副業會	製繩販賣及原料共同購入	同	一八	三〇	補助金組合員負擔金	一、一

中筋村	製繩組合	共同販賣共同購入	同	五四	三九七	同	一、一
高野	製繩組合	製繩共同販賣	同	二二	三五六	同	一、一
第二區	製繩組合	共同購入共同販賣、技術ノ向上	同	四二	三六〇	同	一、一
日置	製繩組合	共同販賣製品検査	同	三〇	四〇	組合員割	一、一
養老村	里波見製繩組合	販賣購入、生産増加	同	五〇	八〇	組合員負擔金	一、一
日置	製繩組合	販賣購入、生産増加	同	五〇	四八二	組合員割補助金	一、一
同	上製繩組合	同	同	三〇	三七七	組合員負擔金補助金	一、一
養老村	里波見製繩組合	販賣購入、生産増加	同	二一	一五〇	組合員割	一、一
同	中波見製繩組合	共同販賣	同	三二	一〇〇	組合員割手數料	一、一
同	奥波見製繩組合	製繩製網販賣、原料共同購入	同	二五	五九	同	一、一
朝妻村	製繩組合	販賣購入、生産増加	同	七〇	七〇〇	組合員負擔金補助金	一、一
養老村	垣内製繩組合	生産品共同販賣、原料共同購入、生産増加	同	三〇	九〇	組合員負擔金	一、一
岩瀧町	製繩組合	販賣購入、生産増加	同	一五	一〇二	同	一、一
城東村	製繩組合	製品ノ統一、共同販賣	同	九〇	二二〇	組合員割	一、一
吉野村	深澤大正組合	製繩販賣	同	二〇	六〇	同	一、一
千歳村	昆沙門竹器組合	共同販賣共同購入	同	一七	同	同	一、一
與謝村	北丹竹器組合	生産増加販賣、技術ノ進歩、販賣、竹林改良	同	三〇	五七七	組合員割補助金	一、一
加悦町	竹細工組合	技術ノ進歩、販賣、竹林改良	同	一	三八四	組合員負擔金補助金	一、一
久美	製繩組合	製品共同販賣、原料共同購入、販路ノ擴張	同	五三	四五〇	手數料補助金	一、一
東谷	製繩組合	共同販賣原料共同購入	同	三六	八一九	組合員負擔金補助金	一、一
熊進	製繩組合	製紙原料共同購入、製品共同販賣、品質向上	同	三六	八一九	組合員負擔金補助金	一、一



同 神谷製紙組合	同	一一	五三〇	同	一一、一
庵 我村素麵組合	原料共同購入、製品共同販賣、製造技術向上	九〇	二〇〇	組合員割補助金	七、一〇
東 八田村上杉	養製作、製品統一販賣	五八	一五〇	同	一一、一一
馬 居野最寄養製作組合	原料購入斡旋、製造技術ノ向上	二〇	一	同	一一、一一
平 屋村草薺組合	醃菜ノ共同販賣、原料共同購入、品質ノ上進	二〇〇	二七、五三	手数料	一一、一三
上 賀茂村特産物販賣組合	養鯉蕃殖販賣	九四	組合員負擔	同	一一、一三
熊 野郡養鯉組合					

### 大 阪 府

#### 一、北阿内家禽協會養鶏獎勵事業

##### イ、現 状

京阪兩市ニ於テ消費セラルル鶏肉卵ハ其ノ大部分各府縣ヨリ移入シツツアル狀況ニシテ而モ本部ノ如キハ京阪兩市ノ中間ニ位シ販賣上極メテ有利ノ位置ニアルヲ以テ大正六年以降同郡農會ニ於テ副業的養鶏ノ獎勵ヲ爲シタルニ其ノ成績頗ル良好ナリシヲ以テ大正九年新ニ北河内郡家禽協會ノ設立ヲ見ルニ至リ今日ニ於テハ會員二百名ノ多キヲ算スルニ至レリ

最初ハ卵肉兼用ヲ目的トシ種鶏トシテ名古屋種、横班ブリマスコック種、ワイヤンドット種ヲ購入シ之カ獎勵ニ努メタルニ前三者ノ中名古屋種ノミハ其ノ成績特ニ優秀ナルヲ認メ其ノ後專ラ該

種ノ普及獎勵ニ努メタル結果現今ニ於テハ郡内飼育數ノ八九分迄ヲ占ムルニ至レリ

然ルニ最近ニ至リ養鶏思想、趣味ノ發達ト共ニ單ニ名古屋種ノミニ止ルヲ得ス漸次レグホン種、ミノルカ種ヲ飼育スルモノ増加シ同時ニレグホン種、名古屋種ノ一代雜種ヲ作出シ之カ流行ハ逐次隆盛ヲ加ヘツ、アル狀況ナレハ鶏種ノ統一ヲ期スル事今後一層困難トナリツ、アリ

卵肉ノ生産品ニツキテハ今尙ホ其ノ大部分ハ郡内ニ於テ消費シ殘部ヲ大阪市場ニ出スニ過キサレハ狀況ナレハ大量ヲ以テ大阪市場ニ出サントスルニハ尙ホ一層ノ獎勵普及ヲ要スルモノト謂フヘシ

現在ニ於ケル飼育頭數ヲ獎勵當時ト比較スレハ次ノ如シ

年 度	飼育羽數(羽)	卵 數(箇)
大 正 七 年	五六、四七二	二、〇七六、一六九
大 正 八 年	五八、五四六	二、〇一四、七二三
大 正 九 年	五五、二二二	二、一四八、四〇一
大 正 十 年	五四、七六一	二、一一七、一三二
大 正 十 一 年	五五、七二三	二、一五二、〇〇〇
大 正 十 二 年	六七、九〇六	二、六四八、一二四

##### ロ、獎勵施設



府トシテハ協會ニ對シ補助金ヲ交付シ之カ指導獎勵ヲ爲スト共ニ協會ニ於テモ次ノ如キ施設ヲ設  
ケ獎勵ヲ爲シツツアリ

(1) 依託種禽場ノ設置

鶏種ノ改良統一ヲ計ル目的ヲ以テ郡内至便ノ地九ヶ所ヲ選擇シ依託種禽場ヲ設置シ之ヨリ得タ  
ル種卵ハ極メテ安價ニ販賣スルト共ニ種鶏ノ貸付ヲ爲シ種卵ノ改良ヲ計リツツアリ

尙ホ依託者ニ對シテハ種鶏購入價格ノ半額及飼育費トシテ一羽ニ對シ年額一圓ノ補助ヲ爲シ優  
良種鶏ノ育成ニ努メツツアリ

(2) 家禽品評會ノ開催

年一回協會主催ノ下ニ家禽品評會ヲ開催シ協會員ハ勿論會員以外ノ希望者ニモ出品セシメ種  
ノ改良普及ヲ計リ一面養鶏趣味ノ鼓吹ニ努メ益々斯業ノ發展ニ努メツ、アリ

(3) 種鶏、種卵並飼料ノ購入斡旋運賃補助

優良種鶏、種卵ヲ購入セントスルモノニ對シテハ之カ購入斡旋ヲ爲シ且輸送費及特ニ卵價ニ對  
シテハ補助金ヲ交付シ尙ホ飼料ニ關シテハ最モ經濟的ニシテ飼料價値ノ大ナルモノヲ調査シ之  
カ共同購入ノ斡旋ヲ爲シ運賃ニ對シテハ相當補助金ヲ交付シツツアリ

二、東北郡農會養豚獎勵事業

イ、現 狀

大阪市内ニ於ケル豚肉ノ需要ハ漸次増加シ然モ飼料ノ供給比較的潤澤ナルヲ以テ大正八年以降郡  
農會ニ補助金ヲ交付シ副業的養豚ノ獎勵ヲ爲セリ其ノ結果漸次飼養頭數ヲ増加シ現在ニ於テハ成  
豚仔豚合シテ一千頭ヲ超ユル狀況ニシテ府下總産額ノ約三割ニ達シ今後益々飼養頭數ハ増加普及  
セントスル傾向ナリ然ルニ郡内ニ於テハ優良種豚ニ乏シク從テ其ノ種付料非常ニ高ク豚種ノ改良  
繁殖上多大ノ不便ヲ感スルニ付キ大正十年以來年々二、三頭ノ種豚ヲ購入シ依託種豚場ヲ設置シ  
一回一圓ヲ以テ種付ヲ爲シ之カ不便ヲ緩和シツツアルモ現在ニ於テ尙ホ種豚牝牝合シテ十二頭ヲ  
算スルニ過キサル状態ナレハ今後益々之カ増殖ニ努メムトスル計劃ナリ

且又最近ニ至リ各地ニ養豚業者續出スルニ及ヒ飼料ヲ得ル事困難トナリ其ノ價格モ從前ニ比シ騰  
貴シ爲ニ養豚業者ノ打撃ヲ被ルコト漸次多キヲ加ヘタレハ府及農會ニ於テハ此點ニ關シ大ニ考慮  
シツツアリ種類ハ全部中型ヨークシャ種及其ノ雜種ニシテ改良ノ結果優秀ナルモノ漸次多キヲ  
加ヘタレハ本秋郡内養豚品評會ヲ開催シ益々獎勵ノ效果ヲ全カラシメントスル計劃ナリ  
生産品ニ就テハ郡内ニ於テ相當消費サルルモ大部分ハ大阪市場ニ出シツツアルヲ以テ之カ需要ハ  
益々増加シ殊ニ仔豚ニ至リテハ郡外ヨリモ多數ノ希望者アリテ到底之ニ應シ得サル状態ナレハ今  
後其ノ産額ニ於テ倍加スルモ販路ニ對スル憂ハ更ニ無キモノト謂フ可シ



ロ、獎勵施設

府トシテハ郡農會ニ對シ補助金ヲ交付シ之ニ督勵ヲ加フルト共ニ郡農會トシテハ次ノ如キ施設ヲ爲シ之カ獎勵ヲ爲シツ、アリ

(1) 依託種豚場ノ設置

豚種ノ改良統一ヲ計ル目的ヲ以テ郡内至便ノ場所ニ依託種豚場ヲ設置シ種豚トシテ中型ヨークシヤ種ヲ購入シ之カ飼育ヲ依託シ飼育者ニ對シテハ飼育費トシテ補助金ヲ交付シ種豚ノ育成ニ努メツ、アリ現在飼育シツ、アルモノ十二頭ニシテ之ヲ以テ一般農家ノ牝豚ニ安價ニ種付シツ、アルモ其ノ數極メテ少ク一般農家ハ高價ナル種付料ヲ支拂ヒツ、アル狀況ナレハ將來益々優良種豚ノ増殖ニ努ムル必要アリ

(2) 豚肉料理ノ講習

豚肉ノ嗜好増加スルト共ニ之カ調理方法ヲ研究スル必要起リ毎年一回割烹教師ヲ招聘シ豚肉料理ノ講習會ヲ開催シ豚肉料理方法ニ關スル實地指導ヲ爲シツツアリ由來豚肉ノ嗜好振ハサリシハ勿論習慣上ヨリ來リタルモノアリト雖モ之カ料理方法ノ拙ナリシモ亦其ノ一因タルハ明ニシテ既ニ其ノ會開催以來郡内ニ於ケル豚肉ノ需要著シク増加シ講習ノ效果顯著ナリ

(3) 牡豚ノ去勢獎勵

肉質ヲ改良シ肉量ノ増加ヲ計ル目的ヲ以テ技術者ヲ派シテ農家ノ牡豚ノ去勢ヲ爲シ同時ニ飼育者自身ニモ去勢手術ヲ習得セシメタルニ其ノ成績良好ニシテ年々其ノ數四百頭ニ達ス  
以上ノ外飼料、成豚、仔豚、種豚ノ購入販賣斡旋ヲ爲スト共ニ豚舎ノ設計、病豚ノ診療ヲ爲シ養豚ニ關スル講演講話ヲ爲シ飼養管理ニ對スル一般當業者ノ智識ノ啓發ニ努メツツアリ

神奈川縣

本縣下ニ於ケル副業獎勵ニ關スル共同團體ハ其ノ種類非常ニ多ク同業組合、産業組合、準則組合アリ又郡市町村農會實行組合アリ或ハ青年團、婦人會、處女會、同窓會、女學會アリ又水産會、漁業組合畜産會アリ此他香辛料ノ栽培、泊芙蘭栽培組合、青物組合、聯合會等ノ如キ任意ノ組合アリ商工會、修道會等ノ如キ共同組織モアリテ一々枚舉ニ遑アラス殊ニ昨年ノ大震災災ニヨリテ調査書類ハ全部烏有ニ歸シ其ノ後半歳ニ亘リ殆ト副業獎勵ノ事務ヲ中止シ救済ノ事務ニ從事シ未タ其ノ調査ヲ完了スル能ハサルノ状態ニアリ今左ニ副業團體ニ關スル大要ヲ摘記シ參考ニ資スルトコロアルヘシ

- 一、本縣ニ於テハ特殊ノモノノ外ハ別ニ副業組合ナルモノヲ設立セシメサル方針ヲ執リ可成農會、産業組合、青年會婦人會等ノ既設ノ團體ヲ利用シ副業ニ關スル共同事業ヲ行ハシム
- 二、本縣ニテハ便宜上農産、林産、水産、工産、畜産、雜ノ六種ニ大別シ其ノ概要ヲ摘記セリ







第四、工産關係

名	稱	目
鎌倉郡鎌倉町農女會職業部	職業部	子供服其他ノミシン裁縫及編物等ノ製作販賣
横濱指露教會指露女學會	指露女學會	同
大山町婦人會職業部	職業部	同
横濱家庭製作品獎勵會	獎勵會	同
横濱女子會復興獎勵會	復興獎勵會	同
浦賀婦人會職業部	職業部	同
大磯編物獎勵會	獎勵會	同
横濱修道會	修道會	同
鳥尾木竹細工組	細工組	毛糸編物ノ製造販賣
鎌倉具細工組	具細工組	封筒、荷札、刺繍類ノ製造販賣
大箱山物産組	物産組	木竹製品ノ製造及販賣
大澤村小學同窓會	同窓會	貝細工品ノ製造及販賣
青根村農會	農會	玩具其他ノ木製品ノ製造販賣
瀨太村農會	農會	木製品ノ製作販賣
原木町商工會	商工會	花籠製造
茅ヶ崎農會	農會	竹行李製造
田浦村農會	農會	干瓢製造、柳行李製造
川崎町小學校同窓會	同窓會	真綿及真綿加工品ノ製造
		毛糸編物製造
		毛糸編物裁縫品製作
		ミシン裁縫品ノ製造

第五、畜産關係

名	稱	目
鎌倉郡農女會	農女會	ミシン裁縫
横濱輸出絹布裁縫工業組合	工業組合	裁縫品
眞須復興會	復興會	靴下及テーパノ製造
横須賀習隣人會	習隣人會	ミシン裁縫
小田原女子小學校同窓會	同窓會	同
横濱輸出織物加工同業組合	同業組合	同
		パテンレースドロソウカーク製造

第六、雜

名	稱	目
高座郡茅ヶ崎町養豚組合	養豚組合	品種改良、豚並仔豚ノ生産販賣、豚舎ノ改良、餌料購入
津久井郡小淵村養鶏組合	養鶏組合	品種並鶏舎ノ改良、卵肉ノ販賣、餌料ノ購入
足柄養蜂組	養蜂組	蜂蜜及蜜蠟ノ販賣、器具ノ購入
中郡北秦野村種羊組合	種羊組合	羊毛ノ販賣、種羊ノ共同經營、肉羊ノ販賣
神奈川縣畜産改良會	畜産改良會	養豚、養鶏、養蜂、種羊事業
高座郡畜産改良會	畜産改良會	豚鶏ノ改良及生産品ノ販賣

名	稱	目
神奈川縣採氷組合	採氷組合	採氷及販賣
神奈川縣副業獎勵會	副業獎勵會	各種副業ノ指導獎勵仲介斡旋



兵庫縣

出荷組合

(大正十二年度現在)

名	稱	目	的	取	所	經
名	稱	目	的	取	所	經
有限責任道意販賣、購買組合	小田村蔬菜出荷組合	組合ニ於テ荷造ヲ爲シ共同出荷販賣	同	蔬菜	武庫郡大庄村	一、一一一
有野村蔬菜果實出荷組合	別所村出荷組合	市場調査、生産品検査共同出荷販賣 組合ニ於テ製造ヲ爲シ共同出荷販賣	同	柿及蔬菜	川邊郡小田村	二二〇
太市村信用、購買、販賣、利用組合	大津村出荷組合	同	同	蔬菜加工品 (符籙詰)	有馬郡有野村	七三七
有限責任濱田信用、購買、販賣組合	興濱出荷組合	同	同	蔬菜	印南郡別所村	一、六八二
有限責任追分信用、販賣、購買組合	有限責任春日部信用、購買、利用組合	共同出荷販賣 組合ニ於テ荷造ヲ爲シ共同出荷販賣	同	蔬菜、果實	揖保郡太市村	三八三
有限責任美和信用、購買、販賣組合	有限責任大路信用、購買組合	同	同	蔬菜、果實、鷄卵	揖保郡太市村	一、〇四五
志築果物共同販賣組合	有限責任賀集村購買、利用組合	市場調査共同出荷販賣 組合ニ於テ製造ヲ爲シ共同出荷販賣	同	同	同	二、二五六
榎列村蔬菜共同出荷組合			同	蔬菜、鷄卵	同	一、六八九
			同	同	同	二、二八一
			同	同	同	一、二八一
			同	同	同	七四一
			同	同	同	二〇六
			同	同	同	五一一
			同	同	同	二一〇
			同	同	同	四七六
			同	同	同	一七一

醸酒作業者組合

(大正十二年度現在)

名	稱	目	的	取	所	經
名	稱	目	的	取	所	經
美方郡醸酒業者組合	播磨同	酒造講習會、自醸酒品評會、組合員表彰、出稼主家慰問	酒	美方郡村岡町	八三四	
多紀郡醸酒業者組合	津名郡醸酒業者組合	酒造講習會、杜氏競技會、巡回講演印刷物配付	同	揖保郡斑鳩村	一八〇	
加西郡杜氏組合	朝來郡醸酒業者組合	酒造講習會、組合員表彰	同	多紀郡篠山町	一、二九〇	
水上郡醸酒業者組合		酒造講習會、印刷物配付	同	津名郡洲本町	二二二	
		酒造講習會、印刷物配付	同	加西郡北條町	一九二	
		酒造講習會、印刷物配付	同	朝來郡牧田村	四五〇	
		酒造講習會、印刷物配付	同	水上郡柏原町	二五〇	

重要物産同業組合

(大正十二年度現在)

名	稱	目	的	所	區	域	經
名	稱	目	的	所	區	域	經
兵庫縣凍蒟蒻同業組合	播州凍豆腐同業組合	原料共同購入、製品検査、製品販賣	多可郡杉原谷村	多可郡	加西郡	二九三、六四〇	
兵庫縣神崎郡連隊同業組合	兵庫縣飾磨郡連隊同業組合	同	同	同	同	五五二、〇九〇	
兵庫縣加西郡連隊同業組合	淡路塩苞同業組合	同	同	同	同	八二七、七一二	
同		製品検査、製造改良指導講習會	同	同	同	五六、一一九	
同			同	同	同	一五七、二五九	
同			同	同	同	二七七、〇八二	
同			同	同	同	二二五、四六九	



## 長 崎 縣

一七二

本縣ニ於テハ大正十一年度ヨリ獎勵金ヲ交付シ共同組織ヲ獎勵シ之カ發達ヲ期シツツアリ而シテ現在ニ於ケル右組合ハ藁細工副業組合八、養鶏貯金組合一四、養豚組合一ニシテ今各種別ニ其ノ概要ヲ記スルハ左ノ如シ

### 一、藁細工副業組合

共同組織ノ獎勵ニ關シテハ縣下ノ現状ニ於テ藁細工品カ未タ縣内ノ生産品ヲ以テ其ノ需要ヲ滿タスニ至ラス隣縣ヨリ移入セラル、量尠ナカラサル狀況ニアリ然ルニ之カ原料ハ相當ニ豊富ナル地方アリ其ノ生産額ノ如キモ多量ニ産出スル所ナキニアラサレトモ多クハ個々ニ經營セラレ製品ノ統一ヲ缺キ販賣上ノ利便備ハラサルモノアルヲ以テ獎勵ノ當初トシテハ主トシテ藁細工品ニ對スル組合ヲ組織セシメ漸次他ノ生産品ニ及ホスコト、シ大正十一年度ニ於テ五組合十二年度ニ於テ三組合ヲ組織セシメ爾來之カ經營上ニ對シ指導ヲ加ヘツ、アリ

組合事業トシテ實行セル主ナルモノハ製品ノ改良統一即チ繩ニアリテハ其ノ單位ノ長サ若ハ結束ノ方法等ヲ一定シ藁ニアリテハ各種類別ニ縦繩ノ數、横巾、長サ及重量ヲ統一シ検査ヲ行ヒ其ノ他原料ノ共同購入、製品ノ共同販賣、販路ノ調査、競技會ノ開催、機械類ノ共同購入、共同使用

並収益ノ一部貯金等ニシテ以上ノ實行ニヨリ從前ニ比シ収益多キヲ以テ從業者漸次増加シ從テ其ノ生産額亦増加シツ、アリ

右ニ對スル獎勵施設トシテハ組合設立ノ初年度ニ於テ一組合ニ對シ五十圓次年度ニ於テ其ノ半額ツ、ノ獎勵金ヲ交付シツ、アリ

### 二、養豚組合

西彼杵郡黒崎村ニ於テハ從來長崎市浦上方面ヨリ幼少ナル仔豚ヲ預リ一戸一頭ノ制ニヨリ之ヲ飼養シツ、アリシカ飼育者ハ單ニ之ヲ肥大セシメ飼養料ヲ得ルノミニテ總テノ利益ハ其ノ預ケ主ニ收得セラレツ、アリシヲ以テ此ノ慣習ヲ改メ飼育者ノ收利ヲ多カラシメムタメ組合ヲ組織シ種豚ヲ購入シテ組合員ニ良種ノ豚ヲ生産飼育セシメ組合ニ於テ之カ販賣ヲ爲シ養豚ニ依リテ得ヘキ利益ノ全部ヲ其ノ飼育者ニ收得セシムルコト、シ大正十一年度ニ於テ種用トシテ畜産試験場ヨリ牝牡各一頭ノ拂下ヲ受ケ別ニ良種ノ仔豚四十頭ヲ購入シテ組合員ニ配付シ十二年度ニ於テモ同試験場ヨリ牝一頭、牡二頭ノ拂下ヲ受ケ専ラ良種ノ普及ヲ圖リ販賣スヘキモノハ組合ニ於テ直接販賣シツ、アルカ組合員ハ右販賣方法ノ改善ニ依リ從前飼養料ノミヲ得タル時ニ比スレハ殆ント倍額ニ近キ收利ヲ得ルニ至リシヲ以テ組合員ハ組合事業ノ利益ト其ノ效果ノ大ナルヲ喜ヒ益々之カ發展ヲ期シツ、アリ

一七三



### 三、養鶏貯金組合

本縣ニ於ケル養鶏業ハ飼養戸數八萬七千三百七十餘飼養羽數成鶏三十七萬三千七百七十九羽、雛三十二萬三千八百九十羽、鶏卵二千五百五十一萬六千餘箇（大正十二年）ニシテ各郡市ニ亘リ相當ニ普及セルモ其ノ品種ノ如キ頗ル雜駁ニシテ特ニ鶏卵ノ需要ハ本縣産ノモノノミニテハ尙ホ不足ヲ訴フル結果年々多額ノ（六十萬圓内外）支那卵ヲ輸入セル狀況ニシテ斯業ノ改善ヲ期シ一層ノ普及及發達ヲ圖ラムカタメ大正十一年度ヨリ組合組織ヲ獎勵シ且ツ種類ノ統一ニ付テハ最モ經濟的ニシテ健全ナル白色レグホン、横斑ブリモースロツク、黑色ミノルカ及名古屋種ヲ獎勵品種ト定メ品質ノ改良ニ付テハ從來縣立農事試驗場ニ於テ配付シ來リタル種禽種卵ノ配付事業ヲ擴張シ主トシテ種卵配付ニ依リ良種ノ普及ヲ速カナラシムルコト、シ組合ノ申請ニ對シテハ特ニ優先權ヲ與フルコト、セリ而シテ組合ハ一町村ヲ區域トシ設立當初ニ於テハ五十戸以上ヲ認ムルモ漸次全村ニ及ホスコト、シ養鶏事業ト關聯シテ鶏及卵ノ共同販賣ヲ行ヒタル代金ノ一部ヲ据置貯金トシテ必ス蓄積セシムルコト、シ大正十一年度ニ於テ先ツ各郡ニ一組合ツ、七組合ヲ設立セシメ模範的ニ經營ヲ爲サシメ十二年度ニ於テモ同様ニ七組合ヲ組織セシメ各組合ニ對シテハ初年度ニ於テ八十圓ツ、補助金ヲ交付シ之カ經營ニ對シ指導ヲ加ヘツ、アリ

組合事業トシテ現在實行セルモノハ種鶏種卵及初生雛ノ購入配付若ハ其ノ斡旋、飼料ノ共同購

## 新 潟 縣

本縣ニ於ケル副業共同團體ノ獎勵施設ノ現状左ノ如シ

### 一、副業組合ノ補助

從來郡以上ヲ區域トスル團體ヲシテ各副業組合ニ對シ指定事業ヲ定メ相當補助金ヲ交付シ其ノ發達ヲ促シ來リタルカ本年度ヨリ各郡市ニ於ケル副業組合ノ聯合的施設ニ對シ補助スルヲ原則トシ一層共同的利益ノ促進ニ努メツ、アリ

### 二、各種講習補助

製炭、竹細工其ノ他ノ講習ハ悉ク副業組合若ハ關係アル團體ヲシテ開催セシメ之ニ適當ノ補助金ヲ交付セリ

### 三、生産品販賣ノ斡旋

縣郡農會其ノ他關係機關ト連繫シテ新潟長岡市、新津町ニ蔬菜、豚鶏肉、鶏卵其ノ他農産物ノ販賣所ヲ開設セシメ若ハ北海道小樽市ニ於ケル本縣商品陳列所出張所ヲ介シテ薬工品ノ直接販賣ヲ



試ミ東京、横濱方面ノ當業者ニ交渉シテ花卉、球根類ノ取引ヲ促進セシムル等常ニ生産品ノ販賣ニ關シ係員ヲ擧ケテ斡旋仲介ニ盡瘁セシメツ、アリ

本縣ニ於ケル副業共同團體ノ實況及成績ヲ示セハ左表ノ如シ

郡市町村	村組	名	區	城	員組	取	最	設
					數	品	近	立
					合	名	生	年
							格	月
								日
北蒲原郡	地	養豚養鶏組合	築地村大字築地外二ヶ部落		六二豚、	鶏	三、七七五	大正八年
同	新發田町	新發田町郷副業組合	新發田町外二ヶ部落		一八竹	細工	二、九二〇	八、一〇、一五
同	水原町	水原町郷竹工品副業組合	水原町外三ヶ部落		三五竹	工品	三、三八六	八、一〇、二六
同	新發田町	新發田郷養鶏組合	新發田郷		二一鶏		三、七八九	八、六、一
同	葛塚町	葛塚町太田古屋養鶏組合	葛塚町大字太田古屋		二五同		一、三六五	大正八年
同	征岡村	征岡村養鶏組合	征岡村大字今板外二部落		五六竹	工品	四、〇一〇	四、二二
同	米倉村	米倉村養鶏組合	米倉村		五一椎	茸	四、〇一〇	四、二二
同	分田村	分田村養鶏組合	分田村		八豚	肉	三、二〇〇	一、〇、四、二二
同	長浦村	長浦村養鶏組合	長浦村大字上堀田外二部落		三〇鶏		一、一七二	一、〇、七、一
同	築地村	築地村養鶏組合	築地村大字菅實外三部落		二五同		六、八〇	一、一、三、一五
同	同	同	同		八〇菓	工品	二、三三〇	一、一、〇、二六
同	同	同	同		二一	工品	一、六三一	一、〇、二六
同	同	同	同		三一豚、	鶏	八四〇	一、四、一
同	同	同	同		二九	鶏	一、二	二、二〇
同	同	同	同		三二同		二、二〇	二、二〇

郡市町村	村組	名	區	城	員組	取	最	設
					數	品	近	立
					合	名	生	年
							格	月
								日
加治村	加治村北部	養鶏組合	加治村大字藤寄大支與野		三六同		一、二	三、七
中浦村	中浦村	養鶏組合	中浦村		三三同		一、二	三、七
水原町	水原町	養鶏組合	水原町		一七九同		一、二	三、七
黒川村	黒川村	養鶏組合	黒川村		四九同		一、二	三、七
葛塚町	葛塚町	養鶏組合	葛塚町		九八同		一、二	三、七
菅谷村	菅谷村	養鶏組合	菅谷村		三五同		一、二	三、七
聖籠村	聖籠村	養豚養鶏組合	聖籠村大字藤寄大支與野		三一豚		一、二	三、七
南濱村	南濱村	養豚養鶏組合	南濱村大字神谷内		三二豚		一、二	三、七
安田村	安田村	養豚養鶏組合	安田村大字千唐仁外二部落		三五豚		一、二	三、七
安田村	安田村	養豚養鶏組合	安田村大字千唐仁外二部落		三〇豚		一、二	三、七
安田村	安田村	養豚養鶏組合	安田村大字千唐仁外二部落		三〇豚		一、二	三、七
加治村	加治村	養豚養鶏組合	加治村		四〇豚		一、二	三、七
加治村	加治村	養豚養鶏組合	加治村		四四豚		一、二	三、七
金塚村	金塚村	養豚養鶏組合	金塚村		三七豚		一、二	三、七
中浦村	中浦村	養豚養鶏組合	中浦村		三〇豚		一、二	三、七
中浦村	中浦村	養豚養鶏組合	中浦村		三五豚		一、二	三、七
葛塚町	葛塚町	養豚養鶏組合	葛塚町		二四豚		一、二	三、七
長浦村	長浦村	養豚養鶏組合	長浦村		二四豚		一、二	三、七
白井村	白井村	養豚養鶏組合	白井村		三七豚		一、二	三、七
小合村	小合村	養豚養鶏組合	小合村		九〇豚		一、二	三、七
金津村	金津村	養豚養鶏組合	金津村		二五豚		一、二	三、七
大郷村	大郷村	養豚養鶏組合	大郷村		三〇豚		一、二	三、七
橋田村	橋田村	養豚養鶏組合	橋田村		四三豚		一、二	三、七











